

農地改革の真実

— その歴史的性格と旧地主報償問題 — (その3)

玉 真之介

[目次]

- 序 章 農地改革の評価をめぐる問題
- 第1部 農地改革の歴史的性格
- 第1章 日本の農地改革をめぐる占領前の攻防 以上(その1) 54巻1号
- 第2章 農地改革における「マッカーサーの謎」と英連邦案 以上(その2) 55巻1号
- 第3章 農地買収価格をめぐる謎とGS(民政局)の干渉¹ 以下、本号
 - (1) 農地買収価格をめぐる謎
 - 1) 農地買収価格の問題
 - 2) 和田博雄の重大な関与
 - 3) GHQ案における「Flexible Price」
 - (2) 韓国・台湾における農地改革と農地買収価格
 - 1) 韓国の農地改革における農地買収価格
 - 2) 台湾の農地改革における農地買収価格
 - (3) 戦時農業統制と第1次農地改革
 - 1) 第2次農地改革における「買収の対価」
 - 2) 農村の税過重問題と地租改正
 - 3) 臨時農地価格統制令
 - 4) 自作農創設の拡充強化と報奨金制度
 - (4) 小作料金納化の理由とロジック
 - 1) 小作料統制令の意義と限界
 - 2) 米穀国家管理の進展と二重価格制
 - 3) 敗戦間際における小作料金納化の企図と挫折
 - 4) 小作料金納化を必要とする理由
 - 5) 小作料金納化に秘められた意図
 - (5) 食糧・物価危機下の第1次農地改革法審議
 - 1) 1946年3月の物価統制令
 - 2) 買収価格をめぐる国会審議
 - (6) GS(民政局)の法案修正要求
 - 1) トーマス・A・ピッソン
 - 2) GSからの要求内容
 - 3) この章のまとめ

¹ この章では、読み易さを考えて、行政文書からの引用はカタカナ表記をすべてひらがな表記に、漢数字を算用数字に改めた。

第3章 農地買収価格をめぐる謎とGS（民政局）の干渉

(1) 農地買収価格をめぐる謎

1) 農地買収価格の問題

序章でも述べたように、農地改革における農地の買収価格は、「田1反が塩鮭1尾とか筵1枚とか」（柳瀬、1981、p.16）と言われるタダ同然のものだった²。このような事態は、なぜ生じたのか。戦後のインフレーションが大きく作用していることは間違いない。しかし、それはいかなる経緯によるものだったのだろうか。第2部で見ると、このタダ同然の農地買収価格こそが、全国各地で地主団体の運動が起こり、農地改革違憲訴訟が提訴された主要な理由だった。

た。そうであれば、この農地買収価格がなぜタダ同然となったかについては、それ自体として検討してみなければならぬだろう。

1950年に実施された「農地等開放実績調査」の結果を分析した五十棲（1956）は、農地改革で農地を買収された実戸数を176万戸としている（同：p.182）。この内、法人を除く在村個人地主の数は125万戸³で、その1戸平均の開放面積は8.1反に過ぎなかった（同：p.183、表16）⁴。その内訳を表1で見れば、5反未満の戸数が66.7%、それに5反-1町を足せば81.3%、さらに1町-3町まで足せば93.7%にもなる。同様に、開放面積は5反未満が15.3%、それに5反-1町を足せば27.1%、さらに1町-3町を足せばちょうど半分の50.2%になる。ここからも、日

表1 開放面積（村内）広狭別の在村個人地主

	開放戸数		開放面積	
	実数（千戸）	割合（%）	実数（千町）	割合（%）
5反未満	834	66.7	154	15.3
5反-1町	183	14.6	119	11.8
1町-3町	155	12.4	233	23.1
3町-5町	43	3.4	150	14.9
5町-10町	24	1.9	144	14.3
10町-50町	11	0.9	171	17.0
50町以上	0.7	0.1	37	3.7
計	1,251	100	1,008	100

出典）五十棲（1956）p.185、表19より。

² 実際の買収価格の都府県平均は、1反当たり田697円、畑336円だった。それが農地改革終了まで固定されていた（五十棲、1956:p.182）。これに対して、買収が開始された1947年の政府買上米価は1石（150kg）当たり1,700円（櫻井、1989：p.93）、闇価格はその9.5倍であった（同：p.71）。

³ 五十棲（1956）p.183の表16によれば、農地を開放した個人地主数は、在村地主が125万戸、不在地主が112万戸であった。ただし、この調査は村単位の属地的集計のため属人的には在村地主と不在地主、不在地主内でもかなりの重複があり、実戸数を算定すると176万戸（法人を含む）とされている。したがって、在村個人地主125万戸には、純粹の在村地主と村内および村外（不在）の両方で貸付地を買収された地主が含まれている（同：p.182）。

⁴ 不在村個人地主112万戸の1戸平均開放面積は、意外にも6.4反と在村個人地主よりも少なかった（五十棲、1956：p.183、表16）。これは、「不在地主」という言葉のイメージとは裏腹に、歩いて通えるような隣村に貸し地を持つ零細耕作地主が多数だったからである。

本農業の実態をまったく知りもしないオーストラリア代表ボール⁵とアドバイザーのワードが、対日理事会で提案した“7割開放”という思いつきの数字のために、いかに零細な地主からも開放農地がかき集められたかが明瞭となる。

これが農民的小土地所有の型の日本における農地改革の実態であった。もちろん、地主の中には庄内の本間家、宮城の斎藤家、新潟の市島家のような千町歩地主がいたことも確かである。しかし、こうした水田単作地帯に特異な存在と言える千町歩地主と、開放面積5反未満の在村地主を、「地主的土地所有」(「32年テーゼ」)や「土地所有の性格」(暉峻、1970: p.47)といった概念で一緒にしてしまうことが社会科学的に許されるのだろうか⁶。

もしマッカーサーが農地改革を対日理事会に付議せず、保有限度3町歩というGHQ案で農地改革を実施していれば、在村個人地主の

81.3%(約117万戸)が少なくとも自村内の農地買収は免れたはずである。もちろん、その場合には、ソ連や日本共産党などが“封建遺制の温存”や“欺瞞的農地改革”と猛烈なGHQ批判のキャンペーンを展開したに違いない⁷。だからこそ、マッカーサーはそうした批判の矢面に立つことを避けるために、農地改革をSCAP指令によってではなく、あくまで日本政府から発議させるように指示したのだろう。

しかし、序章でも紹介したように、ドーア(1965)は「これら耕作地主の多くは、本来の意味で、地主(landlord)と呼ぶのがむずかしい」、「これら耕作地主の零細なものは、経済的にも文化的にも同じ村の仲間とほとんど区別できない」(同:p.6)としていた⁸。彼らにとって買収された農地面積は小さいとはいえ、買収される農地の価格は敗戦後の混乱期を生き抜く上で死活の問題だっただろう。この無念さから多

⁵ ボールは、サンデーオブザーバー紙で1946年8月29日の和田農相の記者会見に対し、「英連邦案に対する明白な見落としがある」として、以下のような批判のコメントをしていた。「英連邦提案により、日本は大きな所領(the big estates)を最大7.5エーカーへ分割しなければならない。日本の法案は家族が所有する農地に制限を設けていない。これでは富農(a wealthy farmer)が自身で耕作するための大きな面積を購入するのを防げない」(農地改革資料編纂委員会編、1982:p.388)。このように、ボールは日本の地主小作関係をまったく貴族的大土地所有と勘違いして、頓珍漢なコメントをしていたのである。なお、7.5エーカーは3町歩で、自作農の所有上限とされた面積である。

⁶ 暉峻衆三は、筆者のこの問いに対して「『戦前期』日本の地主制度は、『地主的地主』と『零細(耕作)地主』のピラミッド型構造としてトータルにとらえ、小作争議もそのもとで把握されるべきではないか」(暉峻、1997:p.35)と答えている。「小作料=剰余の収取関係」(同)では「零細(耕作)地主」も程度の違いはあっても本質は「地主的地主」と同じというわけである。岩波ブックレットの<日本近代史>を担当した大門正克も「零細地主のほう大な底辺をなして分厚く存在し、ピラミッド型の構成をとるところに日本地主制の特徴があった」(大門、1992: pp.32-33)としている。まさに「ピラミッド型構造」という言葉で零細な耕作地主も巨大地主と一体化する認識が、「地主制」という言葉で長きにわたってわが国の歴史研究並びに歴史教科書を支配してきたのである。

⁷ 対日理事会のソ連代表デレヴィヤンコは、1947年7月23日の第37回対日理事会において、第2次農地改革が小作地の「すべてを収用して買い上げるという条文を含んでいない」「不徹底」な改革とすると共に、「この不徹底できわめて制限された農地改革でさえも全く不満足にしか遂行されていない」と日本政府とGHQ双方に批判を加えている(アカハタ編集局編、1952: pp.21-22)。もし、地主の保有限度が1町歩ではなくGHQ案の3町歩であれば、その批判のトーンはもっと激しかっただろう。また、日本共産党は、後に詳しく検討するように、1951年の「新綱領」において、第2次農地改革を「農民に土地を無償にあたえないで、金で買うのであるから、余裕のある者のためにおこなわれた改革である」(同:p.272)として、「欺瞞的」農地改革というキャンペーンを展開しただけでなく、山村工作隊を組織して反地主武装闘争まで展開した。その際、実に多くの優れた社会学者が、このキャンペーン推進の担い手となったのであった。

⁸ マッカーサー「覚書」でも、landlordsという単語は使われておらず、使われているのはabsentee land ownersである。その他、GHQにおける農地改革関連の文書でも、landlordsという言葉は少なく、主にlandownersが使われていた。

数の違憲訴訟も提起されたのである⁹。

しかるに、加藤（1953）や松下（1959）、そして長岡（1995）などはあるにしても、汗牛充棟たる農地改革研究において、この買収価格の問題を正面から取りあげた研究は見当たらない。このタダ同然の買収価格について暉峻衆三は、「それは、なが年にわたる地主の高額現物小作料取収に対する『一種の賠償』ともいえた」（暉峻、1984：p.457）としている¹⁰。いわば“当然の報い”であって、問題にするまでもないと言うことなのだろう。こうした研究者に潜在する“安くても当然”とする意識が、買収価格の問題に対する追究を等閑にさせたのかもしれない。

しかし、マッカーサーによる「農地改革に関する覚書」（SCAPIN-411：1945年12月9日、以下SCAP「覚書」と略）の中には、「不耕作地主より公正なる価格で農地を購入するための規定」という項目があった（農地改革資料編纂委員会編、1974：p.145）。ここで、「公正なる価格」の原文は“equitable rates”である。

さらに、前章でみたように、[有償 vs 無償]は、対日理事会における米ソ間の最重要な対立点だった。アメリカ代表のG・アチソンは、第7回対日理事会（1946年6月17日）で、十分な補償を与えずに土地を没収することはポツダム宣言の諸原則と相容れないだけでなく、民主主義の諸原則とも一致しないと大見得を切っていた（農地改革資料編纂委員会編、1982：

p.201）。これに対し、ソ連代表のデレビアンコも、「無償」という主張を最後まで譲ることはなかった。それが、資本主義と共産主義との原理的・体制的・イデオロギー的な対立点を端的に示すものだったからである（第2章（5）2）。

それなのになぜ、対日理事会後にGHQの「勧告」に基づいて法案化され、実施された第2次農地改革が、「有償」とは名ばかりの「事実上没収同様の低価格」（グラッド、1953：p.73）になってしまったのだろうか。この章では、この“謎”について考察することにする。

2) 和田博雄の重大な関与

この謎を解く糸口は、前章で指摘したGHQによる指令案の作成過程にある。1946年4月にNRS（天然資源局）のラデジンスキーやギルマーチンが中心となって起草した10日案と26日案は、1点を除いて大きな違いはなかった。つまり、「在村地主の保有面積平均3町歩、政府による買収・売渡し、市町村農地委員会の構成は土地所有者と小作人と同数、小作契約の文書化、最高小作料の法定など」（大和田、1982：pp.18-19）の骨子において両案は同じだった。しかし、農地買収価格に関しては、「この両案の間には重要な相違点」（同：p.18）があったのである。

すなわち、4月10日案は、「価格は貨幣額で決定せず、農産物の数量で決定（例えば米何石）、毎年時価で換算して貨幣で支払うという

⁹ 朝日新聞仙台支局編（1979）には、「すべてむだを省いて貯蓄した金で求めた田畑が、涙金で解放され、その残念さは今日でも忘れられない（志波姫町・木田栄之丞）。悪徳地主呼ばわりされ、耐え難い精神的苦痛をこうむり実にもじめなものだった（名取市・大友周一郎）」（同：p.187）などの無念の思いが記されている。さらに、全国解放農地国家補償連合会（1956）には、農地改革後に自殺や精神異常、病気など、悲惨な境遇に陥った旧地主たちの実例が全国から24例収録されている。

¹⁰ 暉峻は、この記述に先立って、農地改革が「小作農民の熾烈な土地要求を『上から』先どりし、土地闘争の展開に先手を打つ」（暉峻、1984：p.456）ものだったとしている。しかし、戦後の農村に「小作農民の熾烈な土地闘争」などが本当に存在したか大いに疑問である。それは、後に見るような一部地域のイデオロギー的に煽動された事例を過大視したものではなかったのか。「戦後の農民運動もまた政党と密接な関係のもとに進められた。農民運動家と呼ばれる人々は社会党か共産党のいずれかの党員であるか、その影響下にあるものが多い」（農民問題研究会編、1952：p.51）。さらに、「日本共産党はその当初においては左翼冒険主義にわざわざいされ、農民組織引き廻し主義に終始し、大きな反発をうけて農民組織の分裂と対立を生み出した」（同：p.1）と言われている。

ものであった」(同：p.19)。つまり、インフレを買収価格に反映させる仕組みが織り込まれていた。それに対して、4月26日案では、日本政府が3月15日に提出した回答案、すなわち第1次農地改革法の方式がそのまま採用され、合わせて小作料定額金納化も了承されていたのである(同)。

そして、「この変化は全く和田農政局長の説得によるものであった」(同)と大和田啓氣は述べている。大和田は、そのように推定する根拠を以下のように記述している。

「和田氏は農地価格の貨幣表示、金納小作料を強く主張した。ラデジンスキー氏をしばしば宿舎第1ホテルに訪ね、懇談したことを氏から聞いている。どのようにして説得したのか、資料は残っていないが、小作人の経済自立を促すために小作料金納化が必要であり、その延長線において農地価格は貨幣額で適正に表示すべきことを説いたのであろう」(同、下線は引用者)。

この指摘に関しては、和田自身も「ラデジンスキーと強制買収問題とか、小作料金納問題とか、買収価格とかいろいろな問題でよく議論しました」(和田、1966：p.47)と認めており、そこでの最大の論点が農地買収価格であったことも、通訳として第1ホテルにおける和田とラデジンスキーの会談に立ち会った大戸元長の次の証言から明かである¹¹。

「このときの最大の論点は、ラ博士が、農地買収の対価として地主に交付する農地証券を、その後の物価変動により調整しようとするような規定を設けようというのに対し、大臣は強硬に反対し、結局ラ博士が、しぶしぶ自説を撤回したのは真夜中であった」(大戸、1978：p.1)。

この証言からも、1946年4月のGHQ案の変

更は、和田博雄がラデジンスキーを説得した結果と考えて間違いなさそうである。しかし、むしろ問題はその先にある。第1に、和田はなぜ物価スライドの考え方に強硬に反対したのか(その真意)、第2に、どのような論理でラデジンスキーを説得したのか(ロジック)、という点である。先ほどの大和田の記述を見ると、「真意」は実は「小作人の経済自立」=「小作料金納化」にあり、それに付随して農地価格も貨幣表示が主張されたという「ロジック」が見えてくる。確かに、小作料の定額金納化は後に見るように農政局農政課が敗戦間際に企図したものであり、第1次農地改革法はその実現だった。また、第1次農地改革による小作料の定額金納化は、すでに1946年4月1日から施行されていたという事実もある。

これに対して、上記の大和田説とはまったく異なる「真意」を示唆するのが、大戸の証言にある「後日談」である。

「ラ博士は日本の任務を終えてから、台湾、ベトナム、ネパールなどの農地改革を指導したが、たまたま日本に立寄ったとき、私が案内して、当時は社会党の実力者であった和田氏と対面した。そのとき、博士が最初に発した質問は、農地改革後の激しいインフレで農地証券が紙屑同様になったことを、和田氏は予想していたのかという点であった。和田氏は言下にイエスと答え、若し農地証券を物価にスライドさせていたならば、政府の重い財政負担により、今日のような日本経済の成長はなかったであろうと述べ、あのとき博士が譲歩してくれたのは、日本経済のその後の発展への最大の貢献であったと付け加えられた。私の通訳に耳をかたむけている博士の表情は複雑であった」(大戸、1978：

¹¹ 大戸は、引用文の前段で「占領下の農政の最大の課題は、言うまでもなく、農地改革であったが、私にとって忘れ得ない一幕は農林大臣の和田博雄氏と司令部の農地改革担当であったラデジンスキー博士とが、ラ博士の宿舎(第一ホテル)で行った深夜の論争に通訳を務めたことである」(大戸、1978：p.1)と述べている。1946年4月時点で和田は農政局長で農林大臣になるのは5月22日であるが、これは30年前の回顧であり、大戸には大臣の印象が強く残っていたためと推測することが許されるだろう。

p.1)。

この証言によると、和田の「真意」は政府の財政負担回避にあり、大和田説は説得のための「ロジック」として使われただけということになる。ただし、この会話は事実であったとしても、少し後付けの理由のようにも見える。買取価格の支払い、農地証券による年賦払いで、報奨金が政府負担であったとしても、農地を買った旧小作人からの年賦償還もあるわけだから財政負担がそこまで大きくなるとは考えにくい。とはいえ、この財政負担回避のためという「真意」を大和田説に対して大戸説としておこう。

以上の2説に対して、第3の説となるのがグラッド(1953)が示唆する理由である。グラッドは、農地買取価格が「没収同様の低価格」となったのは、「それは10年になんなんとする政府の公定価格制度の論理的帰結であって、最高司令部の要請の結果ではなかった」(同:p.72)ことを強調した。その上で、当時の農地価格には公定価格と闇価格の2つしかなく、「政府が公的に後者(闇価格:玉)を認めたならば脆弱きわまる公定価格の全体系を破壊して、そして、手放しのインフレーションに途をひらくことになるのは必然であった。だから、政府は農地改革に関して農地価格決定の問題を処理するにあたり、ただ1つの価格、すなわち1939年の価格を用いるほかになかったのである」(同)と。

この説は、かなり有力にも思えるが、疑問も残る。GHQ案は買取価格を米の量で表示して、毎年の年賦数量に公定米価を掛けて支払うという案であり、闇価格の使用は考えていない。こ

の公定価格か、闇価格か、という二者択一の議論は、後の買取価格をめぐる違憲訴訟において、被告である国の主張に出てくるもので¹²、1946年4月の時点で和田が主張したかどうかは怪しい。とはいえ、戦時期から続く価格統制との関連という点は重要な観点であり、これをグラッド説と呼ぶことにしよう。

さらにもう1点、大戸の「後日談」でも、また後に大和田が渡米した際の聞き取りでも¹³、ラデジンスキーは農地証券が紙屑同様になったことを苦々しく思っていたことが明かである。言い換えれば、彼はあくまで地主に対しても“公正なる価格”で支払うべきと考えていたと言うことである。しかも、1949年の座談会¹⁴で和田は、次のように述べていた。

「価格の点では、僕はギルとラディーとも随分やった。どうしてもあの考え方は駄目だったので議論したことを覚えているが、それでやっと向こうが納得した。それは僕が大臣になってからも続くのです」(農地改革資料編纂委員会編、1974:p.116)。つまり、農地買取価格に関するラデジンスキーとの論争は、1946年4月の時点で決着がついたわけではなく、その後も継続していたというのである。

こうして、農地改革における農地買取価格の謎という問題は、和田博雄がラデジンスキーを①いかなる「真意」で、②どのような「ロジック」を使って説得したのか。また、③その後にはいかなる展開があったのか、という3つの問題にブレイクダウンされることになった。この問いには暫定的に、大和田説、大戸説、グラッド説という3つの解答があったが、その検討のた

¹² 農地改革違憲訴訟で被告国側の弁護にあたった吉井晃弁護士は、「米価と共に現在の農地価格は統制価格か闇価格しか存在しない」と主張して、「本質的経済価値」という原告側の主張の矛盾点を衝いていた(内閣総理大臣官房臨時農地等被買取者問題調査会、1964c:p.14)。

¹³ 大和田は1949年に渡米し、ワシントンでラデジンスキーと会った時の話として、「2時か3時頃まで議論したが、ラディーは、一番遺憾に思うのは買取価格とインフレーションの問題だといっておりました」(農地改革資料編纂委員会編、1974:p.116)と述べている。

¹⁴ 財団法人農政調査会の主催で1949年11月30日に開催された座談会。出席者は、和田博雄の他、山添利作、東畑四郎、上松憲一、五十俵藤吾、大和田啓氣、田辺勝正。「『終戦前後における農地改革法案成立の経緯』についての座談会速記録」(農地改革資料編纂委員会、1974:pp.103-138)。

めには、どうしても農地改革で採用されることとなった第1次農地改革法の農地買収方式がどのような経緯と内容で策定されたのかを問わなくてはならない。そして、その検討にはどうしても戦時農業統制にまで遡ることが必要となる。

つまりこれは、細貝大次郎が指摘していたように¹⁵、第2次農地改革に引き継がれた戦時農業統制の問題として、農地改革のいわゆる「連続と断続」問題に対する1つの重要な論点の究明を意味することになるのである。ただし、この点の検討は節を改めることにして、まずはGHQが当初、農地買収価格としてどのような案を持っていたのかを確認しておくことにしよう。

3) GHQ案における「Flexible Price」

GHQが農地改革に関する検討を始めたのは、1945年12月9日のSCAP「覚書」以降のことであった。前章でも述べたように、この「覚書」の案文作成はCIE（民間情報教育局）であったから、農地改革の検討も当初は、CIEとNRSの両機関が関わっており、ようやく1946年3月18日以降、正式にNRSの所管となるものだった（大和田、1981：p.101）。

長岡新吉が指摘するように（長岡、1995：p.132）、農地買収価格の観点から注目されるのは、このNRSの所管となる前の3月9日に、NRSのラデジンスキーとギルマーチンがCIEのヒックスと会談した際のメモである（農地改革資料編纂委員会編、1982：p.129、II-3-3）。

そこでは、SCAP「覚書」に照らして1945年12月28日公布の第1次農地改革法に関する問題点が5点に涉って指摘されており、その4番

目に農地買収価格があった。すなわち、田1反（0.245エーカー）あたり750円、それに反当たり200円の報奨金という対価は、土地価格が高騰している現状では没収に等しく、他方でデフレとなった場合には土地を買った農民には過度の金融上の負担を強いることになる、と問題点を述べていた（農地改革資料編纂委員会編、1982：p.131）。

それに続く、農地改革に必要な5点の要件でも、4番目に現在のインフレ下で両方（地主と小作人）を満足させる土地価格の設定は不可能なので、土地の生産物数量で表示して価格変動に応じて毎年の支払いを変化させる「柔軟な価格（a flexible price）」を設定すべきであるとしていたのである（同）。

この「Flexible Price」という考え方について大和田は、東京帝国大学教授那須皓の提案によるものと述べている（大和田、1981：p.110）。これは、細貝大次郎が1978年に渡米してギルマーチンに対して行ったインタビューを踏まえたものだろう。細貝の質問に答えてギルマーチンは、「確かに那須先生はFlexible priceの提案をいたしました」（細貝、1979：p.230）と述べていた。実際、第1次農地改革法の提案者である松村謙三（農林大臣）も、「那須博士から農地の価格について『物価とスライドさせよ』との注意を受けました」（農地改革資料編纂委員会編、1974：p.124）と証言しており、農地価格を物価にスライドさせる「Flexible Price」の考え方は那須の持論だったと見て間違いはない。

その那須は、1945年12月に「農林省総務局参与。進駐軍総司令部天然資源局顧問」（那須皓先生追想集編集委員会編、1985：p.510、年譜）となっていた。おそらくそれを受けてであ

¹⁵ 細貝は、ギルマーチン等へのインタビューを踏まえて、以下のように述べていた。「ところで農地の買収価格において、NRSのFlexible Priceという見解を押し切って、日本側の賃貸価格の40倍、48倍という固定的価格を持って確定したことは、日本の農地改革を考える場合の1つの大きなポイントとして考えるべきではなからうか。それは、いう迄もなく大正中期以来の日本の農民の闘いの中から登場した戦前の農地政策の結集点の1つであった。その意味で戦後の農地改革は戦前の農地政策と断絶するものではないと言わねばならないと思われる」（細貝、1979：p.286）。

ろう、NRSのラデジンスキーとギルマーチンは1946年1月11日に那須と会っている。そこで2人は那須に、政府による土地買収の妥当性、土地価格、関係土地面積、可能な農地分配方法、関係小作人数などに関するレポートの作成を依頼していた（農地改革資料編纂委員会編、1982：p.125、II-2-3）。だからおそらく、そのレポートにおいて、土地価格を生産物数量で表示して価格変動に応じてその都度、金額を決めるという「Flexible Price」の考え方が提案されたのであろう。

その後、日本政府が「覚書」への回答を提出した3月15日以降、ラデジンスキーとギルマーチンは和田博雄と頻りに会談するようになった。その過程で和田は、保有限度の5町歩から3町歩への引き下げや強制譲渡、実施期間短縮などの回答の修正を提案したが、NRSはそれを受け入れず、NRS自身による指令案の作成がはじめられたのである（大和田、1982：p.18）。

農地買収価格について動きがあったのは、3月28日である。この日、ラデジンスキーとギルマーチンが新たにGS（民政局）に着任したグラジダンチェフ（グラッド）¹⁶と会談し、政府による農地の買収価格だけでなく、小作料も固定金額（a fixed cash）ではなく生産物価値（a basis of crop values）で決定することで合意した（農地改革資料編纂委員会編、1982：p.138、II-3-15）。その2日後の30日には、ラデジンスキーとギルマーチンが和田と会って、現在の不安定な経済状態では土地代金や小作料を現金（cash basis）で支払うのは望ましくないので、買収価格は生産物固定数量（a fixed amount of

farm produce）でセットして、通貨の状態が安定したら固定価格に変換するという「Flexible Price」の考え方を伝えたのである（同：II-3-16）。

ここに、「Flexible Price」の考え方が、農地価格だけではなく、小作料にも適用されていたことは、先の大和田説と関連して重大である。先にも述べたが、第1次農地改革は農政局の悲願とも言える小作料の定額金納化がようやく実現したものだった。それをGHQに否定されたとすれば、和田のショックは大きかっただろう。翌々日の4月1日から施行予定の定額金納小作料を、何としてもGHQに認めてもらおうと考えたに違いないのである。

こうして、4月10日にまとまったGHQ案で買収価格は以下ようになっていた。

「(a) 土地価格は生産物数量で固定する；(b) この生産物の価格が、小作人から政府に、政府から土地所有者に、利息を含め、所定の期間にわたって年賦払いされる；(c) 毎年の年賦払い金額は、支払い時点の年賦払い数量に対する公定価格とする」(同：p.148)。

間違いなく「Flexible Price」の考え方に立って、GHQ案が作成されていたことがわかる。しかし、2週間後の26日案では、農地買収価格は次のように変更されていた。

「(1) 土地移転計画は独立精算（self-liquidating）とする。報奨金を含んだ、日本政府提案の地主への支払額は、現在の農産物価格に比べ相対的に安く、現小作人（present tenants）には過度の金融的負担とならないだろう。(2) 土地への支払は、年利2%の30年の年賦とする。したがって、政府による地主

¹⁶ 本稿第1章(3)4「太平洋問題調査会（IPR）の影響」において触れたように、このA・J・グラジダンチェフは、ラティモアやビソンなど「中国派」が集結していた太平洋問題調査会（IPR）の国際事務局に所属した日本農業の専門家であった。彼は、1930年に九州の村々の訪問や1937年にはしばらく日本の近畿地方で暮らしたという経験ももっていた。ここでラデジンスキーとギルマーチンがグラジダンチェフと会ったのも、日本農業の専門家としての見解を聞くためだったと思われる。なお、彼は後に述べるように、ビソンとともに農地改革に関与することになる。彼の日本での通称はグラッドで、この名前で『日本の土地と農民』（グラッド、1953）を日本で刊行している。

(landowners) への毎年の支払は、現小作人からの毎年の政府への支払と均衡するだろう。(3) 補助金は、将来農産物価格が下落して現小作人の年賦払いが過度の金融負担となった時だけに支払われるべきである。(以下略)」(同：pp.154-155)。

この内容について大和田は、「政府提案の農地価格に報奨金の額を加えた額を農地買収価格として承認する」(大和田、1982：p.20)ものだったとしている。しかし、よく見ると、ここでは「独立精算」が強調され、政府負担を極力抑える意図も読み取れる。つまり、大戸説の財政負担回避という「真意」が反映されたかのようにも見える。また、10日案よりも農地を買い取る小作人側の負担に対する配慮が明らかに強くなっていたのである。

以上の問題整理を踏まえて、戦時農業統制にまで遡って第1次農地改革法における農地買収価格について検討を始めたいところだが、その前に、和田の説得で消えた「Flexible Price」というGHQ案が、実際に実施可能なものだったのかについて先に検討しておきたい。実を言えば、日本の旧植民地であった韓国・台湾における農地改革は、いずれも「Flexible Price」の考え方に立って実施されていた。とりわけ、台湾の農地改革は、「日本における苦い経験」に立ってラデジンスキーがおこなった助言が活かされていたのである(大竹、1981：p.391)。

そこで、次節では農地買収価格という観点から、韓国・台湾における農地改革を簡単に比較検討しておくことにする。その場合、韓国であれば北朝鮮が、台湾であれば中国共産党が先に「無償没収・無償分配」の農地改革を実施しており、そのプレッシャーの中で農地改革が取り組まれたことが重要である。日本においても日本共産党が一部無償没収を唱え、対日理事会ではソ連代表も同様に一部無償没収を提起していたが、その及ぼす影響は韓国・台湾の比ではなかった。

(2) 韓国・台湾における農地改革と農地買収価格

1) 韓国の農地改革における農地買収価格

アメリカ軍の軍政下にあった韓国における農地改革は、まず1945年10月5日の「最高小作料決定の件」(法令第9号)による小作料統制から始まる。これは、「最高小作料を収穫物の総額の3分の1を越えないこととし、小作契約の一方的解除と最高額以上の小作契約は無効にしたほか、さらに現存小作契約の提出を義務づけた」(平井、1995：p.164)ものだった。

前章(3)3)で見たように、1945年12月のモスクワ外相会談の後、信託統治に反対する運動が南北朝鮮半島で高まる中、北朝鮮では金日成が1946年3月5日に「土地改革に関する法令」を公表して農地改革を開始した。その頃、アメリカ国務省においても「韓国の農地改革に関する基本政策の作成に着手していた」(窪田、1988：p.61)。それゆえ、3月8日にはアメリカからケニーが派遣され、米軍が接収して新韓公社(1945年11月設立)の所有となっていた旧日本人所有農地を払い下げする案が15日に公表された(桜井、1976：p.47)。その案では、「土地代価の償還として、年収穫高の3分の1ずつ15年間支払う。ただし、諸公課や耕作費は耕作者の負担とする」(同)とされていた。

この素早い反応を見ても、北朝鮮の農地改革実施がアメリカ国務省に与えたインパクトの大きさが分かるが、この案は実施には至らなかった。また、「当時の軍政庁は朝鮮人地主の農地については農地改革を実施しようという考えはなかった」(平井、1995：p.166)。軍政庁が農地改革に積極的になるのは、1947年以降である。その背景としては、1947年5月に統一臨時政府樹立のための米ソ共同委員会が再開される直前に、ソ連外相のモロトフがアメリカ国務省へ送った書簡の中で、北朝鮮の農地改革を称讃していたことが影響したと指摘されている(桜井、1976：p.57)。

こうして、1947年9月に過渡立法議院(1946

年12月12日開院)¹⁷に軍政庁が作成した農地改革法案¹⁸が提示され、韓国における農地改革の検討はようやく本格化する。しかし、農地改革に反対の議員も多く、過渡立法議院に農地改革案が上程されたのは12月23日であった。この案では、①すべての小作地および3町歩を超える自作地の買収、②買収価格は年平均生産高の3倍以内、③地主には石高表示の証券を交付し、15分の1ずつを農産物公定価格の年賦で償還する、とされていた。

まさに、「Flexible Price」の考え方によるものであり、軍政庁の原案が作成される段階で、日本のGHQの当初案が参考にされた可能性もある。実際、日本と同様に韓国においても、通貨や経済は不安定であり、確かな価値を持つものは現物の農産物だった。しかし、この法案も1948年に入ると、国連が5月に南朝鮮“単独選挙”の実施を決定したことで¹⁹、立法議院の内部分裂が激化し、結局、3月の立法議院の解散で農地改革法案も流産してしまった(窪田、1988:p.66)。他方で、軍政庁も“単独選挙”を意識して、その前に旧日本人所有地のみを分配することを決断し、3月に実施した(平井、1995:p.168)。その際、農地代価は年収穫高の

300%を15年間現物で均等返済するものだった(同)。

1948年5月の“単独選挙”によって大韓民国政府が8月15日に成立すると、再び農地改革の法案審議が始まった。その検討は遅々としたものであったが、ようやく1950年2月に本会議を通過、3月25日には大統領令294号で農地改革法施行令、4月28日には同施行令規則が農林部令18号として公布された。さらに、6月23日には農地分配点数規定も定まって、ようやく農地改革の実施準備が完了した。北朝鮮の侵攻はその2日後の6月25日であった。このタイミングから言って、北朝鮮の侵攻の意図が韓国政府による農地改革を阻止することであったと考えることも、あながち空想的とは言えないだろう。

前章(3)で見たように、北朝鮮はもちろん歴史上の社会主義国の大半が農地改革で権力基盤を確立していた。また、この1950年6月の時点で、日本の農地改革は終了しており、農民運動は衰退し²⁰、日本共産党は分裂して混乱を極めていた²¹。韓国でも農地改革が実施されれば、日本のように農地を得た農民が保守化することは十分に予想できることだった²²。

¹⁷ アメリカ軍政庁は、1946年に入ると南朝鮮における左右の合作を試みて、8月24日に「朝鮮過渡立法議院の創設」という軍政令を出して、90名定員(半数選挙、半数任命)の過渡立法議院が創設されることになった。ただし、10月から始まった選挙は4段階間接選挙という複雑なもので、選出者の中にも議員登録を拒否する者もあるなど、その創設はスムーズとは言えず、12月12日に開院された後も、韓国民主党的議員が出席を拒否して4分の3という定足数に達せず、アメリカ軍政庁が定足数を過半数とする政令を出すなど、混乱が続いた(桜井、1976:pp.52-55)。

¹⁸ 1947年になると南朝鮮過渡立法議院関係者と米軍政庁との間で、農地改革に関する予備会談が持たれ、過渡立法議院の産業労農委員会が草案を作成していた。この草案は、軍政庁の案においても参考とされていた(窪田、1988:p.61)。

¹⁹ アメリカは、統一臨時政府樹立のための米ソ共同委員会の決裂を踏まえ、ソ連との直接交渉を断念して、1947年11月に朝鮮問題を自らの影響下にある国連総会に持ち込んで、国連監視下の総選挙実施を決めた。1948年早々にソウルへ入った国連臨時朝鮮委員団は、38度線以北への立入を拒まれ、南部朝鮮でのいわゆる“単独選挙”を実施することとなった(李、2003:p.359)。

²⁰ 「戦後大きな高揚を示した反封建闘争も、ほぼ47年後半から全体として停滞しはじめ、それにつれてわが国の農民運動は行き詰まりと沈滞の時期にはいる」(渡辺、1959:p.50)と言われている。

²¹ 日本共産党は、1950年1月6日のコミンフォルム論評を契機として、「30年来の党史上最大の大分裂をひきおこし、その後5カ年半にわたって同志あい食むさんたんたる地獄図を現出する」(小山、1966:p.71)こととなった。

²² 1948年3月からアメリカ軍政庁が日本人地主所有地の分配を行った結果、単独選挙では「ある程度、農民達の投票に際して共産主義の拒絶をもたらした」(桜井、1976:p.69)と言われる。

実際に、北朝鮮が政令「共和国南半分地域に土地改革を実施することに関して」を公布した期日は、6月28日のソウル陥落から1週間後の7月4日だった。当然、その内容は「無償没収・無償分配」であり、直ちに実施に移された。地方人民委員会選挙の政令が7月14日であることを見ても、「北朝鮮が土地改革を最優先の課題としていたこと」（桜井、1976：p.101）は明かだった。

この北朝鮮による農地改革は、朝鮮戦争の最中に2ヶ月で終了したと言われ、北朝鮮が9月に発表した数字によれば、没収した面積と地主への負債を破棄した面積の合計は、韓国の総耕地面積の43.3%に達したという（同：p.104）。しかし、その実態については資料もなく、「立ち入って論じることは不可能」（同）である。

韓国政府による農地改革は、1950年9月にマッカーサーが仁川に上陸した後、10月以降に実施されたとみられ²³、翌1951年4月頃に終了したとされる（平井、1995：p.172）。その際、「農地を買収された地主に対しては、平年作の生産物の150%の量が記載された地価証券が公布され、毎年政府が定める穀物価格の単価を証券の記入量に乗じてその5分の1ずつを5年間支払うことになっていた」（同：p.173）。

まさに「Flexible Price」の方式である。その点は、地主側への配慮と見ることもできるが、価格自体は日本人所有地の価格の半分に押さえ

込まれていた。それには、北朝鮮が電撃的に実施した農地改革（＝無償没収）の影響も考えられる。さらに、「支払が完了すべき1954年になっても必要支払額153億2700万ウォンに対して実際の支払額は42億5600万ウォンで、支払率は28%であった」（同）。このため支払期間が延長され、1957年によりやく87.9%となった。

これは、政府が改革に伴う諸経費や産業経済対策などの支出を地主への償還より優先させた結果と言われ、公定穀物価格も市価の40～70%程度と低いことも合わせて、「地価償還は地主に対して厳しいものであった」（同）。その一方で、買う側の「地価償還量である平年作の30%という負担が農地の被配分農家には過重な負担であった」（桜井、1976：p.142）との見方が、韓国における農地改革の評価を下げることになった。ここでも、北朝鮮の無償分配という方式が影響していると見て良いだろう。

要するに、韓国の場合は、北朝鮮の侵攻によって「無償没収・無償分配」の農地改革が先行したことで、社会全体に「反封建＝民主化」という「物語」が浸透したことにより、農地改革の内容や評価は少なからざる影響を受けたと理解すべきだろう²⁴。

ちなみにだが、韓国政府で農地改革を主導した姜挺澤²⁵農林部次官は、東京帝大農学部農業経済学科の卒業でマルクス経済学に精通してい

²³ キム・スンジュン（金孫俊）は、朝鮮労働党出版の著書『「農地改革」以後の南朝鮮農業』（1958）において、「1950年10月、侵略戦争によって全く余裕のない環境の中で、アメリカおよび李政権があわてて『農地改革』の実施に踏み切ったのは、とりもなおさず北朝鮮政府が行った徹底した民主主義的土地改革の成果を抹殺するためであって、アメリカおよび南朝鮮当局は、北朝鮮政府が無償分配した土地を銃剣で農民から奪って、従来の予定計画であるいわゆる『農地改革』をもってこれに置換えた」（井上、1965：p.103）としている。井上晴丸の「解題」（同：pp.87-88）を合わせて参照。

²⁴ 韓国の全北大学校農科大学教員蘇淳烈は、1996年度日本農業史学会のシンポジウムで、韓国の農地改革について「北朝鮮と比較すると『革命性』『迅速性』の点で不徹底であった」（蘇、1998：p.37）と評価している。これは「反封建＝民主化」の観点から、北朝鮮における農地改革をプロパガンダ通りに受け取って、その実態を踏まえないものと言える。こうした見方が大学はもとより韓国社会にも相当に浸透していたことが、日本と同様に農地改革研究を歪めた可能性が高いと言える。

²⁵ 姜挺澤は、東京帝大農学部農業経済学科1933年卒で、同窓には岩片磯雄、大川一司、大谷省三などがおり、1年後輩には井上晴丸、加用信文、熊代幸雄、平野蕃などがいた（農経会、1935：pp.126-127）。その学生時代には、マルクス経済学やコミンテルンの影響を受けた日本資本主義論争がはじまっていた。

たという(窪田、1988:p.68)。このことも、韓国における農地改革が「反封建=民主化」論の方向へ引きずられる要因だった可能性がある。

その一方で、地価証券という方式をとったことで、それを廉価で買い集めた「新興商人」が「かなりの程度産業資本に転換した」(桜井、1976:p.135)という側面があることも正当に評価されねばならないが、本稿では指摘だけにとどめておくことにする。

2) 台湾の農地改革における農地買取価格

かなり混乱をきわめた韓国の農地改革に対して、台湾の農地改革は整然と実施され、「日本以外の唯一の成功例」(大竹、1981:p.391)と言われるものだった。その理由は、以下の概括的な記述からも十分に読み取れるだろう。

「台湾政府は、その反共的立場から中共の土地改革の最大の欠点を非民主的方法—暴力による地主階級の清算—にあると断じ、日本の経験に学びながら、さらに穏健かつ慎重な道をとっていった。すなわち1949年の小作料の引下げ、1951年から公有地の本格的売渡し、1953年の地主からの小作地強制買取および小作農への売渡しという3つの段階を経て着々と農地改革を行っていったのである」(内閣総理大臣官房臨時農地等被買取者問題調査室、1964a:pp.203-204、以下「調査室」と略)。

第1段階の小作料引下は、国民党政府が台湾に移転する前の1949年4月に台湾省政府の行政命令として実施された。これは「25減租」の方針に基づいて小作料の最高限度を50%として、その25%減の37.5%に小作料を引き下げるものである(萩原、1995:p.177)。この小作料引下は、小作契約の改訂、文書化と併行して実

施され、「1949年に小作契約を改訂した小作農家は29万6043戸(農業労働者を含む農家戸数の44.5%)、また関係面積は26万3358甲²⁶(私有地の38.0%)にのぼった」(調査室、1964a:p.205)。

小作料引下は、国民党政府の台湾移転後も国家事業として推進されることとなったが、その過程で小作紛争も続発し、「地目、等級の再調査と小作法の制定およびこれにもとづく小作委員会の設置を促すこととなった」(同:p.207)。すなわち、1950年6月には「台湾省土地地目等級再調整措置」が交付され、1951年6月には小作法(耕地三七五減租条例)が立法院を通過した。

この小作法は小作の耕作権をさらに強化するもので、また「小作関係の調整のため県市および町村に選挙による小作委員会(耕地租佃委員会)(委員の定数は11名、うち2名が選挙によらない職権委員で、互選委員は地主、自作各2名、小作5名の9名)を設けることを規定し、委員の選挙は1952年に行われ、県市委員会22、町村委員会は318設置された」(同:p.207)。これは間違いなく、日本の農地改革の経験に学んだものであり、ラデジンスキーの助言を活かしたものであった²⁷。

第2段階は、日本の敗戦後に接収された日本人所有地18万1490甲の売渡しである。この面積は全農地の21%に及び、その56%は日本精糖資本の所有地を引き継いだものだった(萩原、1995:p.179)。その売渡しは1948年から始まっていたが、小作料引下事業で一時中断され、1951年6月に自作農創設公有地売渡規則(台湾省放領公有耕地殖耕農弁法)が制定されて本格化した。売渡価格は当初、市場価格を超えない

²⁶ 1甲は0.97ha。

²⁷ ラデジンスキーは、米華農村復興連合委員会(JCRR)に協力して1949年に台湾の実態調査を行い、その報告書の中で、日本の農地委員会を「見事な例」(ワリンスキー編、1984:p.166)として紹介していた。その後もラデジンスキーが台湾の農地改革に様々な助言を与えたことは、陳誠台湾首相からの感謝の書簡に明らかである(同:p.40-41)。

ことが方針とされたが、「中途から省土地局が各等級の農地について主要作物の年収穫高の2.5倍とする」（調査室、1964a：p.210）こととなった。

公有地の売渡しは、1958年まで6回実施され、売り渡された土地は7万166甲（公有地の39.5%）、買受農家数は13万9688戸だった（同）。

第3段階の農地改革は、蒋介石総統を議長とする国民党革命委員会が地主の小作地買取および売渡しの実施を決定し、1953年1月26日に農地土地取得法が公布実施された（同：p.211）。「その内容を概述すれば、まず、保有限度を越える地主所有地が政府により買取されることになり、その限度は在村地主・不在地主を問わず中田で3甲（畑はその2倍）とされた。次に、買取価格は等級別基準収穫高の2.5倍とされ、その支払は7割が現物払いの土地証券、3割が公営企業の株式でなされ、土地証券は年利4%、10年間の均等償還とされた」（萩原、1995：p.182）。

日本と比べた場合、ここに「地主の利益を考慮した性格をみることに」（同：p.183）は容易である。「日本の約3倍にあたる保有限度面積に加え、不在地主にも保有を認めている点、さらにインフレの影響を避けるために現物償還とされた点がそれである」（同）。この保有限度、不在地主の扱い、さらに農地買取価格（＝「Flexible Price」）は、いずれも日本の農地改革に対するラデジンスキーの反省が活かされた結果と考えられる²⁸。

この結果、自作地は61.4%から84.8%となり、反対に小作地は38.6%から15.2%となった（調査室、1964a：p.215）。自小作別構成は、1951

年が自作農37.8%、自小作農25.4%、小作農36.8%であったものが、1956年にはそれぞれ60.0%、23.3%、16.7%へと変わった（萩原、1995：p.185、表Ⅱ-12）。こうした結果に対して、萩原充は、先の地主の利益への配慮と合わせて、「台湾では農地改革以後においても地主・小作関係が一定の割合で残存した」（萩原、1995：p.185）と、台湾の農地改革の限界面の如く論じている。

ここにもやはり、日本の農地改革研究を支配した小作地解消を至上視する「反封建＝民主化」という「物語」を見て取ることが出来る。つまり、小作地の存続を「封建遺制」の残存と考え、北朝鮮や中国などの社会主義国における「無償没収・無償分配」による小作地の解消を、暗黙に「ブルジョア革命」のあるべき姿とする観念が根底にあると言えるだろう。

しかし、中国共産党と対峙して、その実態を知っていた台湾政府の見解は違っていた。「中共の土地改革に対する台湾側の公式な見解は、中共の土地改革は、階層としての地主を絶滅し、一度は小作農に土地の所有権を与えたが、やがて人民公社を設立して土地をこれに提供させ、農業の集団化を推進するもので、農民のための土地改革ではなく、中共が政権をにぎるための策略にすぎず、人民公社運動も農民を確実に支配するための用具にすぎないとした」（調査室、1964a：p.217）。

中国共産党による農地改革の評価として、これほど正確無比なものはない。また、これは日本の農地改革研究が踏まえるべき認識でもあった。韓国と違って、この見地が明確であったからこそ、台湾政府は、日本の農地改革の経験をラデジンスキーから批判的に学びながら、農地

²⁸ 注26でも指摘した陳誠首相からの1953年2月28日の書簡には、「私が貴下のことを片時も忘れなかったということを申し上げる必要はおそらくないでしょう。…今年の初め、第三次で最終の土地改革の施策を実施にうつしたことをご報告できることを嬉しく思います。…貴下はこれまできわめて貴重な助力を与えて下さいましたので」（ワリンスキー編、1984：p.41）と述べている。なお、この項執筆で多く参照した内閣総理大臣官房臨時農地等被買取者問題調査室（1964a）は、陳誠首相自身が執筆したChen（1951）に多く依拠したものである。

改革を成功に導くことができたのだろう²⁹。また、この点こそ、同じ「Flexible Price」ではあっても、北朝鮮の各種の攻勢によって、地主に無原則的に厳しくなっていた韓国の農地改革との違いであった。

(3) 戦時農業統制と第1次農地改革

1) 第2次農地改革における「買収の対価」

和田博雄は、①いかなる「真意」、②どういう「ロジック」でラデジンスキーを説得したのかの問いに戻ろう。そのために、まず第2次農地改革を構成するの2つの法律、すなわち自作農創設特別措置法（1946年10月21日、法律第43号）（以下、自創法と略）と農地調整法の一部を改正する法律（1946年10月21日、法律第42号）における「買収の対価」を確認しておく必要がある。ただし、この「対価」に関する条項はかなり入り組んでおり、いささか複雑な論述となることを予め断わらざるを得ない。

自創法第6条は、第1項で農地買収は市町村農地委員会の定める農地買収計画によるとし、第2項で農地買収計画は買収する農地並びに買収の時期及び対価を定めねばならない、としていた。そして、続く第3項で、対価は「当該農地につき地租法による賃貸価格があるときは」と断って、田は賃貸価格に40、畑は48を乗じた額の範囲内とした。また、この40と48の数字の後には、「（農地調整法第6条の3第1項の規定により地方長官の定めた率があるときは、その率）」という括弧書きがついていた（農地改革資料編纂委員会編、1976：p.301）。

ここから「地租法による賃貸価格」とは何か、「農地調整法第6条の3第1項」とは何かが問

題となる³⁰。そこで、前者は次項で扱うとして、後者を先に見るなら、農地調整法は言うまでも無く、日中戦争開戦後の1938年4月にまで遡る。それが1945年12月28日に第1次農地改革法として改正され³¹、次いで1946年10月21日に第2次農地改革法として再度改正されている。この第6条は、1941年の臨時農地価格統制令が「第1次農地改革の際に農地調整法に吸収され（6条の2～6条の4）」（加藤、1953：p.49）たもので、その部分は第2次農地改革では修正されていない。

そこで農地調整法第6条の3第1項を見ると、地方長官が市町村委員会の申請により特に必要ありと認める場合には、都道府県農地委員会の意見を聴いて、申請区域について前条第1項の率に代わる率を定めることができる、とある。その際、「前条第1項」とは主務大臣の定める率で、第2項により告示された「率」が、田40と畑48であった。つまり、「前条」（農調法第6条の2）とは自創法の第6条第3項と同じ内容である。ここからも、自創法における「買収の対価」は第1次農地改革をそのまま引き継ぐものだったことを確認できる。違いを挙げれば、第1次農地改革が主務大臣の告示で変更可能であった「率」を、第2次農地改革は条文に40、48と書き込んでいた点である。その結果は当然、この「率」を変更するハードルを高くしたと言えるだろう。

それを踏まえて、もう1度、農地調整法第6条の3第1項にある「特に必要ありと認める場合」を問うと、その解答は、和田博雄著『農地調整法の解説』（和田、1974）に次のようである。すなわち、「賃貸価格に対する倍率は臨時

²⁹ もちろん、台湾においても「中共からの思想攻勢は激しく、1950年になってからも1月から7月までに中共の地下運動に関連し治安当局が処置した件数は300件をこえ、関係者も1000人を上廻った」（調査室、1964a：p.203）とある。

³⁰ なお、自創法第6条にはさらに第4項で「地租法による賃貸価格がないときは」と続けているが、地租法で賃貸価格がないのは公共用の土地や墳墓地などの無租地のことなので、ここからの論述では割愛する。

³¹ 第1次農地改革法案が農地調整法改正法案として提出されたのは、「従来の農地政策の延長であって、変革でないことを示すための工夫であった」（大和田、1981：p.61）といわれる。

農地価格統制令が郡市毎に変わっていたものは異なり全国一律である事は前述したがこれも特別の事情ある地域では実情に即せぬ事もある」（同：p.1042）と。

つまり、この農地調整法第6条の3第1項は、臨時農地価格統制令では「郡市毎」にきめ細かく定められた「率」が、第1次農地改革では「全国一律」となったことで生じる地域毎の不適合を救済する目的で加えられたものだった。実際、1939年の臨時農地価格統制令における倍率は郡市によって、田が17倍から65倍、畑が20倍から90倍と甚だしい地域差を示しており、その全国平均は田33倍、畑40倍だったのである（加藤、1959：p.232）。

しかし、この臨時農地価格統制令と第1次農地改革の間には、単に「郡市毎」が「全国一律」となり、倍率が少し引き上げられただけではなく、農地価格の算定方法における重大な変更があった。すなわち、両者は「地租法による賃貸

価格」を利用する点は同じだが、臨時農地価格統制令では「1939年の田畑売買事例調査による反当平均売買価格」（加藤、1953：p.49）という実際の売買価格が「率」の算出に使われていたのに対し、第1次農地改革は、表2のように、1945年に得られる各種の数値に基づいて理論的に算定した自作収益価格が使われていたのである。つまり、「売買価格を基準とする農地改革前の農地価格に対して、収益価格を基準とする点で、全く別の体系に立つ価格」（同：p.50）だったのである。

そこで表2を見ておくと、5か年平均の反当収量に1945年の生産者米価150円と消費者米価75円を掛け、それに副収入を足して(4)の反当粗収入(248.75円)を出し、そこから1945年の生産費調査に基づく反当費用(土地資本利子と小作料を除いた)を引いて(6)純収益(36.38円)を出す。それから4%の利潤を差し引いた(8)地代部分(27.88円)を国債利回で

表2 農地買収価格の算出方法（田の場合）

(1) 反当玄米数量(石)	2.000	前5ヶ年(1940-1944)平均水稻反当実収高
内 供出分	1.143	反当収量の57.10%
└ 自家保有分	0.857	同42.84%
(2) 同上価格(円)	234.36	
内 供出分	170.08	石当148.48円(1945年新米生産者価格150円 -運賃緒掛1.20円)
└ 自家保有分	64.28	石当75.00円(消費者価格)
(3) 副収入(円)	14.39	1945年産米生産費調査によるモミガラ、ワラ、 屑米の代金
(4) 反当粗収入(円)	248.75	(2) + (3)
(5) 反当生産費用(円)	212.37	1945年産米生産費調査による、反当費用合計額 - (土地資本利子+小作料)
(6) 純収益(円)	36.38	(4) - (5)
(7) 利潤部分(円)	8.50	(5)の4%
(8) 地代部分(円)	27.88	(6) - (7)
(9) 自作収益価格(円)	757.60	(8) ÷ 0.0368(最近発行国債利回)
(10) 標準賃貸価格(円)	19.01	中庸田反当
(11) 賃貸価格に対する 自作収益価格の倍率(倍)	40	(9) ÷ (10) = 39.85を修正

出典) 加藤(1953)p.51、第2表より。

資本還元して(9)自作収益価格が求められている。それを地租法による賃貸価格で割って、40倍という「率」が算出されたのである。

要するにこれは、「その土地の自作農となった者が一定の利潤を確保しながら支払いうる理論的な価格」(同)というわけである。一方、「畑は作物の種類が雑多であるので、田と同様の計算は困難なので」(和田、1974:p.1041)、1943年3月の勸業銀行調査における田の売買価格727円、畑の売買価格429円の比率59%を用いて畑の自作収益価格(446.98円)を出し、それを地租法の賃貸価格9.23円で割って48倍という「率」が算出されていた。それにより、農地の買取価格は、先述の臨時農地価格統制令における全国平均田33倍と畑40倍を少しばかり引き上げるものとなったのであった。

このように、40と48は、1945年末時点で得られた計算上の数字である。しかし、生産者買入米価ひとつとっても、それは政府が決めたもので、1946年には550円、実際に農地買取が行われた1947年、1948年には1,700円、3,595円と上昇している。闇価格はもっとである。これに対して賃貸価格は変わらないから、毎年この計算を行えば、40と48という「率」は当然、高くなっていくはずである。それを1945年11月23日現在の事実に通って農地買取するという名分によって、40と48という「率」を固定して条文に書き込んだのが自創法第6条だった。

他方で、農地調整法第6条の3第1項という但書は、第1次農地改革を引き継いで残ったものであり、各種の経済環境により当然生じる農地価格の地域差に配慮する条項であった。ただし、これに対しても本章の最後に見るように、GS(民政局)によって重大な足かせがはめられることになるのである。

他方で、自作収益価格による農地価格に対して、理論上は地主の収益を基礎とした地主採算価格と言われるもう1つの農地価格も算出できる。それは、「地主が2石の収量に対して39%

(0.780石)の標準小作料をとったとして、これを55円の地主米価で換算した額(55円×0.78=42.90円)から土地負担を差し引いて地主純収益を出し(42.90円-6.89円=36.01円)、国債利回りで資本還元したものである。その額は反当で、田は978円53銭、畑は577円33銭となる」(加藤、1953:p.50)。地主米価は低く抑えられていた。生産者と同じ米価を使えば、その額は遙かに高くなっただろう。

それはともかく、この結果、地主採算価格と自作収益価格との間には、田で220.93円、畑で130.35円の差が生じた。この差額が後に述べる地主に支払われる報奨金の根拠となったのである。

このように見ると、第1次農地改革と戦時農業統制とは、買取価格の算定に関する限り、「連続面」よりも「断絶面」の方が大きいようにも見える。しかし、その判定のためには、共通項であった「地租法による賃貸価格」とは何かを踏まえねばならない。

2) 農村の税過重問題と地租改正

ここで地租改正とは、明治維新直後の地租改正ではない。明治の地租改正事業は、1873(明治6)年から10年をかけて完成し、1884(明治17)年に地租条例が公布され、以後、昭和までこの地租条例がわが国の土地課税の根拠法となっていた。この項で言う地租改正とは、この地租条例が根本的に見直されて、1931年に地租法が制定されたことを言う。

この地租条例の見直しと地租法制定の背景には、明治以降の農村に対する税過重問題があった。実を言えば、1945年12月9日のSCAP「覚書」でも、「農業金融の金利及び農業に対する直接税は商工業に於ける夫れよりも遙かにに重圧的である」(農地改革資料編纂委員会編、1974:p.143、下線は引用者)と指摘されていた。これは、この「覚書」の元となったフィアリー文書「日本の農業問題」の下記の記述から

もたらされたものである。

すなわち、フィアリー文書は、「差別的金融・租税政策」という項を設け、大内兵衛の論文「家計調査に現れた給料生活者及び農業者の租税負担」（大内、1930）から表を転載して³²、「農業者の税は、次の表が示すように、同じ所得階層の商業者・産業人よりも過重（substantially higher）であり続けた」（農地改革資料編纂委員会編、1982：p.84）と論じていた。その表を見れば、確かにいずれの所得階層でも農地所有者の税負担は、産業人のほぼ倍となっていた。ちなみに、前章の最後で紹介した日本農業に対するイギリス案でも、「最も明確な悪疾 evils の除去」の第1項に「農民負担を軽減する税制改正」があった（玉、2021c：p.160）。要するに、この農業者の税過重問題は、戦前の日本における重要な農業問題の1つだったのである。

それゆえに、多少横道に逸れても問題にすべきなのが、日本の「戦後歴史学」（深谷、2012：p.18）³³の不思議である。というのも、管見する限り、戦後の明治・大正・昭和に関する膨大な歴史研究の中に、この農村の税過重問題を取り上げたものを見いだせないからである。これは不思議なことである。なぜなら、「戦後歴史学」に絶大な影響を及ぼした「講座派」理論は、近世の旧貢租と同水準を維持する高額地租という認識（佐々木、2016：p.370）を³⁴、地租改正が「未完のブルジョア革命」である根拠としてい

た。それなのに、明治・大正・昭和にわたり、当然問題にすべき農地所有者たる地主や自作農に対する地租の過重負担はスルーして、ひたすら地主小作関係だけを問題にして来た。これは明かに地租改正の評価と辻褃が合わない。

確かに、明治初期に9割にも達した国税総額に占める地租の割合は、1894（明治27）年には55%、1930（昭和5）年には7%にまで低下した（藤谷、1932：pp20-21）。しかし、地方税としての地租付加税に目をやれば、1894年の15,034千円から1928年の117,255千円へ8倍近く激増していた。この増加は、大正期を通して7千4百万円前後で推移している国税地租とは異なる点であり、「全く地方財政の膨張に応ずるために、必要財源の少なからざる部分を地租付加税の増徴に求めた結果」（同：p.22）にほかならなかったのである³⁵。

しかも、地租並びに地租付加税は、所得税などと違い、米価や景気等の変動とは無関係に法定地価に釘付けされた固定額であったから、米価が下落した不況時には、その負担の過重は倍加されることになった。東浦庄治³⁶は、昭和農業恐慌期の農村における税過重問題の深刻さを次のように指摘していた。

「今日農村に於て特に此の問題が喧しいのは第一には農業者の負担する租税其物が他産業者のそれに比して重いことにも依るけれども、然し農民租税の特殊な固定性の故に、他産業に比

³² この表は、大内（1930）のp.69にある「第5表 田畑所有者及び営業者の国税地方税負担比較」である。

³³ 深谷克己は、「戦後歴史学」が「講座派」理論の絶大な影響を受けていたとともに、「反封建民主化を課題意識の中核に据え」（深谷、2012：p.16）、「進歩主義、発展段階論を基本の視座としている」（同：p.17）と特徴付けている。また、若手の歴史研究者が「『戦後歴史学』を見ないで素通りすることは、『戦後歴史学』の克服ではない」（同：p.24）と、「戦後歴史学」に立ち向かう気概のある若手研究者がいないことを暗に嘆いている。

³⁴ この認識は、実証研究の進展によって、「改租結果は必ずしも『旧貢租の維持』には成功しておらず、15～20パーセントの減租となったこと」（佐々木、2016：p.394）が明らかとなった。この点については、玉（2021b）も参照。

³⁵ 1930年の調査によれば、自作農の税負担は、地租等の国税24,945円（20.1%）、府県税43,147円（34.8%）、市町村税55,725円（45.0%）、合計123,817円（100%）で、実に地方税が8割を占めていた（大蔵省昭和財政史編纂室編、1957：p.172、第7表）。

³⁶ 東浦庄治は、昭和戦前期におけるきわめて優れた農業経済学者で、帝国農会を代表する理論家であった。詳しくは、玉（1995：第1章）、玉（2018：序章）を参照。

表3 所得階層別に見た農業者と営業者の公租公課負担

単位：円、%

		300円 程度	500円 程度	1000円 程度	1200円 程度	2000円 程度	3000円 程度	5000円 程度	
農業者	地主		290	546	650	1,303	2,013	2,970	
			567	1,007	1,321	2,028	3,195	5,049	
			51.1	54.2	49.2	64.2	63.0	58.8	
	自作農	111	164	255	310	574			
		316	522	984	1,209	2,045			
		34.9	31.4	25.9	25.6	28.0			
営業者	物品販売業者		38	71	142	173	344	613	934
			313	522	1024	1227	2089	3141	5225
			12.5	13.7	13.9	14.1	16.4	19.5	17.9
	製造業者		37	89	136	227	359	600	1157
			327	506	1004	1232	2019	3174	5397
			11.5	17.7	13.6	18.4	17.3	18.2	21.4

出典) 東浦 (1933) p.270、第86表より。

原注) (1) 上より公租公課負担額、所得額、比率。

(2) 1932年の帝国農会調査に基づく。

してそれが軽減されず、負担の開きを増大することにある」(東浦、1933:p.269)。

こうした背景から、地租改正は大正期から盛んに論議された問題であった。ただ、議論は政治的色彩を帯びて、政友会が地租委譲論を唱え、民政党は義務教育国庫負担論を唱えて抗争し、紆余曲折の末、1931年3月に浜口雄幸内閣の下でようやく地租法が成立して、地租改正の運びとなったのである(藤谷、1932)。その結果だけを先に見れば、田租は40,550千円から26,735千円へ34.0%の減、畑租は7,324千円から5,593千円へと23.6%減となった。反対に宅地租が19,039千円から24,491千円へと28.6%の増となって、雑地租を含む全体では14.7%の減となったのだ(同:p.273)³⁷。

こうして、昭和の地租改正により農村の税過重問題は国税については多少の緩和がなされた。しかし、地方税たる地租付加税については、

従前の地方税収を維持できるように制限率が定められた結果、「土地に対する地方税負担に増減はない」(同:p.284)こととなり、農村の税過重問題は、表3に示されるように継続することとなった。ここでも、地主の公租公課負担が50~60%に達していることに注目しないわけにはいかないだろう。

さて問題は、この地租改正の結果としての「地租法による賃貸価格」である。それは、地租法制定に先立つ1925年に、ときに加藤高明内閣が地租改正のための準備として、地租の課税標準を従来の法定地価から賃貸価格に改める決定を行ったことに遡る。これにより、翌年には土地賃貸価格調査法が成立し、大がかりな全国調査が開始された。この課税標準をめぐっては、売買価格主義、収穫主義、賃貸価格主義のどれに依るかが問われたが、宅地も含む土地の資産収益への課税という性格並びに調査が容易

³⁷ 地租条例による税率は、田畑が4.5%、宅地が2.5%、その他が5.5%と差があり、それが地租法ですべて3.8%に統一された結果、田租、畑租が減り、宅地が増えることとなった(藤谷、1932)。

な方法などの理由から、賃貸価格主義が採用されることとなった³⁸。

その際、賃貸価格とは「貸主が公課、修繕費その他土地の維持に必要な経費を負担する条件を以て之を賃貸する場合に於て、貸主の取得すべき金額」（藤谷、1932：p.223、下線は引用者）を言い、普通の地代や小作料がこれに相当する。そして、その調査は、1926年に大蔵省が全税務機関を総動員して、大字毎に全国10万余人の囑託員を採用して実施された。また、公平を期すために、各税務署には土地賃貸価格調査委員会が置かれ、その数は444、委員総数は12,907人に及び、この委員会で賃貸価格が決定されたのであった（同：p.226）。

1931年制定の地租法は、この賃貸価格調査の大事業を踏まえて、地租の課税標準を法定地価から賃貸価格に改め、10年毎に改定することとした。また、税率は田畑宅地とも3.8%に統一された³⁹。さらに、従来、地価200円であった自作農地の免税点を賃貸価格200円に改めたほか、激変緩和の措置がいくつか執られた。こうして地租法の制定によって、この賃貸価格が税務署の土地台帳に登録され、わが国における新たに土地課税の根拠となったのである⁴⁰。

この地租改正は、まさに「その改正の内容と規模において実に画期的な大事業であり、わが国の地租史上だけでなく、租税史上特筆に値するもの」（大蔵省昭和財政史編纂室編、1957：

p.241）であった。特にそれが、「課税標準としてはなほだしく現状とかけ離れた法定地価を廃して、新たに全国にわたって調査した賃貸価格をもって之に代え、土地負担の公平を期したこと」（同：p.223）の意義は大きかったのである。

言うまでもなく、資産としての農地価格は地方により千差万別である。その全国的な負担の公平という観点から、大規模な全国調査を行って半世紀ぶりに大改正された地租法が、それ以降の農地行政の基本的な拠り所となることは、以上の経緯を踏まえれば当然と言えるものだった。なお、地租法は戦後の1947年3月30日に廃止され、賃貸価格は翌日制定の土地台帳法に引き継がれた。そのため、自創法の第6条も1947年12月26日の改正で、「地租法」の記述が「土地台帳法」に改められることとなった。

3) 臨時農地価格統制令

地租法の賃貸価格は、10年毎に改定するという規定によって、1938年に改めて全国調査が行われ改訂された。これを踏まえて、次の問題は1941年の臨時農地価格統制令である。これは、日中戦争後の総力戦体制構築に向けて近衛文磨内閣が1938年に制定した国家総動員法第19条⁴¹による勅令109号として1941年1月30日に公布、2月1日施行されたものである。また、翌日の2月1日には勅令114号として臨時農地管理令も公布された。また、この2つに先だっ

³⁸ 収穫主義は明治の地価算定に使われたものだが、その調査は最も困難で、かつ地租は「農業のいわば企業利益に課税しようとするものではなくて、土地それ自体の資産収益に課税するものであるから、企業収益を包含する収穫よりも、これを含まない賃貸価格をもって課税標準とすべき」（大蔵省昭和財政史編纂室編、1957：p.177）とされた。また、賃貸価格は調査が容易で、実際に1918年に全国的に調査された実績があった（藤谷、1932：p.223）。

³⁹ この税率は当初4.5%の予定であったが、1930年にロンドンで開催の日英米仏伊の5ヵ国軍縮会議で軍艦数の制限が決まり、結果として財源に余裕が生じたことから、その1部が地租の減税に向けられたため3.8%となった（ただし、1931年度のみ4%）（藤谷、1932：p.240）。その後、税率は1940年に2%、1944年に3%、1946年には4%に変更されている。

⁴⁰ ただし、注意すべき点として、この賃貸価格は「その貸主が取得すべきものとして税務署が客観的に定めたものであって、現実はその貸主が取得するものではないから、賃貸の有無や実際の小作料とは関係がない」（我妻・加藤、1947：pp.88-89、傍点は加藤）ことである。

⁴¹ 国家総動員法第19条は、「政府は戦時に際し国家総動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り価格、運送費、保管料、保険料、賃貸料又は加工賃に関し必要なる命令を為すことを得」と規定していた（小倉、1982：pp.125-126）。

て、1939年12月6日には、勅令23号として小作料統制令が出されており、この「3勅令の主要部分は農地調整法の改正（第1次農地改革）として農地調整法中に吸収され、農地改革の法制の整備に役立つことになった」（小倉、1982：p.120）のである。

これら統制令の起点は、間違いなく1939年10月18日に公布され、20日に施行となった価格統制令であった。これは、日中戦争の長期化に伴う国内経済の悪化と、何よりも欧州で1939年9月に始まった第2次大戦による戦略物資の不足とインフレの昂進に促進されたもので、物価と賃金を1939年9月18日の水準で凍結するものであった。それ以後、ほうれん草から植木鉢まで公定価格が設定され、日本経済は「実質的にソ連にみられるような中央指令型の計画経済に近い経済体制が実現していった」（中村、1993：p.243）のであった。

小作料統制令については次節で見ると、小作料はこの価格統制令の適応対象であり、ただし農業生産への影響が重大なために、価格統制令後に直ちに統制令が出された。それに対して、農地価格は、価格統制令による9.18価格凍結から除外されていた⁴²。それは、「小作料を厳密に統制すれば地価は自然と統制され」（和田、1974：p.1041）るという経済学的な見方もあり、それ以上に農林省としても農地価格の統制方法について「実はまだ見当が付かない」（農地審議会第1回総会〔1940年3月30日〕における土屋農務局長の発言）という状況にあったからだった（細貝、1977：p.994）。

しかし、戦時経済の下で農地価格は急騰して

いた。日本勧業銀行の調査によれば、1937年から1940年にかけて、田の小作料が1.04石から1.07石へ2.9%の上昇だったのに対して、田の反当価格は470円から687円へと46.1%も上昇していたのである（小倉、1982：pp.127-128）。この原因としては、「農産物価格の騰貴、低金利政策による土地投資の増加、農家経済好転に伴ふ購入希望者の増加、事変に伴ふ小作争議の減少、賃貸価格の改正による地主の土地負担の軽減、飯米確保の為採算を度外視したる都市居住者の農地の買漁り、殷賑産業敷地としての工場地の買収」（和田、1941：p.76）などの多様な要因が挙げられていた。

この理由に明らかなように、農地に対する需要は農業生産の成果のみに起因するものではない。この点については、和田博雄も「農村に於いては土地は所有者にとって利子の生ずる単なる原本とのみ観念せられず、土地の欲求は経済外的の特殊な色彩を持っているので地価は小作料の資本還元を或る程度離れて高騰するばかりでなく、高騰した地価が逆に小作料を引き上げんとする傾向を持つ」（和田、1974：p.1041）と述べていた。

こうした事態が戦時下の低物価政策の障碍となることはもちろん、1939年以降の農業政策の最重要課題となる食糧増産にも悪影響を及ぼすことは言うまでも無かった。こうして農地価格の統制が緊急性を帯びることとなり、農林省も1940年9月14日に「農地価格統制令案要綱」を作成して、9月28日の農地審議会第3回総会の審議を仰いだのである⁴³。

その立案理由には、「農地価格の上昇は『イ

⁴² 価格統制令第5条では「有価証券の価格及賃貸料、土地及建物の価格其の他勅令を以て定むる価格等に付ては之を適用せず」とあった（小倉、1982：p.135）。

⁴³ 農地審議会では、自作農創設が議題となった第1回総会（1940年3月30日）において大槻正男委員が「かう云ふ好況時代になって、農民の手許に余裕金が出来るやうになると零細農民が一番欲しいものは農地である」と発言し、農地価格の抑制方策を農林省に問うていた。また、農地保全を議題とした第2回総会（1940年8月15日）には那須皓委員がやはり農地価格の高騰が低物価政策や自作農創設、さらに農業生産に支障を来すとして適切なる対策を講じることを求める付帯決議を提案し、実際に決議がなされた。こうした経緯を経て、農地審議会第3回総会に対して、「農地価格の調整に関し採るべき方策に対する意見如何」という諮問がなされたのであった（小倉、1982：pp.136-138）。

ンフレ』の有力なる原因を為すと共に小作料を上騰せしめ農業生産を困難ならしめ又自作農家の農業資本をより多く固定せしめ農業生産を阻害する」(農地制度資料集成編纂委員会編、1972：p.399)とあった。その上で、統制方法は、地租法による賃貸価格がある農地と無い農地に分けて、前者については「賃貸価格に農林大臣の定むる率を乗じたる価格」を超える売買を禁止するものとしていた。しかし、農地審議会で問題となったのは、その「率」の算出方法だった。

臨時農地価格統制令がこの「率」の算定にあたって、1939年度の売買価格事例調査を利用していたことはすでに述べた。それに対して、審議会開始早々に助川啓四郎⁴⁴委員が「昨年度の売買価格は政府として適正な価格であると云ふやうに御考へになって居りますか」(同：p.406)と問うた。これに対して周東英雄農務局長は、昨年の価格が適正かどうかは疑いもあるが、かといって適正な価格の決定も「中々困難な事情にある」ので、物価抑制の観点から「一応昨年の価格を採った次第であります」(同)と答えた。

この答弁に対して助川委員は、土地価格が「需要供給の関係に依て支配されるもの」と認めた上で、「併し価格形成の基礎的の要件は土地の収益採算ではないかと思う」として、収益採算には「地主的採算」と「耕作農民的採算」の2つが考えられるが、このどちらを妥当と考えるのか、「是は土地価格経営の上に極めて本質的問題と思えますから、之に対して政府の御心持を伺いたい」(同：p.407)と迫ったので

あった。言うまでも無く、助川の意図は、「耕作農民的採算」こそを算定の根拠とすべきこと示唆したものだ。

この質問に対して周東農務局長は、「土地の価格に付ては凡そそれと違った種々の要因が入りまして価格が形成されて居ることは御承知の通り」として、収益価格の考え方については「理想ではあるが」、「急速に理想的の行き方をすることに依て農地の価格の下落と云ふものが逆に起つて来る」可能性もあるとして、「土地制度、社会制度から致しまして余程慎重を要する」(同)と答えた。その一方で、周東は続く松平外与磨委員の質問に答えて、「勿論農地と云ふものが農地所有者に取つて1つの財産」であるが、「財産上の関係で百姓をさせると云ふやうな考へは実は持たせたくないと思つて居ります、農民に対しては其の農地に依て生産をすると云ふことに対して、農業報国の気持ちで生産に従事して戴くやうに指導して行きたい」(同：p.411、下線は引用者)と答えていた。

以上のような審議を経て、臨時農地価格統制令は翌年1月に公布されることになる。そこで出された発言には、明らかに昭和研究会を1つの起点に近衛新体制運動と連動して企画院や軍部を巻き込んで社会へ浸透していた「利益本位から生産本位へ」という総力戦体制の発想を読み取ることができる⁴⁵。すなわち、農業については、「農地に公益性を付与し、農地の処分ならびに利用に関し、国家的見地に立つ一定の制限をおこなひ農地の生産性を高度に發揮せしめる」(昭和研究会、1940：p.13)という発想である⁴⁶。そのために必要とされたのが、「適正規模

⁴⁴ 助川啓四郎は、福島県出身で1930年より衆議院議員。第1次近衛内閣で農林参与官を務めた。

⁴⁵ この発想は、昭和研究会の有力メンバーであった朝日新聞記者の笠信太郎の著書『日本経済の再編成』(1939、中央公論社)にまとめられ大ベストセラーとなるが、その最初の試案は労農派教授グループの1人として大学を追放されていた有沢広巳が執筆したものであったと言う(酒井、1992：p.139)。なお、戦時下の「利益本位から生産本位へ」について「日本経済システムの源流」との関連で論じたものとして、岡崎・奥野(1993)を参照。

⁴⁶ この「農業改革大綱」をまとめた昭和研究会農業政策研究会(1938年1月結成)の委員は、石橋幸雄、勝間田精一、川俣浩太郎、近藤康男、島田日出夫、田村勘次、千葉蓉山、辻誠、角田藤三郎、野尻重雄、であった(昭和研究会、1940)。

農業の設定」とともに「小作料ならびに地価の適正なる引下げ」であり、さらに「小作料はこれを金納化すること」（同）であった。この発想からすれば、「地主的採算」と表裏をなす“農地を財産とする発想”は、国益に害を与える私益として、「国家的見地」から否定の対象とされたのである⁴⁷。

とはいえ、臨時農地価格統制令は、未だ太平洋戦争開始前の勅令であり、かつ「一般のストップ令と歩調を合わせる意味で昭和14年の田畑売買事例調査による売買価格」（加藤、1959：p.24）を利用したものだった。しかし、太平洋戦争がはじまり、食糧確保がより厳しくなる中で企画された自作農創設の拡充強化においては、農地価格の算定方式についてもより明確な考え方が要求されることになったのである。

4) 自作農創設の拡充強化と報奨金制度

真珠湾勝利に続く作戦として海軍が構想したのが、ミッドウェー攻略だった。しかし、1942年6月5日から7日にかけてミッドウェー島付近で行われた海戦で、日本の連合艦隊は空母4隻と航空機約290機を失い、太平洋の制海権も失って、太平洋戦争は大きな転機を迎えた。8月から翌年2月にかけては、「太平洋戦争の天王山」（中村、1993：p.311）とも言えるガダルカナル島での激戦が展開された。その最中の1942年11月12日に閣議決定されたのが、「皇国農村確立促進に関する件」であった。

それは、農業・農村を「大和民族培養の源泉として」、全国に「標準農村」を選定し、そこ

において「農業の適正経営の確立」を図るとともに、1943年より1967年までに既墾地約150万町歩、1948年より1956年までに未墾地開発50万町歩を目標とする「自作農創設の拡充強化」が謳われていた（農地制度資料集成編纂委員会編、1972：pp.719-720）。それは「自作農家は矜持を以て農業に其の全力を傾倒し得る皇国農民の中核」（同、下線は引用者）という「農業報国」の発想に立つものであった。実は、この「国家的視点」に立つ「自作農主義」の思想は、戦後の「反封建＝民主化」を大義に実施された農地改革の後に、学者や官僚が高唱することになる「自作農主義」にも通底して生き続けていく発想だったのである⁴⁸。

しかし、この野心的な自作農創設の実施にあたっては、農地価格の算式をめぐって、旧自作農創設維持規則との調整という問題が生じることとなった。というのも、1926年に制定された自作農創設維持補助規則は、第6条第3項で自作農創設の融資を受ける条件を以下のように規定していた。

「購入せむとする土地の購入価格は借受人自作田畑として其の土地の経営を持続し得る為、附録に定むる算式に因る標準価格及当該地方の土地の普通価格を超えざるものなること」（調査室、1964b：p.9）。

そこで「附録」の農地価格算式を見れば、「標準価格＝（小作料金額－公租公課）÷0.06227」とされていた。ここで分子の「小作料金額」は、平年作における実納小作料⁴⁹に当該地方の最近5年平均の米価をかけたもので、「公租公課」は地租、地租付加税又は之に準ずる地方税であり、

⁴⁷ これに対して、委員の山崎延吉は、「農民の土地に対する愛着心と云ふものは、農民に非ざれば是はなかなか分らない、此の気分が日本の農業の健全性を非常に保って居る」（農地制度資料集成編纂委員会編、1972：p.423、下線は引用者）と発言していた。この下線部にこそ、日本農業の本質があると論じたのが農業経営学者の渡辺兵力である。詳しくは、玉（2020a、2022）を参照。

⁴⁸ この点に関しては、いわゆる適正規模論（規模拡大路線）について「私経済視点」と「国家的視点」との対比で論じた玉（2018）第4部第1章を参照。

⁴⁹ ただし、この小作料には、平年作の収穫高の55%を最高限とし、40%を一応の下限とする制限が付いていた（調査室、1964b：p.10）

1932年からはそれに「農会費中地租割及水利組合費（北海道に在りては土功組合費）」が追加された。さらに分母の0.06227は、3.5%の24年の年賦率である（同：p.10）。

この算式の考え方は、自作農創設という政策目的から「自作農地の購入又は維持を為す者の負担をして現行小作料より高からざる程度に止むることは最も必要な条件」（1926年5月農務局長依命通牒）とするものだった。つまり、「従来小作地として支払っていた小作料と同じ額を24年間、年賦金プラス公租公課の形で支出することによって自作農にさせる」（調査室、1964b：p.10）という発想のものだったのである。

この「附録」の算式は、1937年10月には自作農創設維持補助助成規則に引き継がれ⁵⁰、1938年7月には農地調整法の施行規則「附録」に引き継がれた。ところが、1941年1月公布の臨時農地価格統制令は、前述のように地租法の賃貸価格に一定率をかけたものだったから、ここに「附録」の算式による「標準価格」と統制令の「統制価格」の二重の枠が併存する状態が生じたのである。この状態を「統制価格」に一本化したのが、1943年8月31日の農林次官依命通牒「自作農創設維持に関する件」であった。すなわち、この通牒の「第1 事業実施の方針に関する事項」の「3」には次のようにあった。

「創設又は維持せんとする農地の価格は従来

標準価格並に普通価格を以て制限せるも農地に付統制価格の設定されたる今日としては標準価格に依る制限を存置するの必要なきに至るを以て此の制限を廃止し統制価格に依ることとしたる次第なり（以下、略）」（農地制度資料集成編纂委員会編、1972：p.873）。

しかし、この一本化の過程には、農地価格をめぐる行政上の深刻な矛盾を克服する必要があった。それは、統制価格では安く地主は売ろうとせず、かといって価格を引き上げれば、自作農の負担が重くなって買おうとしない、という矛盾である。そして、この矛盾が集中的に議論されたのが、1942年12月17日の農地審議会第4回総会だった⁵¹。

そこで臨時委員の高田耘平⁵²は、自作農創設に強制力をもたせるかどうかを根本問題だと述べ、そうも行かないから、何とか協力して売ってくれと言うしかない、「そこで値段の問題になる。今の儘では無理だと思ふ。さりとて高くては自作農になり手がない」（同：p.795）と、この矛盾を端的に指摘していた。

この点に関連して、後の農地改革とも関係する重要な質問が岩田宙造委員からなされた。岩田宙造は、言うまでもなく弁護士として戦後の農地改革違憲訴訟における原告側の理論的指導者となる人物である。岩田が問うたのは、政府は「農地が全部自作農の所有になる様に」したいのか、という点だった。これに対して石井英

⁵⁰ 1937年の自作農創設維持補助助成規則は、日中戦争の開始により農業生産力の維持・増大、農村の経済更生が一段と求められたことに応えたもので、未墾地開発に必要な資金の助成、貸付利率の引き下げ、貸し付け限度の引上げ等の改善がなされていた。標準価格の算式に関しても、利率の3.5%から3.2%への引下により、分母が0.06033に変更となった。ただし、それにより標準価格がかえって高く計算されることになったため、農林省では「当分の間」は0.06227で計算した価格を維持する通牒を発していた（西田、1997：pp.242-243）。

⁵¹ この農地審議会に諮られた諮問第4号「皇国農村確立の為農地政策上採るべき方策如何」には、「農業人口の定有を図ると共に、食糧自給力の充実確保を実現するを目的とし」（農地制度資料集成編纂委員会編、1972：p.783）とあり、いよいよ食糧の確保が厳しい状態に追い込まれていたことがわかる。また、「農業人口の定有」とは、1938年の出生率急減の衝撃から、1941年1月22日に急遽閣議決定された「人口政策確立要綱」が、「日満支を通じ内地人人口の4割は之を農業に確保する」という方針を打ち出したことから加わった目標であった（高岡、2011：第4章）。

⁵² 高田耘平は、栃木県那須郡の出身で衆議院議員。濱口内閣で農林政務次官を務めるなど農政通で帝国農会特別議員でもあり、自ら農業経営も行っていた（栃木県歴史人物事典編纂委員会編、1995：p.366）。

之助農政局長は、「専業農家と云ふことが第一段で」、「専念農に従ふ」という意味で「専業農家は自作農家であることが最も望ましい」と答えた。これに対し岩田は、「目的が安定した専業農家を作ると云ふことでありますから必ずしも全部自分の所有地でなくても良い」と発言し、これを受けて議長の農林大臣井野碩哉は、「今のお話しは、結局純小作農よりは小作兼自作の方が安定がある」ということかと確認している(同：p.804)。これは、筆者がかねてより「自作 vs 小作」という「戦後歴史学」の単純極まりない二項対立の発想を一貫して批判し、それに替わって提起してきた自小作農論という観点に連なる議論であった⁵³。

岩田がこのような問いを行ったのは、大地主は統制価格でも良いかもしれないが現実には「小さい地主と云ふ場合が多いだろうと思ひます、そう云ふ者はそれが唯一の財産ですから」、「結局これを是非やってくるにはその不足額は国家が補償すると云ふ道を開く以外実行ができないのではないかと思います」(同：p.805)という認識からであった。岩田は、日本農業の農民的小土地所有の実態を踏まえていたと言える。

この国家補償という発想は、1943年4月6日に開催された第1回特別委員会においても、石黒忠篤委員から次のように提案された。

「国家が大和民族増強のために必要だといふならば国家として助成するといふところを十分にその方面に向けて、丁度米に二重価格がある様に土地にも二重価格をやらないと、大きな計

画はやる訳には行かん様になると思います」(同：p.834)。

こうした議論を経て、1943年5月12日の「自作農創設促進方策要綱」において「報奨金の交付」が制度化された(同：p.875)。ただし、その報奨金の算定根拠をより明確にしたのは、1943年12月18日の「農地提供の促進を図る為の報償奨励金交付要綱」(同：pp.876-879)であった。この要綱では、先に第1次農地改革の「買取の対価」を得る算式として示した表2の「自作収益価格」を、「合理的なる農業経営を行なわんとする場合」の「適正なる価格」とした上で、その計算値584円が臨時農地価格統制令による統制価格627円と近似していること(差額43円)を確認する。その上で、「地主の農地売却を容易ならしむる為には地主採算に基づく農地価格に付いても考慮を払う要あり」として、「地主採算価格と統制価格との差額を報償奨励金として農地の提供者たる地主に交付する要あり」(同：pp.876-878)としたのである⁵⁴。

このようにして、「自作収益価格」という第1次農地改革における「買取の対価」算定の基本的考え方は、報奨金の根拠となる「地主採算価格」とともに、この時点で理論的に確立されていたと言つてよいだろう。つまり、本節1)で戦時農業統制の間で「断絶面」の方が大きいように見えた第1次農地改革の農地買取価格の算定方法も、実はこの「報償奨励金交付要綱」を介して完全に連続したものであったのである。同時にまた、農地改革後の「自作農主義」に秘め

⁵³ 筆者はまず、戦前の日本農業においては、自作と小作が零細兼業農家が多数であるのに対し、自小作農こそが専業・中規模の中核的農家であったという実態を示して、地主小作関係しか論じない中村政則を批判した(玉、1994：第5章)。次に、自小作農こそが日本の農業問題を解き明かす鍵であると論じた宇野弘蔵の「自小作農」論を論じた(玉、1995：第3章)。さらに、江戸時代に「イエとムラ」として確立する「日本農業の基層構造」における小作制度の型として自小作農を論じた(玉、2006：第7章)。また、日本農業を「小経営的生産様式」として捉えることと合わせて「農家」モデルを提示して自小作農を論じた(玉、2018：第2部第1章)。最後に、玉(2021a、2022)でも自小作農論を展開している。だがしかし、「イエ」や「ムラ」への関心が高まる今日でも、筆者の一連の自小作農論に言及や参照する研究者がいないのが日本農業史研究の現状である。

⁵⁴ この戦時下における自作農創設の拡充強化と報奨金制度の導入については、野田(2006)も詳しく検討している。

られた「国家的視点」の発想も、この総力戦体制下の自作農創設政策の下で形づくられたものだったと言えるのである。

(4) 小作料金納化の理由とロジック

1) 小作料統制令の意義と限界

以上の「買収の対価」における戦時農業統制と第1次農地改革との連続性は、和田博雄の「真意」「ロジック」とともにグラッド説の論拠となるようにも見える。しかし、本命とも言える大和田説を検討するためには、戦時下の小作料金納化へ向けた農政当局の取組を振り返っておかなくてはならない。

前述したように、1939年10月18日公布の価格統制令を追うように、12月6日に公布され、12月11日から施行されたのが小作料統制令であった。これは、「小作料は一般の物価とは異なる特殊な性格をもっている」（加藤、1959：p.21）からであった。そればかりでなく、小作料統制令は物価統制令の基本思想である1939年9月18日の状態凍結にとどまらず、「小作料の改定という一種の農地政策がもりこまれていたこと」（同：p.23）を重要な特色としていた。その意味で、小作料統制令は長い農地政策においても「画期的な立法」と言えるものだったのである（坂根、2012：pp.72-73）。

その意義は、当時の農務局長土屋正三によって次のように語られている。

「本令は国家総動員法に基づく臨時立法であり、戦時経済遂行の応急手段として立案せられたものではあるが、対象たる小作料の性質上、結果に於ては恒久法の実質を具ふるものであり、殊に場合によりては行政権の発動によりて多年の懸案たる適正小作料の問題を解決せむとすることもあり、又市町村農地委員会の如き一種の自治的機構をして、小作料の最高限度を決

定せしむる等各般の点に於て画期的な立法であると云ひ得ると思ふ」（土屋、1940：pp.49-50）。

ここで、「恒久法の実質」、「行政権の発動」、「適正小作料」、「自治的機構」などのキーワードが、その意義を端的に表している。それは、この小作料統制令に先立つ農地調整法（1938年）との比較でより明瞭となる。農地調整法は、確かに「農地の賃借権の第三者に対する効力と農地の賃貸借の解約および更新の拒絶の制限」（小倉、1982：p.88）を設けて耕作権を強化するものだった。ただし、それは現状変更を認めないだけであって、「この二箇条以外についてはすべて民法の賃貸借に関する規定が適用される」（同）ものだった。それは農地調整法の主たる目的が、日中戦争後の「農村平和の保持」にあったからである（同：p.86）。

これに対して、たった1年で国内農業を取り巻く状況は一変し、小作料統制令にはさらに2つの重大な行政課題が課せられることとなった。それが“食糧増産”と“インフレ抑制”である。先述したが、1939年は春先から西日本と朝鮮半島は大干ばつで、それまで比較的安定していた米価が6月から上昇し始め、8月に政府が米穀配給統制法で最高販売価格を2円60銭引き上げて38円としたことがかえって産地の出荷を抑え⁵⁵、東京では「入荷が途絶状態となって米穀流通は混乱状態に陥った」（武田、1986：p.64）のである（玉、2013：pp.158-159）。

このインフレ昂進と食糧緊急事態こそ、農林省による「多年の懸案たる適正小作料の問題」へ行政的に介入する大義を与えたのだった。小作料統制令は、第6条で地方長官が「小作料の種別、額若は率又は減免条件著しく不当なりと認むるときは」、貸主に対して変更を命じることができるとした。また、第4条では市町村農地委員会が必要と認めるときは、「小作料の種

⁵⁵ この米穀配給統制法による最高販売価格の引上が産地の出荷を抑制した経緯については、玉（2013：第4章）を参照。

別、額若は率又は減免条件」を定めることができるとしたのである。ただし第8条で、そのいずれの命令発動も、道府県農地委員会の意見を聴くことが要件とされていた（農地制度資料集成編纂委員会編、1972：pp.142-143）。

しかし、このような行政の介入による小作制度の現状変更については、当然、論議を呼び起こすこととなった。すなわち、小作料統制令を審議した1939年11月9日の国家総動員審議会第8回総会において、高田耘平委員は、国家総動員法の勅令は「非常に急ぐもの丈けに限るのであります」として、こうした小作料適正化の条項は、「之は議会に諮って決めていただくことが当然であります」（同：p.75）と、第4から6条の削除を修正動議として提起した⁵⁶。

また、第1回特別委員会（1939年11月10日）でも犬塚勝太郎⁵⁷委員が、今を「国家総動員法を適用し得る」非常時として、「それに便乗して恒久的のやうな……臨時的でない法制を作るやうにちょっと伺へる」（同：p.86）と発言していた。これに対して荷見安農林次官は「此の勅令は飽く迄も臨時的な性質を有するものでありまして、恒久的なものではないと思ふのであります」（同）と答えていた。しかし、この答弁はあくまで建前を述べたものであって、農政当局の腹の内は、先の土屋農務局長の言葉にあったように、この非常時こそ多年の懸案たる小作料適正化に歩を進める好機と考えていたのである。

しかし、このような意義にもかかわらず、小作料統制令にはインフレ抑制に対しても、食糧増産に対しても、ある種の限界を有していた。

それは、1941年7月の時点でも、田の小作料の91.7%が現物納であり、7.4%が代金納、金納に至っては0.8%でしかないという小作制度の実態である（加藤、1959：p.230、第2表）⁵⁸。だから、たとえ小作料が1939年9月18日で釘付けされ、適正化事業で多少の引き下げがなされたとしても⁵⁹、米価が上昇する状況においては金銭に換算した地主の小作料所得は連動して増加し、それが農地価格の上昇につながり、また、小作人の増産意欲にも水を差すことになるからである。

実際、小作料統制令公布前の1935年から1939年の5年間を見れば、田の実収小作料は反当たり1.02石から1.06石へと3.9%の増加でしかないが、これを米価で金銭に換算すれば、1935年の29.85円から1939年の37.41円へ25.3%も上昇していた（戸嶋、1940：p.22）。この事態は小作料統制令後も小作料が物納である限り継続することになる。それは地主採算価格の上昇となって農地価格の高騰につながることは、前節で見たとおりである。

さらには、「農業労働力の農業より他産業への流出に依る労働力不足等に因り農業生産の阻害せらるる所顕著なる折柄、小作料の騰貴は愈々農業より農業再生産に要する資金を剥奪することとなり、又益々農業労働力を他産業へ逃避せしむ原因を為し、農業生産の減退を将来することとならざるを得ない」（同）との危惧を拭い去ることは出来ないものだった。ここに、小作料の高率性と合わせて、小作料の物納形態が、わが国の小作制度における問題の元凶とする認識が農政当局に強く意識されはじめたので

⁵⁶ この修正動議は、第8回総会では保留され、第2回特別委員会（1939年11月13日）に再度提案されて、採決の結果、否決された（細貝、1972：p.16）。

⁵⁷ 犬塚勝太郎は、1868年宮城県生まれで帝国大学法科卒後に内務官僚を長く努め、青森県、長崎県、大阪府の知事を務めた後、1929年に衆議院議員、1934年からは貴族院議員となっていた（秦編、2002：p.59）。

⁵⁸ これに対して、畑については、現物納が47.3%、代金納9.9%、金納42.6%であった（加藤、1959：p.230、第2表）。

⁵⁹ この小作料統制令による小作料適正化の実態を実証的に分析して、「農家経済の維持・好転に少なからぬ役割をはたしていた」（坂根、2012：p.111）と結論したのは坂根嘉弘である（坂根、2012：第2部）。

ある。

2) 米穀国家管理の進展と二重価格制

その一方で、1939年からの米穀需給の逼迫により、否応なく進展していく米穀統制と米価政策が実質的に「小作料適正化」の役割を果たすこととなった。先述の1939年8月から始まった東京の米パニックに対して、政府は10月6日には国家総動員法第8条⁶⁰を発動して白米食を禁止し、21日には内地米50万石の買入を決定、11月2日には600万石を目標に外米輸入を閣議決定し、6日には産地の売り惜しみ対策として最高米価の43円へ5円引き上げと強制買い上げの閣議決定（「米穀の配給統制に応急措置に関する件」）、12月1日には米穀搗精制限令による7分搗と混食代用食の奨励による米の消費節約へと、矢継ぎ早に応急対策を打っていった（玉、2013：pp.160-161）。

こうした応急対策と合わせて、1939年11月2日には、①生産者団体による一元集荷、②供出数量割当、③米穀配給組合、白米商組合による配給、の3つを骨子とする「米穀国家管理案要綱」が閣議決定された（同：p.128）。1940年に入ると、この要綱に基づいて、7月9日には「農林商工省所管事務調整方針要綱」が閣議決定され、集荷は生産者団体、配給は商業者という食糧流通の強制的組織化が断行された。さらに、9月17日には、米穀生産者及び地主の自家用保有米⁶¹を差し引いた米をすべて政府管理米

とする方針が閣議決定され、それを踏まえて10月24日に「米穀管理規則」が公布されたのである（11月1日施行）（同：pp.166-167）。

この食糧管理の実施のため、1941年1月には農林省に食糧管理局が、全国主要都市には食糧事務所が設置され、市町村農会を通じて出荷が割り当てられ、1941米穀年度（1940年11月～1941年10月）から米穀の実質的な国家管理が開始された。その際、1940年10月23日の農林次官通牒「米穀管理実施要綱」で、道府県内に居住しない不在地主には自家用保有米が認められず、その小作料はすべて管理米となり、地主はその代金だけを受け取る実質的な代金納制となった（同：p.167）。同様に、在村の地主についても、1942年9月1日の「管理米穀取扱要綱」からは、小作料のうち地主の自家保有米を除いた分は小作者から直接供出することが推奨され、在村地主にも代金納制が広がることとなった⁶²。「つまり、地主小作関係は、ここで重大な改編を受けたわけである」（玉、2013：pp.167-168）。

しかし、米の全面的な国家管理のためには、米価をいかに決定するかという問題が残されていた。1939年12月に米穀統制法に基づいて決定された1940年度の最高価格は、インフレへの影響を考慮して前年度の43円に据え置かれたが、1940年を通して肥料、資材、労賃など生産費の高騰に対して米価はきわめて割安で⁶³、それが増産意欲の低下、他作物への転換、さらに

⁶⁰ 第8条には、「政府は戦時に際し国家総動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り物資の生産、修理、配給、譲渡其の他の処分、使用、消費、所持及移動に関し必要なる命令を爲すことを得」と、「消費」にまで命令を出せるようになっていた。

⁶¹ この自家保有米とは、①年齢別1人当消費量を基礎とした世帯1年分の数量、②その1%（みそ・醤油製造のための）、③種子用所要量、の3つを加えたもので、一般消費者よりも約3割増しで、しかも屑米や古米も計算から除外されていた（玉、2013：p.167）。

⁶² 食糧管理局長官通牒「管理米麦取扱要綱」（1942年9月1日）は、第4の4で「地主の管理米麦に付ては集荷の敏速を図る為小作人の手許に於て其の小作米麦中より当該地主の自家用保有米を控除したるものに付甲又は乙管理米麦の証印の表示を受け直接管理倉庫に之を出荷せしむる様指導すること」（農地制度資料集成編纂委員会編、1972：p.935）とされた。

⁶³ 筆者が古本屋から入手した資料（巻末 [資料2]）によれば、1937年を100とした指数で1943年の米価が142に対して、肥料185、飼料198、薬剤166、農機具235、食料品209、被服身廻品289、家具什器319、光熱216となっていた。

表4 戦時体制下の米価決定

単位：石当たり円

年度（産米）	買入価格		奨励金・補給金		生産者 実質価格	売渡価格
	地主	生産者	生産者	小作者		
1940年	43.00	43.00			43.00	43.00
1941・1942年	44.00	44.00	5.00	5.00	49.00	43.00
1943・1944年	47.00	47.00	15.50	15.50	62.50	46.00
1945年1次4月	55.00	92.50	-	37.50	92.50	46.00
2次11月	55.00	150.00	-	95.00	150.00	75.00
3次1946年3月	55.00	300.00	-	245.00	300.00	250.00

注) 玉 (2013) p.143、表4-6。

は離村傾向までもたらしていた（同：p.170）。かといって、米価の引き上げは、「急激に全面的に諸物価引上の口実に利用せられ、低物価政策を根底から崩壊せしめる危険がある」（市原、1947：p.204）。ここに戦時食糧統制にとって米価決定は、深刻なジレンマに陥ることとなったのである。

このジレンマ打開のために開始されたのが生産者に対する奨励金だった。政府は1941年8月7日に「米価対策要綱」を閣議決定し、「食糧自給強化並に低物価水準確保の為米穀生産者に対し一石につき奨励金五円を交付すると共に買入標準価格を一円方引上ぐる方針を執ること」（同：p.210、下線は引用者）とした。それに続いて9月18日には勅令により米穀統制法以来の公定米価を廃止し、政府買入価格と売渡価格の二重価格制に切り替えて、表4の1941・1942年産米の欄にあるように、売渡価格は43円に据え置いた。こうして1941年産米は買入価格の方が売渡価格よりも1円高い“逆ザヤ”となって、全量国家管理の体制が整ったのである⁶⁴。

それと同時に、地主が現金で受け取る小作料

の米価は44円なのに対して、小作者は小作料部分の出荷に対しても5円の奨励金を受け取ることで、小作料は実質7%減額となり、地主の小作料収入は物価に対して目減りすることとなった（玉、2013：p.142）。この奨励金が地主小作関係を強く意識したものであることは、湯河元威食糧管理局長官が第79回帝国議会（1942年1月）における食糧管理法の審議で、「此の奨励金制度と云うものはそう云う小作地主間の関係を調節する上に於て意のあることでありますから」（市原、1947：p.325）と答弁していることから明かである。

この食糧管理法は、太平洋戦争が始まってすぐの1942年2月21日に、それまでの臨時応急の措置を整理統合し、時代後れの法律を廃止して⁶⁵、「国民食糧の確保及国民経済の安定を図る」（第1条）ことを目的として「平戦両時を通じる恒久的制度」（農林大臣官房総務課編、1959：p.350）として制定された。この年は据え置かれた米価も、翌1943年産米に対しては4月16日の閣議で、「太平洋戦争現下の情勢上主要食糧の自給態勢を強力に整備するの緊要性に鑑み米穀生産の維持増強に資する為」（市原、1947：

⁶⁴ 闇流通を防いで全量国家管理と導く有効な手段は、売渡価格よりも買入価格を高くして生産者に政府に売るメリットを明確にすることだった。1960年代においても、食糧制度の逆ザヤ価格体系によって同様の全量国家管理が達成されるのである（玉、2013：p.236）。

⁶⁵ 食糧管理法の制定に伴って、農産物検査法、米穀統制法、米穀自治管理法、米穀配給統制法、粳共同貯蓄助成法など8つの法律が廃止となった。

p.330) として、買入価格を 47 円に引き上げ、それに奨励金 5 円に加えて補給金 10 円 50 銭を生産確保補給金とし、「実質上の政府買入価格」を 62 円 50 銭とした。これは、小作料の 33% 減額に相当するものだった。

さらに朝鮮・台湾など植民地からの食糧輸送も途絶え、本土決戦が目前となってきた 1945 年産米価格については、1945 年 4 月 5 日の閣議で、「地主が小作料として受けたる米穀に付ては之を 60 疔当 22 円 (1 石当 55 円) として買入価格を算定すると共に 60 疔当 15 円 (1 石当 37 円 50 銭) の生産確保補給金を当該小作者に交付すること」(市原、1947 : p.369) が決められた⁶⁶。これにより、小作料の減額は 68% にもなった⁶⁷。なお、売渡価格は 46 円のままに据え置かれ、売買逆鞘は 46 円 50 銭にもなったのである。

ただし、この決定から 4 か月して日本は敗戦を迎え、未曾有の凶作と食糧危機から表 4 のように、買入が始まる 11 月には 150 円に、翌 1946 年 3 月には 300 円に生産者買入価格は引き上げられ、それに連動して小作者への生産確保補給金も増額されていった。いずれにしても、この一連の米価決定を貫いている論理は、食糧増産と供出確保という至上命令にほかならなかったのである。

地主の小作料に対する差別的米価の設定は、まさにこの至上命令に応えるための「利益本位から生産本位へ」の具体化であった。そして、

この食糧管理と米価政策の展開こそが、「物納小作料から金納小作料への転換を準備したことになる」と、小倉武一は述べている。それが「戦時緊急措置法の制定を期とする小作料金納化の企図である」(小倉、1982 : p.242)。

3) 敗戦間際における小作料金納化の企図と挫折

この小作料金納化の企図とは、1945 年 6 月に国家総動員法に代わって成立した戦時緊急措置法⁶⁸に基づいて準備された「農業生産確保に関する緊急措置要綱(案)」(農地改革資料編纂委員会編、1974 : pp41-44) に関わる話である。この経過については、小作料金納化の企図の中心であった当時の農政課長東畑四郎、部下として近くにいた大和田啓氣、当時は総務局価格第二課長で、後に東畑の後を襲って農政課長となる小倉武一などが語っている。

まず、東畑四郎の証言から見てみよう⁶⁹。当時の農商省農政局⁷⁰は「大体沖縄が取られて、これはもう負けだ」(p.106) という認識と「アメリカが日本へ来れば、農地改革というような筋は出て来ない」(同) という予測から焦っていた。そのため、「アメリカが占領する前に農地改革をやって、日本の農地制度を変えたらいいだろう」(同) という考えから、「その時に持ち出したのが戦時緊急措置法に基づく『農業生産緊急措置令』であった。それが大体第一次農地改革案に非常に似ておるもので—その案の骨子は今

⁶⁶ 食糧管理法の成立と施行(1942年7月1日)に伴って「米麦検査令」(12月24日)が交付され、国営の収納検査が開始され、合わせて、大幅な銘柄整理と容量建から重量建への変更もなされていた(玉、2013 : p.177)。

⁶⁷ こうした結果として、戦時下を実際の小作料率がどの程度になったかの試算が加藤(1953 : p.66 第4表)にある。それによれば、1941年の52%が1942年40%、1943年38%、1945年18%となり、生産者米価が300円に引き上げられ、地主米価が55円となった1946年には6%にまで激減することとなった。

⁶⁸ この法律は、国家総動員法よりも勅令を制定できる範囲を広くし、処分も広くなし得ると同時に、その権限を政府のみでなく地方総監府にも認める点を特色としていた。さらに命令及び処分の対象としては、第1に「軍需生産の維持及増強」、第2に「食糧其の他生活必需物資の確保」ほか7項目だった(小倉、1982 : p.243)。

⁶⁹ 『「終戦前後における農地改革法案成立の経緯」』についての座談会速記録(農地改革資料編纂委員会編、1974 : pp.104-127)。以下、東畑四郎の発言は、すべてここからの引用であり、頁数のみを記す。

⁷⁰ 戦時下、商工省の主要部門が軍需省へ移動したため、商工省の残存部門と農林省が統合されて、農林省は1943年11月1日より農商省となっていた。また、それより先、農務局は1941年1月より農政局となっていた。

の金納制です」(同)と述べていた。

東畑のこの証言、すなわち「農業生産緊急措置令案が第一次農地改革の下敷きであったかのような評価」(野田、2006:p.13)に対して、「説得力に欠け、むしろ奇異ですらある」(同)と評しているのが野田公夫である。確かに、1945年7月17日の日付がある「農業生産緊急措置令(案)」(農地改革資料編纂委員会編、1974:pp44-48)は、部落農業団体による農地の管理、耕作権の調整、市町村農業会による農地開発事業などを骨子としたものであって、自作農創設を柱とする「第一次農地改革とは大きな違いがあったといわねばならないからである」(野田、2006:p.13)。

しかし、これは、農地改革=自作農創設という野田の先入観によるものであって、当時の東畑四郎および農政局が考えていた農地改革の核心は、実は小作料金納化であった。小作料金納化がなぜ農地改革なのかは、後ほど述べるとして、ともかく、当時は「所有権に触れると非常に問題がある」(p.106)ので、東畑は大和田らに対して「君等に迷惑がかからないように」(大和田、1981:p.43)と独りで軍部や警察当局に説明して、「金納というものを別の形で一つの農地改革として推進して行くなよろしいという」(p.106)了解を得たと言う。

それを事務的に次官会議にかけて「内務次官はOKをやったわけです」、「内務次官がよろしいというので、閣議へ持ちだしたところ握潰されてしまった」(p.107)。「次官会議で通ったものが、何故閣議で通らなかったかということは僕等には分からない」(同)と東畑は述べていた。とはいえ、そこで握り潰された小作料定額金納制は、戦後に成立した第1次農地改革法(農地調整法の一部改正)の第9条の2「小作料は金銭以外の物を以て又は金銭以外の物を基準

として之を契約し、支払ひ又は受領することを得ず」(農地改革資料編纂委員会編、1974:p.818)という条項となって実現を見るのである。

この間の経緯については大和田啓氣も、「7月10日要綱案を閣議に提出したところ、議論される前に農商大臣石黒忠篤氏はそれを自ら撤回されたのである。戦時下その及ぼす影響があまりに大きいと判断されたと伝えられる。…農業・農地問題にその生涯を捧げた石黒忠篤氏が、占領下でなく日本独自の判断で農地問題を推進できる最後の機会に自らの手で小作料金納化を葬ったことは、歴史の皮肉であった」(大和田、1981:p.43)と証言している⁷¹。

しかし、実は東畑の証言も、この大和田の証言も正確性を欠いていた。それを正確に記述しているのは小倉武一である。1945年7月10日の閣議に提出されたのは、東畑と大和田が言及した「農業生産緊急措置に関する勅令案要綱」(農地改革資料編纂委員会編、1974:pp.41-44)ではなく、その要綱(案)の農地制度関係事項を盛り込んだ「国内戦場化に伴ふ食糧対策其の一」(農地制度資料集成編纂委員会編、1972:pp.953-956)だった⁷²。また、その閣議決定はなされていた。ただし、「要綱(案)」にあった「物納小作料及代金納小作料は之を金納制に改むる」(農地改革資料編纂委員会編、1974:p.42)に基づいて、「国内戦場化に伴ふ食糧対策其の一」の原案にあった「米麦の供出制度の現状に鑑み現行小作料制度に適正なる改訂を行うこと」(小倉、1982:p.245)という項が、閣議直前に農商大臣石黒忠篤によって削除されたというのが事の真相だったのである。

小倉武一は、石黒がこのことについて戦後も口外せず永遠に秘匿したのは、「誰か関わりのある人の存在を仮定しうる理由となる」(小倉、

⁷¹ 東畑は、後に握り潰したのが農商大臣の石黒忠篤と知って、「忠篤さんとは口もきかなかった」(東畑、1974:p.132)と語っている。

⁷² このことは、農地改革資料編纂委員会編(1974)p.44の編注(二)に記されている。

1982 : p.262) と述べて、海軍大臣の米内光政の可能性を示唆している。また、この「現行小作料制度に適正なる改訂」とは、「物納小作料の金納化にあったことは明瞭」(小倉、1982 : p.248) とも述べていた。それでは、この成立間際に挫折した小作料金納化とは、どのような内容とどのような論理(ロジック)に基づくものだったのであろうか。

4) 小作料金納化を必要とする理由

それについては、「物納小作料の金納化に関する件」(農地制度資料集成編纂委員会編、1972 : p.979) をはじめとして、おそらく農政局内の検討過程で作成されたとされる日付不明の資料が『農地制度資料集成』(第10巻)に複数収録されている。また、筆者はそれらと内容的に重なるが、違いもある別の1次資料を古本屋から入手した(巻末[資料1~3])。

その中で、小倉武一が重視しているのは、上記「物納小作料の金納化に関する件」である。そこでは、「方針」として「現下の主要食糧事情に鑑み農業生産力の維持増進を図ると共に低物価政策の円滑なる遂行を期する為定額物納小作料を金納化すると共に定率小作料は之を定額金納小作料とすること」(同、下線は引用者)としている。やはり、「食糧増産」と「インフレ抑制」という至上命令が小作料金納化を必要とする理由に掲げられている⁷³。また、小作料金納化とは、「金納」と「定額」の2つの内容で構成されていたことも重要である⁷⁴。

そこで問題となるのは、この小作料の定額金納制がどのように“食糧増産”と“インフレ抑制”に結びつくのかというロジックである。それを押し量る材料となるのが、①「小作料金納化を必要とする根拠」(同 : pp.966-968) と②「米価対策の合理化と小作料金納化の必要」(同 : pp.968-974) というやはり日付不明の2つの資料である。この内、比較的論理が明快なのが②の方である。

それは冒頭で、「戦時経済の必然的結果」、生産者に対しては「生産費と一般適正利潤とを補償すべき生産者価格」を、消費者に対しては「賃金俸給生活者等の購買力に鑑み生活を脅威せざる範囲内」の消費者価格を決定し、「其の差額を国家が補償すべき二重価格制」に至ったことが確認される(同、pp.970-971)。その上で、この仕組みにおいて生産費の一部となった小作料が「現物」であることは、先に述べたようなメカニズムで、米価が上がる度に金銭換算の小作料も上昇して生産費を押し上げ、適正な生産者価格が確定できない問題を指摘する。

すなわち、小作料統制令で物納小作料の「量」は固定できても、米価が上がれば、生産費計算におけるコストとしての小作料金額も上がるために、自作者はともかく小作者に対する米価は生産費を補償するものとならない矛盾である。このために政府は、地主からの買入価格は「土地改良等地主が生産に協力する意味に於て極めて僅少な引上を為すに止め」、生産者には「買入価格に付ては相当金額の補給金を」交付する

⁷³ 一方、これと同じタイトルで、おそらくその原案となったと思われる巻末[資料1]の「方針」は、「耕作者に対する食糧供出責任制を強化し以て食糧増産の熱意を昂揚せしむる為物納小作料を金納小作料とすること」とあり、後で述べる「生産責任」と「供出責任」の一致により重きを置いたものとなっていた。

⁷⁴ この資料では引き続いて、現行の小作料を「定額金納小作料」に変更するための各種換算方法が記されていた。

という「複雑なる価格操作等」をせざるを得なくなつたと言う（同：p.971、下線は引用者）⁷⁵。

「茲に於て考えられる最も合理的なる手段は原則として現在の地主よりの政府買入価格を以て物納小作料を金納小作料に改むることなり」（同：p.973）。つまり、小作料が定額金納で固定されれば、生産費を押し上げることもなく、また地主からの管理米の供出はなくなり、政府から地主への支払いもなくなる。また、「小作料が貨幣を以て一定額に決定せらるるを以て自己の努力の結果は自ら自己の中に帰することとなり、従つて生産意欲の昂揚となり戦時下食糧の増産に寄与すること極めて大なるべし」（同）と。

要するに、「之を食糧供出部面より観察する場合に於ては物納小作料の金納化は供出責任と生産責任とを不可分の関係に置く」ことであり、「其他小作料の金納化が自作農創設維持政策の促進、兼業農家、小作地の返還及不耕作地の増加緩和、農業政策一貫性の確立等に役立つこと極めて大なることは云ふ迄も無きことなり」（同）としている。

この「生産責任」と「供出責任」の一体化という論理をいささかヒステリックに論じているのが①の資料である。それは、小作者を「不完全保有者」と呼び、「其の生産は性格的に公的・国家的目標を持ち難し」（同：p.966）と冒頭で断じている。というのも、生産物が「生産者個人の所管を離れるに拘わらず公的管理に直結せ

ず、尽く物納小作料の形態を採つて地主たる個人の所管を経由し、生産は何処までも個人の為の生産たる性格を帯び、国家の為の生産に展開し得ず」（同）と「個人＝私」と「国家＝公」の対立を問題視する。

それゆえに、「生産を供出に直結することに依つて私的生産を公的生産に転化し、国家的目標即ち戦力に向けて生産者を昂揚し得べく」（同）と云つて、自作農創設においても貫いていた「国家的視点」の発想から「私経済視点」を否定する論理が明瞭に打ち出されている。この資料では、やはり現行の二重価格制の下で、「生産者価格を実質的に増加せしめんとする場合、地主価格が多かれ少なかれ之に追従する傾向は必至」（同）として、この点からも「此の際定額金納制に移行せしめることにより二重価格制の目的を達成せしめると共に二重価格制に伴う諸多の矛盾をも解消するを得べし」（同：p.968）と断じていた。

このように、小作料金納化の企図を貫いているロジックは、1つは生産費に基づく戦時価格統制における矛盾の解消（＝農業政策一貫性の確立）によりインフレ抑制に寄与することであり、もう1つは「生産責任」と「供出責任」の一体化により農業者を公的・国家的目標である食糧供出に動員することであつた⁷⁶。さらに、この2つをつなぐ車軸部分には、「自己の努力の結果は自ら自己の中に帰する」という理念があつたことが重要である。ともかく、この2つ

⁷⁵ “地主の小作料は「不勞所得」で農業生産にはまったく貢献しない”といった言説が「反封建＝民主化」論では必ず繰り返されてきたが、これは明かな間違いである。「修繕費其他土地の維持に必要な経費」の負担は土地を貸す地主の側であり、戦前であれば農会費さらに水利費も地主負担であつた。つまり、この下線部にあるように生産に貢献する費用負担を地主は小作料の中から行っている。戦後の農地買収価格の議論においては、「自作収益価格」が根拠とされることで、この地主の生産に対する貢献はまったく捨棄されたのであつた。

⁷⁶ この「生産責任」と「供出責任」の一体化の観点から小作料定額金納化がより強く求められるに至る契機として重要なのが、1944年から始まつた「事前割当制」である。これは巻末[資料3]の(五)にあるように、「稲の植付前に供出割当を為し之を責任数量として予め生産、供出を一貫して農家の覚悟を促す」というものであつた。しかし、物納制の下では不作時に地主が減免を行わない可能性など、地主に対しては事前割当が実行し得ず、「現物小作料制と管理制度とは本質的に到底両立し得ないこと」ことが明確となつたのであつた。そこからこの[資料3]は、最後を「小作料の全面的金納化を断行し、名実ともに生産の責任と供出の責任とを一致せしめ、問題の根本的解決を図らねばならぬ」と結んでいたのである。

の論理をもってすれば、確かに本土決戦に向け食糧が兵器・弾薬にも等しい中であって、軍部や内務省にも小作料金納化を認めさせることは可能だったであろう。

5) 小作料金納化に秘められた意図

さて、以上のようなロジックで小作料金納化が“食糧増産”と“インフレ抑制”と結び合わされていたとすると、ここで思い起こす必要があるのは、和田博雄がラデジンスキーを説得した1946年4月の日本国内情勢である。

それは、1945年産米の未曾有の大凶作から米の供出が1946年3月末時点で6割程度にとどまり、1月頃から始まっていた主食の遅配・欠配が4月には全国へ広がり、全国各地で「米よこせ大会」「食糧デモ」が展開されていた(第2章第4節)。また、米をはじめ闇物価は激しく昂騰していた。

つまり、“食糧増産”と“インフレ抑制”という2つの至上命令は戦時と変わらなかった。であれば、小作料金納化のロジックも引き続き有効だったと言える。しかも、小作料の上昇が農地価格の上昇と連動することを踏まえれば、逆のメカニズム、すなわち農地価格がGHQ案のように物価スライドで上昇すれば、それが小作料の上昇にも連動し、生産費に立脚する二重価格制を崩壊させかねないだけでなく、小作者の増産意欲、供出意欲にも悪影響を与える、というロジックも説得力を増すに違いなかった。

さらにまた、農地価格が米の現物表示となれば、当然、小作料についても物納の復活要求が地主側からなされることも火を見るより明らかだろう。米の闇価格が騰貴している状況では、現金より米の方が価値があるからである。そうなれば、農政局を中心に敗戦間際に企図して挫折し、遂に第1次農地改革法に盛り込まれて実現を見た定額金納小作料が再び水疱に記すこと

になる。これは、農政局長たる和田博雄にとって断固阻止しなければならない課題だったはずである。

確かに買収価格の算定方式については、グラッドの戦時統制の帰結という説から説明できるものだった。だがしかし、和田がラデジンスキーを説得する「ロジック」については、1946年4月の国内情勢が“食糧増産”と“インフレ抑制”を至上命令とした敗戦間際とまったく同じ危機的状況にあったことの方が重要だろう。そこでは、軍部や内務省を説得した同じロジックで、まず第1次農地改革法の小作料定額金納化が死守され、次いで大和田が言うように、「その延長線において」(大和田、1982:p.19)、すなわち、農地価格が現物表示されれば小作料の引き上げ圧力となり、米の生産費を高めてインフレを助長し、食糧増産にも悪影響を与えるというロジックで説得したのではないだろうか。

ただし、これは大和田説そのものではない。なぜなら、大和田は、「小作人の経済自立を促すために小作料金納化が必要であり」と述べていた。しかし、それは果たしてラデジンスキー説得にどれほど有効なロジックだったのだろうか。前章で見たように、ラデジンスキーは小作制度の必要性を認めており、また先述のように、インフレ下においては小作料も生産物でセットする方が地主と小作人の双方に公正という考えを持っていた。その意味で、大和田が述べた「小作人の経済自立」は、むしろ和田の「真意」に関わる部分とみるべきだろう。

この観点から、改めて敗戦間際に小作料金納化を企図した東畑四郎の主張を振り返ってみよう。それは先ほどの「小作料金納化に関する資料」(農地制度資料集成編纂委員会編、1972:pp.983-986)にある。この資料は、「金納小作料を可とする意見」と「物納小作料を可とする意見」がそれぞれ列記され、括弧書きで氏名が記

されている⁷⁷。

そこで東畑は、当然、金納化を支持して次のような意見を述べていた。「物納に於ては小作人に貨幣的訓練を与ふること乏しく為に農業経営の合理的選択能力を乏しからしむ」(同：p.984)、「物納小作料に含まる小作人の半独立性、被支配性は彼らの近代的な自主的意識と合致し難し」(同：p.985)。

一見して分かるように、東畑は物納小作料を小作経営の近代化を阻む農地制度上の「前近代性」と捉え、定額金納化の実現に小作者の自立性、独立性の確保、並びに農業経営の合理的選択に基づく近代化という道筋を見込んでいたことが見て取れる。つまり、東畑がアメリカに占領される前に小作料金納化によって実現しようとした「農地改革」の真の狙いは、この小作料における「前近代性」の払拭と農業経営の近代化であったと考えられるのである。

そこで注目すべきは、東畑がこの小作料金納化の「理論的根拠を与えたのは井上晴丸」(東畑、1974：p.131)と述べていたことである⁷⁸。この井上は、戦時中、北京の興亜院調査官の時に東畑四郎に仕え、1943年に帰国して食糧管理局の技師となっていた。そして、その井上の理論を知ることが出来るのが、井上が戦後に『読売新聞』(1945年10月19日)に寄稿した、「供出合理化の鍵、小作料の金納化、生産者、供出者を一体に」という記事である⁷⁹。

この一面左側十二段抜き記事で井上は、農政がこれまで供出方式を変更できなかった理由は「実は我国の宿命的な敗因中根柢的な一点一封建的土地所有の問題—がひそんでいたことを認めねばならない」(下線は引用者、以下同じ)と、「封建遺制」論の立場を明確にする。そして物納小作料について、「第一に生産とその国家的公共的目的たる供出とが小作料たる私契約によつて分離し、実質上小作農家は国家公共の為の生産=供出に奉仕しながらこれを賃借料の支払いとしてしか表現し得ないのである」と批判するのである。

こうした「公 vs 私」の二項対立的表現は、先にいささかヒステリックと評した「小作料金納化を必要とする根拠」に極めて類似している。と言うより、井上がああ資料の執筆者だった可能性を強く示唆する。この記事の最後は次のように結ばれる。「小作料金納化は供出制度合理化の鍵として、終戦後の危急に應ずる当面の任務を果すと共に、我国経済における封建的残滓の払拭の最も初歩的ではあるが最も基本的なものを含む日本新生の第一歩をなすものに外ならない」と。ここには、小作料金納化に「封建的残滓の払拭」という使命が付与され、東畑が小作料金納化を「農地改革」と述べていた理由が明瞭となるのである。

井上が戦後の「講座派」理論の代表者となることから言っても、ここには日本農業の歴史を

⁷⁷ この資料は、農地制度資料集成編纂委員会編(1972)に掲載されているが、日付もなく、出典も不明だった。しかし、筆者が古本屋から入手した一次資料から、この資料は、1941年8月に中央農業協力会が作成したものであることが分かった。それが農政当局内で「小作料金納化に関する資料」に収録されたのである。巻末[資料1]の注を参照。

⁷⁸ 東畑は、井上晴丸の追憶集に「いままで誰にも明かさなかった話」と題する文を寄せ、その中で「あの戦争激烈中に、金納化を中心とする農地改革を立案したことがあるということです。この理論的根拠を与えたのは井上晴丸です」(東畑、1974：p.131)と述べていた。井上晴丸は、1934年東京帝国大学農学部農業経済学科を卒業し、農林省入所、1938年から北京に向向して1943年に帰国、農林省米穀利用研究所技師と食糧管理局技師を兼務していた。戦後は、1946年7月に農林省農政局経営課長として農地改革を進めるが1949年9月にレッドパーズされる。それ以降は戦後の「講座派」の論客として多数の著書、論説、論文を発表していく。1959年4月からは立命館大学経済学部教授。井上が金納化の理論的支柱であったとすれば、その立脚点は山田盛太郎の「地代範疇」論であった可能性は一段と確かなものとなる。

⁷⁹ この『読売新聞』の記事は、筆者が古本屋で入手した小作料金納化に関する資料の中に切り抜きとして挟み込まれていたものだった。

班田制、荘園制、太閤検地、地租改正で画期付け、その性格を労働地代の時代、生産物地代の時代、生産物地代と金納地租が分化した時代と「地代範疇」で特徴付けた山田盛太郎の影響を考えざるを得ない⁸⁰。山田は言うまでもなく戦前の日本資本主義論争における「講座派」の教祖的存在であり、とりわけ極めて難解な文章と生産物地代＝封建制という解りやすさで、当時の青年インテリ層に絶大な影響力を持っていたのだ。

もちろん、和田博雄の証言にもあるように⁸¹、それが農政当局の中堅・若手すべてに一律な影響を及ぼしていたのではないことは言うまでもない。ただし、「講座派」がマルクス主義経済学のみではなく、やはり日本の農村を「前近代的」、「半封建的」と見る「近代化」論を包含していたことを踏まえると、「物納」を日本農業の近代化を阻む「前近代性」の象徴とする観念が農政局に相当浸透していたと考えても大きな間違いではないのではないだろうか。

農地改革直後に、『農地改革顛末概要』（農地改革記録委員会編、1977）が山田盛太郎を編纂代表者に農林省と土地制度史学会の協力の下で、山田の「地代範疇」論を基調としてまとめられているところにも、当時の農政当局と山田理論の親和性を見て取ることが出来るだろう。

以上の考察の最後に、もう1人の論者を紹介したい。本論文でしばしば取り上げてきた那須皓である。「人口過剰」論の那須は、果たして小作料金納化をどのように評価していたか。那須は、第2次農地改革法案の成立時期に刊行さ

れた雑誌『世界』（1946年11月号）に「農地制度改革の後に来るもの」と題して寄稿し、次のように述べていた。「更に農地制度改革案の一大誤謬は、貨幣価値の甚だしく変動しつつあり、其の前途の予測せられざる時、農地の売買を一定の貨幣額に於てのみ認め、又農地小作料の物納を禁止して金納を強要せる点にある」（那須皓先生追想集編集委員会編、1985：p.52）。つまり、那須は、農地買取価格と小作料の定額金納制を共に「一大誤謬」と批判していたのである。

さらに「小作料に就ても金納、物納何れでも当事者の選択に任せば宜しいのであって、強いて金納に統一する必要は此の際は断じて無い」（同）という。「物納は農村の封建的慣行を温存するなど云う説は、今日の米穀の国家管理の実情を全く無視した僻論である」（同）と断じていた。1952年制定の農地法に引き継がれた定額金納制は、その後1980年の農地法改正で例外として物納が認められ、2000年の農地法改正で「農地の流動化と有効利用とを一層促進する観点から」（経営局構造改善課、2008：p.9）廃止された。この歴史を見れば、小作料金納化と「小作人の経済自立」とは、那須が「当事者の選択に任せば宜しい」と述べていたように、関係なかったことが明かだろう⁸²。

（5）食糧・物価危機下の第1次農地改革法案審議 1）1946年3月の物価統制令

以上の考察をさらに確かなものにするためには、戦後のインフレーションとそれに対する政府の対策に触れないわけには行かないだろう。

⁸⁰ この理論の概説は、農地改革記録委員会編（1977）の山田盛太郎による「序言」にある。それによれば、農地改革の歴史的画期としての意義は「民主主義革命」であり、それゆえ生産物地代から定額金納制への移行こそが「『封建的』なるものの払拭と『農民解放』」（同：p.4）という「世界史的な過程」を実現する手段とされるのである。

⁸¹ 和田博雄は安藤良雄のインタビューに答えて、「山田盛太郎君ともずいぶん仲よく交際したんですけども、私は講座派の主張が正しいとは思いませんね。なんだか範疇を固定化しちゃって、それですべてを律していったという格好が、日本の農村をとらえるいき方としてはあまりにも静的な感じがしましてね」（安藤1966：p.46）と述べていた。

⁸² この点に関しては、農地改革がその後の農地流動化に果たしたマイナス効果について述べた第2章の注88（玉、2021c：p.158）も合わせて参照。

「敗戦によって激化したインフレは、まず闇物価を昂騰せしめた」（原、1968：p.170）。それは生活必需品において特に激しく、それが賃上げ要求へ結びつくこととなった。また、原材料不足からその闇価格も騰貴し、「統制価格による販売では企業の採算は到底不可能となった」（同）。しかし、個々の統制価格の改訂・引上は「悪循環性をもって波及してゆき、結局、商品全体にわたる統制価格の改訂・引上げが余儀なくされる」（同：p.171）。

こうして、新年度へ向けて企業採算に適合するような統制価格体系そのものの改訂・引上げが不可避となり、1946年3月3日、幣原内閣の下で「経済危機突破緊急対策」の一環として、それまでの価格統制令に替わる物価統制令が公布・施行され、合わせて「新物価体系」が設定されたのであった。

この新物価体系は、米価、石炭価、賃金を3本の柱として、「物価水準は、大体において戦前（昭和14年）の6～8倍（あるいは12年頃の8～10倍）を目途とするとされた」（同：p.173）。その際、対戦前8倍という数字は、現実の物価の動きや諸商品生産コストの戦前との対比などから導かれたのではなかった。それは、戦後経済の安定期待時期を1949年と設定して、そこでの予想国家債務総額と推定国民所得額を1,600億円で均衡を保つように推算することで、1937年度の国民所得約200億円との対比から導かれたものだったのである。

この新物価体系の中でも要をなすのは、やはり米価だった。米価はすでに表4で見たように、敗戦前の1945年4月に生産者実質価格が大幅に引き上げられて92円50銭に、他方で消費者価格となる売渡価格は46円に据え置かれていた。その後、未曾有の凶作が明らかとなり、インフレも進行する中で供出を確保する方策として、11月に買入価格を150円に、売渡価格も75円に引き上げられていた。それが1946年3月の新物価体系の設定に合わせて、買入価格

300円、売渡価格250円に更に引き上げられたのである。

この内、買入価格は一応生産費の騰貴を織り込んで算出されたことになっているが、1939年9月18日の停止価格37円32銭と比較すると8.04倍であり、新物価体系の要として「6～8倍」の原則一杯の価格に設定されていた。言うまでもなく、農家の供出意欲を刺激する政治的配慮からである。これに対して、売渡価格は1939年の44円54銭から250円へと5.6倍と低く押さえ込まれた。これもまた、「賃金コストの増大を抑制し、全体の鉱工業製品統制価格の引上率をできるかぎり低位に止めようとする政策にもとづくものであった」（同：p.184）。要するに、この米価決定にも“食糧増産”と“インフレ抑制”の2つの至上命令が体现されていたのだった。

この買入価格と売渡価格の差額は、これまで通り二重価格制によって国家予算で補償され、石炭価も同様に二重価格制が適用された。一方、賃金については、標準的な工場労務者（夫婦子供5人世帯）の標準生活費を主食費約20%、副食費約25%として計算し、標準生計費総額は月約500円と算定された。この500円ベース賃金が公的な原価算入賃金として統制価格の決定に利用された。これは、賃金統制を意味するものではなかったが、賃金要求を抑止する作用を現実果たすこととなったのである（同：p.185）。

これに先立つ2月17日に、政府は米や麦を供出しない農家から強権的に買い上げることを可能にする食糧緊急措置令を出して、供出米の確保を目指したが、かえって農家からの反発を招いていた。さらに同じ2月17日には、大蔵省（渋沢敬三大臣）がインフレ対策として金融非常措置令を出し、「流通している紙幣をすべて預金させ封鎖するとともに、新通貨を発行するという荒療治を断行した」。それは3月の新物価体系と結合されて、「すべての家計は毎月500円しか新円を引き出せなくなったが、イン

フレの勢いはいったんおさえられた」(中村、1993：pp.397-398)のだった。

しかし、日銀・小売り物価指数でみると、新物価体系が実施された1946年3月が総平均指数で45.0%、4月が32.6%と大幅な上昇率を示した。中でも食料品の上昇率が大きく、3月には37.4%も上昇していた。また、1946年3月を1945年9月と対比すると、小売物価の総平均は3.9倍に対して食料品は5.1倍にもなっていたのである(原、1968：p.193、第55表)。

価格上昇だけでなく、主食の配給も危機的な事態に陥っていた。東京での主食の運配は1946年1月から始まり、4月には平均7日分の遅れとなった。4月から6月にかけて運配は全国へ広がり運配日数も累増していった(同：p.194)。運配と合わせて、配給量の減少、代替物での配給が増えた。この結果、多くの家庭で主食品の闇購入依存が高まり、「生活費支出は500円を突破し、この赤字補填のための賃上げ要求を促す等々、500円ベースは崩壊に陥らざるを得なく」(同：p.188)なったのである。

東京、関東各地では1946年に入ると生活擁護同盟、食糧管理委員会、人民食糧委員会などの団体が生まれ、隠匿物資の摘発や区・市役所への要求行動、配給の監視などの行動を行った。その中から第2章(4)1)でも述べたように、2月11日に関東労協や総同盟、日本協同組合連盟、日農など約300団体が参加して関東食糧民主協議会が発足した。それ以降、この組織の呼びかけにより、5月1日の復活メーデーと5月19日の食糧メーデーに向けて活発な活動が展開されるのである(松島、2003：p.63)。

このように、和田がラデジンスキーを説得した1946年4月10日から26日の間は、食糧においても、インフレについても、日本は戦後最も危機的な情勢にあったのである。

2) 買取価格をめぐる国会審議

では、こうした食糧とインフレの危機的状況は、農地改革法に関する国会審議では、どのように論じられていたのだろうか。それを農地買取価格との関連で見えておくことにしよう。第2次農地改革法の国会審議における「農地価格と物価変動との相関をめぐる議論」(長岡、1995：p.137)については、すでに長岡(1995)の考察があるので⁸³、本稿は第1次農地改革法の審議に絞って見ておくことにしよう。

第1次農地改革が1945年10月9日に誕生した幣原内閣の農林大臣松村謙三(進歩党所属)のイニシアティブで法案化されたことは繰り返し述べてきた。彼は生粋の「自作農主義者」で、農相就任当日の記者会見でも、「土地の問題は自作農を広くつくっていくこと」(朝日新聞1945年10月10日)と述べていた(大和田、1981：p.48)。それを受けて、農林省農政局は早くも10月13日には、①小作制度の改革、②市町村農地委員会の刷新、③自作農の徹底的創設の3点からなる「農地制度改革に関する件」を作成した(長岡、1995：p.128)。

この内、①は東畑四郎らが敗戦間際の実現を目指した小作料の金納化であり、②は小作料統制令にあった市町村農地委員会を知事の任命から地主・自作・小作の階層別選挙に切り替え、小作料の適正化や自作農創設の斡旋を行わせる

⁸³ 長岡(1995)は、第2次農地改革法の衆議院審議において、「農地価格決定後の物価変動」が最重要な論点だったとして、「古新聞の如き通貨を以て、先祖伝来の美田を手放さしむる結果にならないか」(寺島隆太郎議員)や「今日農地価格を昨年第1次改革の時に据置かれると云ふことはどうも論理があわない」(井出一太郎議員)などの質問を紹介し、それに対する石橋湛山大蔵大臣の「此の法案は単なる経済的問題ではなくして、政治的に社会制度をどうするか、農村の機構をどうするか、斯う云ふ観点から立案されたものであります……其の意味に於ては多少経済的に時期が不適當でありましても、是は已むを得ぬではないかと考えて居ます」という回答を「無用な弁明を排して農地改革の本質を直裁に衝いた注目すべき発言であった」としていた(pp.138-141)。

ものであり、③は自作農創設のために地主に土地譲渡を勧奨し、地主が承諾しない場合は知事が譲渡命令を発することとして、土地を譲渡する地主には報奨金を交付するというものであった。前節を振り返れば、①②は小作料統制令、③は皇国農村建設と一体の自作農創設を引き継ぐとともに、小作料の金納化や譲渡命令など、戦時下においてやりたくても出来なかった行政権の発動を盛り込んだものであった。

この骨子は10月24日に農政局長となった和田博雄の指揮の下で要綱にまとめられ、11月22日に閣議決定され（その際、在村地主の小作地保有限度「3町歩程度」が「5町歩程度」に変更）、12月4日には「農地調整法中改正法律案」として閣議決定され、翌5日には衆議院本会議に上程された（長岡、1995：p.129）。

松村農相は、「今日食糧問題が極めて重大でありますことは、申上げるまでもない所でございます」（農地改革資料編纂委員会編、1974：p.156）と提案理由の説明を始めている。その上で、「農家が多年熱望して已みませんでした農地を所有し、其の生産に安んじて努力する基礎を得ると共に、地主も亦土地を失ひますが、自作農創設の為の土地の提供に対しては、相当の代償を得る次第であります」（同：p.157）として、「相当の代償」を強調したのであった⁸⁴。

それに対して、冒頭から1つの論点となったのは、やはりインフレーションだった。最初の質問者の西川貞一委員は、「万一悪性『インフレーション』の起りました場合に於ける地主の危険を全然顧みないと云うことは、公正ではございませぬ」（同：p.162）と追求した。しかし、西川は「此の『インフレーション』とは別に、反対の場合が考えられる」として「我が国の経済界は必ずや一大『デフレーション』に見舞われます」（同）とも述べていた。

この論点に対して答弁に立った渋沢敬三大蔵大臣は、「戦後の経済の現状に於きましては、非常な『インフレーション』的傾向も存して居りますし、又同時に『デフレ』的要素も多分に存在して居りますことは現実であります」（同：p.170）として、結局「今直ちに私は其の結論は得られないのであります」（同）と応えた。この回答により、この論点は立ち消えとなってしまった。とはいえ、この質疑から分かることは、当時の物価に対する見通しは、インフレのみではなく、デフレへの警戒も同時に併存していたのだ。 (1) 3) でみたGHQの案がインフレだけではなくデフレにも言及していたのは、こうした当時の経済に対する一般的観測を反映したものであったのである。

買収価格の低廉性も、もちろん重要な論点であった。第2回委員会（8日）において森肇委員は「農地の価格が現在の案の通りで宜いかどうかと云ふことは、常識ある者なら直ちに判断が付くことであります」、「地主が粒々辛苦の後に持堪へて参つた其の土地を二束三文に政府の力を以て買潰して」（同：p.281）と強く抗議した。これに対して、松村大臣は「安い高いと云ふ見方は其の側々に依つて相当に違ふだろうと思ひます」として、自作者収益価格と地主採算価格、報奨金の考え方を型どおりに説明していたのだ（同：p.282）。

第3回委員会（9日）でも、山口馬城次委員が田の買収価格が760円に200円の報奨金で960円であることに対して、「米を1俵闇で売ると云ふ場合に、今日では農村でも千円位して居る」として「農地買収価格の決定と云ふことは検討を要する」（同：p.315）と追求した。これに対し、松村大臣は「闇の価格と対照致しますれば、御話のようなこともあろうかと思ひます、併しながら闇と云ふものが何時まで続くか」

⁸⁴ 第3回委員会の答弁でも松村大臣は、「其の地主は只で土地をとられたものではありません、やはり従来の収入を保障するだけの代償を得て居りますから、其の地主は中産階級から転落するものではないのでございます」（同：p.313）と述べていた。

(同) と、それが一時的現象かのように述べて突き放した。

第5回委員会(11日)でも高田耘平委員が「今の40倍、48倍では、如何にも地主の方が納得の行かないやうな状況が見えるのです」(同:p.428)として、この倍率の修正の可能性を問うた。しかし、松村大臣は「私は提案致しました価格が最も適当であろうかと考えて居る訳でございます」(同)と修正には応じない姿勢を明確にしたのだった。

こうした質疑から浮き上がるのは、政府側の理論武装の強固さである。それは明らかに、(3)で考察した戦時下の農地審議会における論議によって鍛えられ、確立されたものだった。その意味でも、(3)の最後で確認したように、農地買収価格に関するかぎり、第1次農地改革と戦時期の自作農創設は間違いなく連続していたのである。

SCAP「覚書」が和田農政局長によって読み上げられたのは、第4回委員会(10日)だった。それ以降、「覚書」の解釈をめぐる議論が盛んとなり、日本農業は「封建的」かどうかをめぐって、両方の立場から質問がなされた⁸⁵。その

他の論点としては、食糧増産との関連で「適正経営」の創設がしばしば問題となり、それに対して松村農相も第3回委員会で「随ひまして耕地の適正経営と云ふことも、きちんとは参りませぬけれども、極めて小さい零細農に土地を分割することは極力防ぎたいと思います」(同:p.321)と答えていた⁸⁶。

最後に小作料金納化については、懐疑的な委員が少なくなかった。金納化の答弁は、主に和田農政局長で、不作時の減免慣行が途絶える懸念に対しては、保険制度の導入で答えた。米価が上がると地主は「実際上は所得が殖えたと云ふ形になるが、金納にして置けば、将来とも地主の所得が経済上の変遷に依って騰ることはないから金納にして居るのですか」(同:p.479)という赤城宗徳委員の質問に対して、和田農政局長は「只今赤城さんの仰せのやうな点もある訳であります、それともう一つは、金納制に致しまして小作人の企業心を昂揚すると云ふことが、又一つの大きな利点であろうと考えて居る訳であります」(同)と答えていた。

和田はこの「小作人の企業心」と同様の趣旨を繰り返し答弁しており、大和田啓氣が述べて

⁸⁵ 矢部藤七委員は、第5回委員会でマッカーサー「覚書」に「従来の農村が封建的制度であると云ふやうなことがはっきり書いてある」と問題にして、「是は非常な認識不足である、時代錯誤であると考える」(同:pp.423-424)として「現在の地主の立場、今後どう地主がなり行くかと云ふことも考えてやらなかったならば、此の農村の重大問題を『スムーズ』に解決することは決して出来るものではない」(同)と述べていた。これに対して、前川正一委員は、第6回委員会において、「日本の土地の所有関係が封建的なものであると云ふ前提に立たなければ農地改革の問題は正当な結論に達しない」(同:p.531)と述べて、松村大臣に「封建的」と認めることを迫った。同じように、杉山元治郎委員も、第4回委員会(10日)で、「日本の農業、特に農地制度なり、小作制度が封建的なものである、大臣は封建的と云ふ言葉を使うことは嫌ひだと云ふ御言葉があったのでありますが、私共はやはり封建的だと考へて居るのであります」(同:p.396)とそれを認めるように迫っている。両者とも明治維新が不完全であったとして物納小作料を封建制の残存と見ていた。これに対して、松村大臣は「所謂土地を自ら耕して、狭いながらもやっていけると云ふ農家が大部分を占める農村」をつくるという「大きな眼目があるのでございますので、私は其の意味から封建的でありますとか、民主的でありますとか云ふ、限られた言葉を使って居ないのでございます」(同:p.398)と答えていた。

⁸⁶ ただし、松村農相は、第5回委員会で、「私は此の間から答弁に於きましても適正農家を作るのだとは申上げて居ない積りであります、出来るだけ適正規模農家を作るやうな風に導きたいと云ふ意味で申して居りました」(同:p.437)と答えて、逃げの余地を作っていた。この点は、和田農政局長も「其の後農林省としては考え方を變えまして、自作農家が創設されましても、十分将来も維持されて行く、言換へれば、適正規模の自作農家として成立たらしめて行く」と云ふ考え方に改めました」(同:pp.276-277)と答弁していた。なお、戦時期の皇国農村建設において明確であった「適正経営」育成の観点から、第1次農地改革には継承されるが、第2次農地改革では否定されたことを指摘したものとして、野田(2006)がある。

いたように和田自身は「小作人の経済自立」を小作料金納化の第1の意義と考えていたことが、ここからもわかる。だから、ラデジンスキー説得の際も和田がこの主張を盛んに行ったことは十分に想定される。しかし、ラデジンスキーが認めざるを得なかったのは、やはり小作料の物納および農地価格の生産物表示が、生産費と米価の実質的上昇に連動することで“食糧増産”と“インフレ抑制”という1946年4月時点の至上命令にマイナスの影響を与えるというロジックであったと考えられるのである。

(6) GS (民政局) の法案修正要求

1) トーマス・A・ビッソン

以上から、残る問題は、③の「それは僕が大臣になってからも続くのです」と和田が述べていた点だけとなった。しかし、農林大臣となった和田博雄に対して、ラデジンスキーが農地買取価格の適正化に関して何らかの働きかけをしたことを示す資料は、残念ながら見つけれなかった⁸⁷。むしろ逆に、GHQ内では農地買取価格の引き上げをさせないための法案修正要求が出されていたのである。しかも、その要求の発信源は、NRSではなく、GS (民政局) だった。

そもそも、農地改革はNRSの所管である。しかも、第2次農地改革の内容については、6月26日にマッカーサーも臨席して、日本政府へ「勧告」する案が確認されていた。それを受けて農林省が法案化し8月6日には閣議決定され、その後GHQから数点の修正があって、9

月7日に法案は衆議院に提出されていた。その後になって、法案には「抜け穴 (loopholes)」があるとして、国会審議中の法案を日本政府が修正するように、NRSに迫ってきたのがGSだったのである。この要求内容は、9月24日付けのGSホイットニー局長からNRSスケネク局長への文書にまとまっている。これは、いっこうに動かないNRSに「GSがしびれを切らして文書を突きつけた」(大和田、1981 : p.180)のものであった。

この要求内容は、次項で検討するが、問題はこの修正要求をまとめ、さらにホイットニー局長を動かしたのが、GS所属のT・A・ビッソンとグラッドの2人だったことである。ビッソンは、なぜこの時期になって急に、NRSと農林省とでまとめあげた法案に修正要求を行ったのか。それはまた、農地買取価格にいかなる影響を及ぼしたのか。この2点をこの章を終える最後の考察としたい。

ビッソンについては、すでに第1章で紹介するように、戦時中はオーエン・ラティモアら「中国派」の1人であり、コミンテルンの「32年テーゼ」、さらにハーバード・ノーマンと同様の「封建遺制」論を雑誌や著書に活発に公表して日本批判を行っていた。詳しい経歴等は、第1章の注50(玉、2021c : p.176) および中村(1983)に譲るが、終戦時は「中国派」が集った太平洋問題調査会(IPR)の事務局であり⁸⁸、『『ヴェノナ』通信文では、カバーネーム《アーサー》として登場し、GRU(ソ連海軍の諜報機

⁸⁷ 1946年7月13日に和田が第2次農地改革の概略をNRSに説明した際、ラデジンスキーから「地主に対する報奨金は不必要で、むしろ農地価格として政府案の額に上積みしたらどうかという意見が出された」(大和田、1981 : p.142)。これに対して和田は、「報奨金は中小地主に対する配慮であって、…これを価格に織り込めば社会党は農地価格が高すぎるといって反対するであろう、報奨金は左右両党を満足させるものだ」と述べ、NRSも納得した(同)という。和田が大臣になってからも続くと言ったのは、このことかもしれない。

⁸⁸ このため、ビッソン(1983)では、日本滞在中に「オーエン＝ラティモア、E・H・ノーマン、J・K・ガルブレイス、都留重人らとの交友の記録が随所に書き留められており、彼をとりまく知的サークルの雰囲気は彷彿と伝わってくる」(中村、1983 : p.329)と中村政則が解説している。

関：玉)の情報源であったことが判明した」(ヘインズ&クレア、2010：p.482)⁸⁹人物だった。

ビッソンのGSにおける活動は、彼が妻に送った手紙を編集したビッソン(1983)でかなり詳しく知ることが出来る。ビッソンは戦後、米国戦略爆撃調査団の一員として1945年10月に来日し、12月に一旦帰国するが、翌年3月に再来日してGSの1員となり、1947年5月まで15ヶ月間勤務した。その間「ビッソンが精力的にとりくんだのは、経済追放、財閥解体、憲法修正作業、農地改革、インフレ退治などの問題であった」(中村、1983：p.330)。

ビッソン(1983)を翻訳した中村政則は、「ビッソンは妻宛の手紙の中で、struggle, fightなどの言葉をしばしば使用しているが、本書は文字通り、日本の徹底した民主化を求めてたたかった1人のアメリカ人文民将校のたたかひの記録」(中村、1983：p.331)と評している。一例を挙げれば、1946年6月19日付けの手紙には、「これまでと同様に一生懸命にたたかっている。農地改革の計画はマクマホン=ボールの助力で対日理事会の議題になっているのでいくらか望みが出てきた。当面はかなりいい内容の計画が出されるような気がする」(ビッソン、1983：p.101)とある。6月19日と言えば、農地改革を特別に議題とした第7回対日理事会(6月17日)の2日後である。「助力」「望み」という言葉からして、ビッソンとボールはかなり密に情報交換を行っていたのかもしれない⁹⁰。

では、ビッソンは何とたたかっていたのか。それはビッソンの言葉を借りれば⁹¹、「保守的な旧秩序の擁護者たち」(同：p.58)だった。もっと具体的には、「日本を真に支配するのはだれ

か、というこの重要問題において、占領政策は軍部と天皇の権限を縮小したが、旧政治家と官僚はいぜんとして支配的地位にとどまることができたのである」(同)とあるように、ビッソンは「旧政治家と官僚」を日本の支配者としてたたかっていたのである。それは農地改革で言えば、農林大臣の和田博雄となる。ビッソンは、和田博雄のことを、「いちおう自由主義的大臣ということになっているが実は頑強に地主の利益を最後まで守ろうとしていた」(同：p.291)と評して、たたかう対象としていた。

彼の批判は、マッカーサーにも向けられている。「マッカーサー元帥は、たとい根本的な政治変革を意図していたにしても、結局、日本の支配体制を徹底的に変革する能力をもちあわせていなかったとって差支えないし、そしてこのマッカーサーのおよび腰が、占領政策の最も重大な失敗の原因となった」(同：p.60)と。さらに、GHQ内のG-2(参謀第2部)に対しても、「G-2は、社会主義者・共産主義者・労働組合の活動を追跡することの方に熱心で、旧勢力の特権を制限する基本改革が、日本の政府当局によって効果的に実施されているかどうかを監視する仕事にはあまり力を入れなかった」(同：p.59)と批判している。

そのビッソンが期待を寄せていたのは、「人民的勢力が権力を握る」(同：p.119)ことだった。1946年8月10日の手紙には、「さる5月にあれほど活発だった急進的大衆運動の活力も闘志も、いまはウィロビー(G-2部長：玉)の反共産主義宣言と実力による介入によってすっかり萎んでしまった。これには総司令部に支援された日本の政府当局の行動が一役買っている。

⁸⁹ 「ヴェノナ」とは、1943年からアメリカ陸軍が始めたソ連暗号の傍受・解読作業に対して付けられた作戦名で、戦後も冷戦期を通じて継続され、冷戦終結後の1995年になって「ヴェノナ」文書としてアメリカ政府から公表されたものである(ヘインズ&クレア、2010：pp.488-489、監訳者あとがき)。

⁹⁰ 1947年3月2日の手紙には、「先週はマクマホン=ボール一家ととても楽しい夕食をとりにした」(ビッソン、1983：p.184)という記述があり、かなり親しい関係が窺われるが、ボールに関する記述は、以上の2箇所だけである。

⁹¹ 以下の引用は、ビッソン(1983)において自身が手紙を編集する際につけた解説文である。

まったくやりきれないほど醜悪な側面がここに
ある」(同)と人民的勢力の後退を嘆いていた。

その一方で、ビッソンは自らの“たたかい”
の道具として、GSがGHQ内で持つ優位性を
積極的に活用した。「全般的な政策にかんして、
マッカーサー元帥はフィリピン時代から彼の側
近であり法律顧問であったホイットニー准将を
厚く信頼していた。ホイットニーの率いる民政
局の事務室はマッカーサーの部屋の下にあり、
2人はほとんど毎日のように会談していた」
(同：p.84)。なので、「民政局はホイットニー准
将を擁護者としてもっていたために、とくに有
利な立場にあったことを強調しておかねばなら
ない」(同：p.85)と。

しかし、ビッソンが特に重視した財閥解体指
令(7月23日SCAPIN-1079)などの経済改革
は、思うように進まなかった。「経済改革が遅
れた原因は、1つにはマッカーサーの関心が主
として憲法問題と選挙に向けられていたため
であった」(p.85)。この指摘は、ある意味で第2
章の結論を裏書きするものである。と同時に、
農地改革に対するGSからの修正要求がなぜ9
月になったのかの理由を教えてくれる。つまり、
ビッソンは経済追放(6月)、財閥解体(7月)、
憲法修正問題(8月)に忙殺され⁹²、9月までは
農地改革に取り組む時間的余裕がなかったの
である。

9月29日付けの手紙でビッソンは書いている。
「この2週間、アンドリュースとぼくは新しい農
地改革法案について徹底的に勉強した」(同：
p.137)と。ここでアンドリュースとはグラッドの
ことであり、9月になってようやく農地改革の
問題に取りかかったことがわかる。その上で、
「この法案は、以前のまったく不完全な法案に
かわるもので、まだ改善が必要な点を勧告した

(財閥の場合のように民政局の協力が必要だ)。
ぼくたちの18ページの研究報告書は木曜日に
ホイットニー准将がマッカーサーに届けた。担
当部局の自然資源局が、ぼくたちの提案した必
要な行動をとるように望んでいる」(同)とし
ている。このレポートこそ、9月24日付けて
GSのホイットニーからNRSのスケンクに渡さ
れた文書なのである。

2) GSからの要求内容

9月24日付け文書は、ビッソン(1983)に
「資料21 農地改革法案改正点にかんする提案」
(同：pp.291-296)として掲載されており、その
原文は農地改革資料編纂委員会編(1982)に
V-2-3(pp.410-414)として収録されている。そ
の大要は8項目で、大和田(1981)が「GHQ
内部の法案修正の動き」(同：pp.180-187)とし
て、10月4日開催の長時間のNRS・GS会談も
踏まえた詳細な解説を行っている⁹³。したがっ
て、その各項目に関するやり取りは、基本的に
大和田(1981)に譲ることにして、ここでは農
地買収価格を中心にしておくことにしよう。

その場合でも、このGSの要求の基本的性格
がいかなるものかは踏まえねばならない。それ
は、一言で言えば、地方の裁量を徹底的に排除
して、中央の指令に完全に従わせようとするも
のである。たとえば、農地の買収は市町村農地
委員会の認定に任せず、必ず1945年11月23
日現在の事実に基づいて買収計画を作成すべき
こと(第2項)、農地委員会に知事が加えること
が出来る専門家委員には議決権を与えるべき
ではないこと(第3項)、知事に与えられている
監督、任命、解任、審査の権限を制限ないし廃
止すべきこと(第6項)、実施に関する命令は
法文の再解釈や変更を可能にする勅令ではなく

⁹² ビッソンの財閥解体や憲法修正問題への関与も興味深い点が多いが、本稿では紙幅の関係で割愛する。詳しくは、ビッソン(1983)及び中村(1983)を参照されたい。

⁹³ 農地改革資料編纂委員会編(1982)には、9月24日付け文書に対するNRSの10月2日付け返書(同：pp.414-419)、10月4日の会談録(同：pp.419-443、V-2-4)も収録されている。

省令にすべきこと（第8項）などである。

和田博雄に対する評価がそうであったように、ビッソンやグラッドは農林省や知事を旧秩序の擁護者、すなわち地主の利益を守る勢力とみていた。だからこそ、法案にある地方の裁量の余地を「抜け穴 (loopholes)」として、それを塞ぐためための法案修正を要求したのである⁹⁴。南北に長く連なる島国の日本は、地形や気候、風土がきわめて多様で、そこで営まれる農業も多様性を特質としている。日本の農政は、とりわけ昭和恐慌期の経済更生運動以来、農村の多様な実情を踏まえるために部落組織の活用を進め、それが小作料統制令から始まった農地委員会制度にも反映されていた⁹⁵。これに対して、農村や地方は後れた封建遺制に支配される所と考えるビッソンらは、地方の裁量を改革逃れの抜け道として中央指令によって権力的に塞ぐ必要があると考えたのであった。

しかし、GSからビッソン、グラッド、ケーティス、NRSからはスケンク、ウィリアムソン、ラデジンスキー、ハーディーが参加した10月4日の会議において、NRSは2点を除いてGSの要求に頑強に抵抗した。その際、「NRSが、農林省がNRSの行きすぎを説得した論法をそのまま用いてGSを説得するところが興味深い」（同：p.184）と大和田は述べている。それでも「GSは執拗に法案の修正を要求した」（同）のであった。

そこで問題は、農地買取価格である。9月24日文書は、「この改革計画に従って譲渡される土地の価格は低額とする、と法案には記されて

いるが、いくつかの致命的に重要な点において、価格の決定が農地委員会・県知事あるいは農相の自由裁量に委ねられている」として、第1には「知事や大臣ではなく、農地委員会のみが、必要な場合の自由裁量権を行使すべきこと」、第2に地租法の賃貸価格に「40から48の計数を乗じたものを上限価格とし、この価格を、農地委員会が土地評価問題で行使できる自由裁量余地の上限として明示すべきこと」（ビッソン、1983：p.294）の2点を修正要求していたのである。

この要求を行ったビッソンとグラッドの意図が明瞭に語られているのが、農地改革資料編纂委員会編（1982）に収録された2人連名の「農地改革法への修正提案」を主題とした「メモ」（V-2-2）である（同：pp.389-410）。そこではまず、「それ以上に重要なことは、法案の条項から導かれる極端に低い売渡価格である。この安い地価は、現在の高い穀物価格と相まって、ほとんどの小作人に数年以内に総額の支払を可能にするだろう」（同：p.399）と言う。そして、平均して田は反当たり757円、畑は467円となるのに対して、「現時点の公定価格（闇価格ももっと高い）では、反当たりの産出額は約650円になる」とし、注書きでは買入価格の改訂でそれは1,300円になるだろうとしていた（同：p.400）。

このように、両者は2週間ほどの「勉強」で、第2次農地改革法における農地の買取価格がタダ同然と知ったのだった。その上で、述べている。「土地改革計画が成功する最も確かな保証

⁹⁴ 大和田啓氣もGSの要求について、「NRSの人々とちがい農林省とも直接の連絡はなく、また農村の実態にも触れないという弱みがあり、公平にみてその主張はやや教条的である」（大和田、1982：p.28）と批判的なコメントを行っていた。教条的という点では、ビッソンは自作農であっても3町歩以上の農地は買取すべきことを強力で主張し、適正規模経営を育成する観点から、それを例外的に扱おうとする農林省と厳しく対立したのであった。

⁹⁵ 福田勇助は述べている。「農地委員会が改革を遂行するうえで、実務面でとくに重要な意味をもったのが委員の部落代表的性格である。これこそ法律が規定するものではないが、農政当局は重視していた」「農地委員会の下部組織であった部落補助員の制度もこれと同様の趣旨によるものであった」（福田、2016：pp.56-57）。これは、筆者が主張する「イエとムラ」という日本農業の基層構造と深く関係している。それについては、玉（2021a、2022）を参照。

は、この安い買取価格である」と。「しかし、現在の農地改革法案には、この価格が引き上げられる2つの可能性が存在する」(同)として、知事や大臣に与えられた「率」に関する自由裁量権と、農地委員会の自由裁量権を剥奪するために、先の2点の修正要求を行っていたのである(同：pp.400-401)。

(3) 1) でみたように、農地調整法第6条の3には、地方長官が市町村委員会の申請により必要ありと認める場合には「率」を定めることができた。それは、第1次農地改革法が臨時農地価格統制令では郡市毎であった「率」を田40・畑48と全国一律としていたことで「地域では実情に即さない事」への救済であった。実際、臨時農地価格統制令では田が17倍から65倍、畑が20倍から90倍と甚だしい地域差を示していたからである。それを県知事から権限を剥奪し、田40・畑48を農地委員会の裁量の上限にしようとしたのである。

要するに、ビッソンとグラッドは、第2次農地改革が偶然にも⁹⁶ソ連の占領下で実施された「無償没収・無償分配」に近似していることを知り、これを農林大臣や県知事、農地委員会が修正できないようにしたと言ってよいだろう。そこに2人が依拠する“思想”に導かれた使命感が現れている。そして、GSに抵抗していたNRSも、この点にはなぜか同意してしまうのである。ただし、マッカーサーを持ち出して吉田総理に法案の修正を申し入れるというGSの強硬な主張は、まずは無修正で法案を通過させ、その後に「できるだけ趣旨を命令に織り込むこと」(大和田、1981：p.187)というNRSの主張で、ようやく妥協が成立したのであった。

大和田啓氣は、「すでに法案が衆議院を通過しようとしているときに、なおかつGSから法案修正の要求が執拗に出されるところに、第2

次農地改革の性格が強くにじみ出るのである。この日の両局の話し合いは農地改革法の命令作成や事業実施に強く影響した。農地改革二法令が国内的必要性ばかりではなくGHQの意向によってしばしば改正されたこと背景を語るものである」(同)とまとめている。

3) この章のまとめ

第2次農地改革における農地買取の対価はタダ同然だった。それは176万戸の農地を買取された地主にとって理不尽なものだった。125万戸に及ぶ在村個人地主からの買取面積は平均8.1反でしかなかった。いかに零細な耕作地主が多かったかがわかるだろう。このタダ同然の買取価格こそが、農地改革に対する地主運動や違憲訴訟の主要な要因にほかならなかった。大和田啓氣も「農地改革を巡る論議は結局保有面積と農地価格につきる」(大和田、1981：p.63)と断じていた。

しかるに、この農地買取価格がタダ同然となった理由を、正面から追究した研究はなされてこなかった。それには、ソ連占領下の各国で実施された「無償没収・無償分配」の農地改革を「反封建＝民主化」の本来的なあり方とする「物語」が、「戦後歴史学」に深く浸透していたことの結果だった可能性が高い。暉峻衆三は、「農地解放は無償ではなく有償の原則が貫かれはしたが」(暉峻、1984：p.457)と、「有償」を日本の農地改革の限界面としていたのである。

この章では、この問題を紐解く鍵を、1946年4月にGHQで作成された2つの指令案における「重要な相違点」に求めた。すなわち、ほぼ同じ内容の2つの案も、農地買取価格だけが生産物数量で決定する方式(10日案)から第1次農地改革の方式(26日案)へ変更されていたという謎である。

⁹⁶ ビッソンとグラッドの「メモ」(V-2-2)は、買取価格がタダ同然であることを「一部は歴史的偶然、一部は日本の法律作成における過度の回りくどいやり方」(農地改革資料編纂委員会編、1982：p.400)によるものとしている。ここで「歴史的偶然」とは、本章の最初に紹介したグラッド説の意味であろう。

ただそれは、大和田啓氣や大戸元長の証言から、農政局長和田博雄によるラデジンスキーの説得によるものとして間違いなかった。しかし、本章はむしろ、和田のラデジンスキー説得が、①いかなる真意で、②いかなるロジックでなされたのか。また、③その後にいかなる展開があったのか、という3つの問題に分解して考察することとした。その際に暫定的に考えられた解答が、小作料金納化の延長とみる大和田説、財政負担回避を求める大戸説、戦時農業統制の帰結とするグラッド説であった。

考察に先立ち、GHQの当初案の生産物数量で地価を決める方式が、物価変動の影響を回避するために那須皓が提案した「Flexible Price」の考え方であることを確認した。それと合わせて、この方式が使われた韓国と台湾の農地改革を農地買取価格の観点から比較した。

その結果、韓国では農地改革を阻止する形で北朝鮮が侵攻し、直ちに「無償没収・無償分配」の農地改革を実施していた。それにも影響されて、韓国の農地改革は「Flexible Price」の方式ではあっても、対価は安く、かつ地価証券への償還も遅れ、「地主に対しては厳しい」ものとなった。その一方で、台湾では、日本の農地改革の経験を踏まえたラデジンスキーの助言が生かされ、3つの段階を踏んで「Flexible Price」の考え方も含めて、地主へも十分に配慮した農地改革が成功裏に実施されていたのであった。

「真意」と「ロジック」の考察は、第2次農地改革の農地買取価格が、地租法の賃貸価格に対して田40倍、畑48倍という第1次農地改革と同じであったことの確認から始めた。その際、40、48の「率」に付けられた「地方長官の定めた率があるとき」という但書は、1941年の臨時農地価格統制令で郡市毎に決められていた「率」が第1次農地改革では「全国一律」に変えられたことへの救済措置だった。

むしろ問題とすべきは、地租法の賃貸価格を利用する点では同じでも、統制令では実際の売

買価格調査(1939年)に依拠していた価格が、第1次農地改革では理論上の「自作収益価格」を基準とする「全く別の体系に立つ価格」(加藤、1953:p.50)に変更されたという「断絶面」だった。この理由を探るためには、地租法の賃貸価格とは何かについて理解しておく必要があった。

地租法とは、1884(明治17)年の地租条例に代わる土地課税の根拠法として、大正期からの論議と準備を経て1931年に制定されたものだった。この地租改正の背景にあったのが農村の税過重問題だった。その是正のため、課税対象をそれまでの収穫主義に基づく法定地価から賃貸価格主義による賃貸価格に改め、大規模な賃貸価格調査を実施して制定されたのが地租法であった。「戦後歴史学」がまったく無視してきたこの昭和の地租改正が、実は「租税史上特筆に値する」(大蔵省昭和財政史編纂室編、1957:p.241)大事業だったことは、農林省が地租法に依拠しようとした背景として押さえておくべき点である。

しかし、問題は地価算定方式である。臨時農地価格統制令の制定過程から判明したのは、農地価格の統制方法が未だに良く分からないという農林省の姿だった。それが、農地審議会における論戦を通じて、「地主的採算」と「耕作農民的採算」の概念が登場し、その選択は農政が目指すべき方向の如何であるとの自覚が農林省に生じたのだった。そこに指導原理として登場してきたのが、昭和研究会が提起する「利益本位から生産本位へ」の再編成を目指す政策理念であった。それにより、“農地を財産とする発想”は国益に害を与える私益として「国家的見地」から否定の対象にされたのである。この理念がさらに具体化されていったのが、太平洋戦争の激戦の最中に皇国農村建設の一環として開始された自作農創設の拡充強化であった。

ここでは、増産で「農業報国」する自作農に農政上の特別な地位が与えられ(=自作農主

義)、「自作収益価格」という第1次農地改革に連なる理論が、「地主採算価格」と報奨金制度と共に明確に構築されることとなった。ここに、戦時農業統制と第1次農地改革は完全に「連続」することになった。この結果として、農地買収価格をめぐる第1次農地改革の国会審議でも農林省は揺らぐことはなかったのである。それはグラッド説の論証のように見えるが、本章の課題は、和田がラデジンスキーを説得した「真意」であり、その「ロジック」の解明であった。

その解明には、やはり大和田説の中核といえる小作料金納化、具体的には小作料統制令並びに敗戦間際に農政課が企図した小作料金納化を振り返る必要があった。1939年12月の小作料統制令は、単に小作料の凍結にとどまらず、農林省が長年追求してきた小作料の適正化を組み込んだ「画期的な立法」であった。しかし、その限界もすぐに明らかとなった。それは水田小作料の9割が「物納」であるために、数量的に固定できても、金額的には小作料の上昇を抑えられないという矛盾であった。

この「物納」の矛盾が、今度は太平洋戦争下の食糧管理上の問題となった。なぜなら、食糧が兵器・弾薬に等しい太平洋戦争下における“食糧増産”と“インフレ抑制”という至上命令に対して、「物納」小作料は米価引き上げに連動して小作農の生産費上昇につながるだけでなく、買入価格は地主米価を意味するものとなり、生産者には別途、生産意欲増進のため奨励金・補給金を追加した額を支払うという複雑な操作を余儀なくさせたからである。

こうした矛盾を解消し、「生産責任」と「供出責任」を一体化させる最良の方策として企図されたのが小作料金納化であった。それは、“食糧増産”と“インフレ抑制”という至上命令に叶う方策として東畑四郎をはじめとする農政課で企図され、本土決戦を間近にした7月の閣議決定間際までいったが、石黒忠篤農商大臣の手で握り潰され挫折した。しかし、戦後の松村農

相の下での第1次農地改革には小作料の定額金納化として組み込まれ、ここに農政課の悲願はついに実現したのだった。

しかし、農政課の小作料金納化には、“食糧増産”と“インフレ抑制”という表の理由の裏に、その理論的根拠を与えた井上晴丸を代表者として、物納から金納への転換を農地制度の近代化、すなわち「封建的残滓の払拭」による「小作人の経済自立」という意図が込められていた。そこには、明治以降を「生産物地代と金納地租が分化した」「半封建的土地所有」(農地改革記録委員会編、1977:p.3)の時代とする山田盛太郎の影響が推定されるものだった。だから、和田博雄も井上ほどではないにしても「小作人の経済自立」を小作料金納化の第1の意義と考え、国会答弁でもそれを強調していたのである。

以上を踏まえれば、②「ロジック」を解く鍵は、和田がラデジンスキーを説得した1946年4月の国内情勢にこそあった。それはまさに食糧の遅配・欠配が全国に広がり、合わせて闇物価が昂騰を続けるという食糧・物価危機の真っ最中だった。そこでは、東畑が軍部や内務省を説得した“食糧増産”と“インフレ抑制”のための小作料金納化というロジックが引き続き有効であることを意味した。また、小作料の上昇が農地価格の騰貴に連動するというメカニズムを裏返した、農地価格の物価スライドが小作料上昇に連動し、新物価体系の要の米価の上昇、はたまた小作農の生産意欲の低下につながるという主張に説得力をもたせたに違いないのである。

和田の①「真意」は、やはり第1次農地改革で実現した農林省の悲願といえる小作料金納化を死守し、「小作人の経済自立」を達成することだっただろう。しかし、ラデジンスキーがしぶしぶ了承したのは、3月の「新物価体系」で“インフレ抑制”に取り組む日本政府の努力に水を差すのは得策でなく、また安い買収価格が小作農には極めて有利に働くことで“食糧増産”

にもつながるかもしれないという判断だったのではないか。その際、「新物価体系」は、1949年を目途に国家債務総額を押さえ込むという趣旨のものであった。その意味で、和田が説得に当たって財政負担の問題に言及したとしても不思議ではない。GHQの4月26日案における「独立精算」という考え方は、GHQがそうした日本政府の意向に理解を示した結果だったのかもしれない。

最後に残った問題③の考察で明らかとなったのは、法案成立間際のGSの干渉であった。すなわち、農地改革法の農地買収価格が「事実上没収同様の低価格」（グラッド、1953：p.73）と気づいたピッソンとグラッドが、40と48という「率」を変更する権限を知事や大臣から奪い、農地委員会には40と48を超える価格を設定させないように、GSのGHQ内における優位性を最大限に活用してNRSに圧力をかけた“闘争”だった。典型的なコミンテルンの「封建遺制」論に立脚するピッソンらにすれば、農地改革を「無償没収・無償分配」に近いものにするからこそ、「反封建＝民主化」という“革命”の鍵だったからである。

こうしてみれば、「物納」を「封建的残滓」として金納化を企図した農政課から始まって、前章で見たハーバード・ノーマンの関与と対日理事会、そして農村を封建遺制の牙城として地方の裁量を徹底して排除しようとしたGSに至るまで、第2次農地改革はコミンテルンの「32年テーゼ」で定式化された「封建遺制」論の影響を終始受けたものだったことがわかる。その中で、買収価格がタダ同然となったのは、戦時下に「国家的見地」から鍛えられた農林省の農地価格理論と、食糧はじめ戦時統制が継続する中で、食糧・物価危機が極まった1946年4月というタイミングがもたらした不幸な結果だった。と同時に、その後もピッソンらが明確な意図を持って、タダ同然の価格を変えさせまいと策動した結果でもあったことも、「農地改革の

真実」として、いまこそ公にしなければならないだろう。

和田博雄も「土地への欲求は経済外的の特殊な色彩を持っている」（和田、1974：p.101）と認めていた。山崎延吉は「農民の土地に対する愛着心」が「日本の農業の健全性を非常に保って居る」と述べていた。「イエとムラ」という日本農業のDNAに始原する農家・農村の“心象”を私的財産志向として「国家的見地」から否定する総力戦体制の発想は、実は兼業農家を批判する「資産的保有」論として、戦後も学者と官僚の間で生き続けていくのである（玉、2018：第4部第1章）。

<参考文献 ABC 順>

- アカハタ編集局編、1952、解放をめざす日本の友へ：日本共産党30周年記念出版、五月書房
- 朝日新聞仙台支局編、1979、斎藤家・周辺物語 - みやぎの農地解放 -、宝文堂
- 安藤良雄編、1966、昭和経済史への証言（下）、毎日新聞社
- ピッソン・A・T、1983、ピッソン日本占領回想記（中村政則・三浦陽一共訳）、三省堂
- Chen・Chung、1951、*An Approach To China's Land Reform*、Cheng Chung Book Company
- ドーア・R・P、1965、日本の農地改革（並木正吉・高城佳子・蓮見音彦訳）、岩波書店
- 福田勇助、2016、日本農地改革と農地委員会：「農民参加型」土地改革の構造と展開、日本経済評論社
- 藤谷謙二、1932、我国最近の地租問題、大阪商科大学経済研究所
- 深谷克己、2012、東アジア法文明圏の中の日本史、岩波書店
- グラッド・J・A、1953、日本の土地と農民（日本太平洋問題調査会訳）、黄土社
- 萩原充、1995、台湾の農地改革、長岡新吉・西

- 川博史編、日本経済と東アジア－戦時と戦後の経済史、ミネルヴァ書房：176-190
- 秦郁彦編、2002、日本近現代人物履歴事典、東京大学出版会
- 原薫、1968、日本の戦後インフレーション、法政大学出版局
- ヘインズ・J・E & クレア・H、2010、ヴェノナ：解読されたソ連の暗号とスパイ活動（中西輝政監訳）、PHP
- 東浦庄治、1933、日本農業概論、岩波書店
- 平井廣一、1995、韓国の農地改革、長岡新吉・西川博史編、日本経済と東アジア－戦時と戦後の経済史、ミネルヴァ書房：163-175
- 細貝大次郎、1972、解説 戦時農地立法、農地制度資料集成編纂委員会編、農地制度資料集成、第10巻、御茶の水書房：(9)-(137)
- 細貝大次郎、1977、現代日本農地政策史研究、御茶の水書房
- 細貝大次郎、1979、GHQ/SCAP 農地改革関係者とのインタビュー、拓殖大学論集、121：197-286
- 市原政治、1947、主要食糧の価格政策史、農業技術協会
- 井上晴丸、1965、資料 キム・スンジュン『南朝鮮における農地改革』、立命館経済学、14(3)：87-119
- 五十棲藤吾、1956、「農地等開放実績調査」の全国集計報告、山田盛太郎編、変革期における地代範疇、岩波書店：170-224
- 加藤一郎、1953、農地改革、日本評論新社
- 加藤一郎、1959、農業法、鶴飼信成・福島正夫・川島武宜・辻清昭編、講座日本近代法発達史6、勁草書房：209-255
- 経営局構造改善課、2008、小作料（賃借料）について、農林水産省
https://www.maff.go.jp/j/study/kome_sys/11/pdf/datal.pdf
- 小山弘健、1966、戦後日本共産党史、芳賀書店
- 窪田光純、1988、韓国の農地改革と工業化発展、日本経済通信社
- 松島太郎、2003、食糧メーデーと天皇プラカード事件(2)、－松島太郎氏に聞く－、大原社会問題研究所雑誌、535：55-71
- 松下俊夫、1959、自創法の農地価格の経緯、兵庫農科大学研究報告人文科学篇、4(1)：25-34
- 長岡新吉、1995、日本の農地改革、長岡新吉・西川博史編、日本経済と東アジア：戦時と戦後の経済史、ミネルヴァ書房：128-162
- 内閣総理大臣官房臨時農地等被買収者問題調査会編、1964a、諸外国における土地改革
- 内閣総理大臣官房臨時農地等被買収者問題調査会編、1964b、戦後の農地行政の展開過程（各論）－農地政策における農地価格算定式の発展－
- 内閣総理大臣官房臨時農地等被買収者問題調査会編、1964c、戦後の農地行政の展開過程（各論）－農地買収対価に関する諸論説－
- 中村政則、1983、解説、ビッソン・A・T、ビッソン日本占領回想記（中村政則・三浦陽一共訳）、三省堂：326-343
- 中村隆英、1993、昭和史I：1926-1945、東洋経済新報社
- 那須皓先生追想集編集委員会編、1985、那須皓先生－遺文と追想、農村更生協会
- 西田美昭、1997、近代日本農民運動史研究、東京大学出版会
- 野田公夫、2006、農地改革の史的前提：戦時農地政策の帰結、京都大学生物資源経済研究、11：1-19
- 農地改革資料編纂委員会編、1974、農地改革資料集成、第1巻、御茶の水書房
- 農地改革資料編纂委員会編、1976、農地改革資料集成、第4巻、御茶の水書房
- 農地改革資料編纂委員会編、1982、農地改革資料集成、第14巻、御茶の水書房
- 農地制度資料集成編纂委員会編、1972、農地制度資料集成、第10巻、御茶の水書房

- 農経会、1935、農経会報、第1号、東京帝国大学農学部
- 農民問題研究会編、1952、戦後日本の農民運動と共産主義活動、日刊労働通信社
- 農林大臣官房総務課編、1959、農林行政史 第4巻、農林協会
- 小倉武一、1982、土地立法の史的考察、小倉武一著作集、第3巻、農文協
- 岡崎哲二・奥野正寛編、1993、現代日本経済システムの源流、日本経済新聞社
- 大門正克、1992、明治・大正の農村、岩波書店
- 大蔵省昭和財政史編纂室編、1957、昭和財政史、第5巻、東洋経済新報社
- 大石嘉一郎、1975、農地改革の歴史的意義、東京大学社会科学研究所編、戦後改革6農地改革、東京大学出版会：3-48
- 大竹啓介、1981、幻の花：和田博雄の生涯（上）、楽游書房
- 大戸元長、1978、国際屋の40年、世界の農林水産業、7月号：1-3
- 大内兵衛、1930、家計調査に現れた給料生活者及び農業者の租税負担、大原社会問題研究所雑誌、7（3）：60-91
- 大和田啓氣、1981、秘史 日本の農地改革：一農政担当者の回想、日本経済新聞社
- 大和田啓氣、1982、解説、農地改革資料編纂委員会編、農地改革資料集成、第14巻、御茶の水書房：9-49
- 李景珉、2003、増補朝鮮現代史の岐路：なぜ朝鮮半島は分断されたのか、平凡社
- 酒井三郎、1992、昭和研究会：ある知識人集団の軌跡、中公文庫
- 坂根嘉弘、2012、日本戦時農地政策の研究、清文堂
- 桜井浩、1976、韓国農地改革の再検討、アジア経済研究所
- 櫻井誠、1989、米：その政策と運動（中）、農文協
- 佐々木寛司、2016、地租改正と明治維新、有志社
- 昭和研究会、1940、農業改革大綱、昭和研究会
- 蘇淳烈、1998、土地改革－韓国からの視点－、農業史研究、31/32：35-37
- 高岡裕之、2011、総力戦体制と「福祉国家」：戦時期日本の「社会改革」構想、岩波書店
- 武田道郎、1986、戦前・戦中の米穀管理小史、地球社
- 玉真之介、1994、農家と農地の経済学：産業化ビジョンを超えて、農文協
- 玉真之介、1995、日本小農論の系譜、農文協
- 玉真之介、2006、グローバリゼーションと日本農業の基層構造、筑波書房
- 玉真之介、2013、近現代日本の米穀市場と食糧政策、筑波書房
- 玉真之介、2018、日本小農問題研究、筑波書房
- 玉真之介、2020a、日本の兼業農業－その歴史的 성격と今日的意義－、村落社会研究、53：13-24
- 玉真之介、2020b、農地改革の真実－その歴史的 성격と旧地主報償問題－（その1）、帝京経済学研究、54（1）：157-187
- 玉真之介、2021a、「イエとムラ」5.0－脱グローバルイズム時代の可能性－、帝京経済学研究、54（2）：49-64
- 玉真之介、2021b、19世紀の「主権国家システム」と地租改正、帝京大学宇都宮キャンパス研究年報人文編、27：1-27
- 玉真之介、2021c、農地改革の真実－その歴史的 성격と旧地主報償問題－（その2）、帝京経済学研究、55（1）：123-166
- 玉真之介、2022、日本農業5.0：次の進化は始まっている、筑波書房
- 暉峻衆三、1970、日本農業問題の展開（上）、東京大学出版会
- 暉峻衆三、1984、日本農業問題の展開（下）、東京大学出版会
- 暉峻衆三、1997、「戦前期」日本農業問題の方法－玉真之介君の批判と諸説に寄せて－、梶

井功編、農業問題 その外延と内包、農文協：
23-39

土屋正三、1940、小作料統制令について、自治
研究、16 (1) : 27-50

栃木県歴史人物事典編纂委員会編、1955、栃木
県歴史人物事典、下野新聞社

東畑四郎、1974、いままで誰にも明かさなかつ
た話、井上晴丸追憶出版刊行会編、薫風去り
てまた還らず 井上晴丸・その人と時代、ペリ
かん社 : 130-134

戸嶋芳雄、1940、小作料統制令について、法律
時報、12 (1) : 21-31

和田博雄、1941、臨時農地価格統制令の概要、
警察研究、12 (3) : 75-84

和田博雄、1966、農地改革、安藤良雄編、昭和
経済史への証言 (下)、毎日新聞社 : 41-51

和田博雄、1974、農地調整法の解説 (抜)、農
地改革資料編纂委員会編、農地改革資料集成、
第1巻、御茶の水書房 : 999-1062

我妻栄・加藤一郎、1947、農地法の解説、日本
評論社

ワリンスキー編、1984、ウォルフ・ラデジンス
キー農業改革：貧困への挑戦 (齋藤仁・磯辺
俊彦・高橋満監訳)、日本経済評論社

渡辺武夫、1959、戦後農民運動史、大月書店

柳瀬良幹、1981、農地法第80条の問題、中京
法学、16 : 16-57

全国解放農地国家補償連合会編、1956、農地解
放犠牲者惨状実録、全国解放農地国家補償連
合会事務所

[附記]

本研究は、JSPS 科研費 20K06284 の助成を
受けたものである。

[資料 1]

秘

小作料金納化ニ関スル資料

- 一 物納小作料ノ金納化ニ関スル件
- 二 小作料金納化ニ付問題トナルベキ事項
- 三 金納小作料ヲ可トスル意見
- 四 物納小作料ヲ可トスル意見
- 五 小作料ノ種類別小作地面積表
- 六 戦前ニ於ケル小作料表
- 七 事変後小作料増減趨勢表
- 八 事変後米価変遷表
- 九 昭和十九年産米麦供出確保ニ関スル措置

物納小作料ノ金納化ニ関スル件（案）

一 方針

耕作者ニ対スル食糧供出責任制ヲ強化シ以テ食糧増産ノ熱意ヲ昂揚セシムル為物納小作料ヲ金納小作料トスルコト

「説明」

現決戦段階ニ於テ食糧供出ノ完遂ヲ期シ得ルヤ否ヤガ戦ノ勝負ヲ決スル不可欠ノ要素タルコトハ謂フ迄モナキコトニシテ之ガ目的ヲ達成スル為ニハ如何ナル障碍ヲモ克服シテ食糧ノ増産確保ヲ期スルノ要アリ而シテ之ガ方策ハ種々アリト雖モ供出責任ト生産責任トヲ不可分ノ関係ニ置キ耕作者ヲシテ国家ノ要請ニ応答シテ供出ノ為ニ増産ニ挺身セントスル熱意ヲ昂揚セシムルノ要アリト認ム

然ルニ我国ノ小作関係ニ於テハ物納小作料ガ一般ニ広ク行ハレ其ノ処分ニ付テハ両責任制ハ分割セラレ、供出責任ハ地主ニ生産責任ハ小作人ニアリ、之ガ生産ニ及ボス影響ハ決シテ少ナカラザルベシ

加之物納小作料制ハ現行食糧管理制度ノ障碍ナル●●ニ付テモ其ノ手続ヲ複雑化シ各種ノ支障ヲ来サシメツツアリ

之現行物納小作料制ヲ定額金納小作料制ニ改メントスル所以ナリ

二 要領

（一） 金納小作料ノ換算方法

（イ） 物納小作料ニ付テハ原則トシテ当該小作料ノ基準数量ニ換算価格ヲ乗シタル金額ヲ以テ金納小作料数額トスルコト

小作料ノ基準数額ハ定額物納小作料ニアリテハ原則トシテ現行契約小作料ノ数額、分益小作農ニアリテハ原則トシテ過去七年中豊凶二年ヲ除キタル年ノ実納小作料ノ数額及見取小作料ニアリテハ分益小作料ニ準スル数額トスルコト

換算基準価格ハ米麦小作料ニ付テハ昭和 年 月 日ニ於ケル契約上ノ品等ノ玄米、粳又ハ麦類ノ当該地方ニ於ケル政府ノ買入価格トシ其ノ他ノ小作料ニ付テハ当該地方ニ於ケル公定価格ヲ基準トシタル庭先相場トシ其ノ庭先相場ノ算定ニ付テハ別ニ取扱

方針ヲ定ムルコト

契約ニ於テ品等ノ定ナキモノハ昭和 年 月 日ニ最モ近キ時期ニ於テ現実ニ納入セルモノノ価格トスルコト

(ロ) 代金納小作料ニ付テハ原則トシテ契約小作料ニ昭和 年 月 日ニ最モ近キ納期ニ於テ実際ニ採用シタル換算価格ヲ乗シタル数額ヲ以テ金納小作料ノ数額トスルコト

(ハ) 従来補償金穀ヲ交付シタルモノニアリテハ原則トシテ其ノ補償金穀(現物ノモノハ(一)ニ準ジ貨幣ニ換算シタル数額)ヲ(イ)及(ロ)ニ依リテ換算シタル数額中ヨリ控除セルモノヲ以テ金納小作料ノ数額トスルコト

(二) 小作料ノ減免条件

(イ) 慣行又ハ契約ニ基ク小作料ノ減免条件ハ従来通りトスルコト現物ヲ以テ減免スルモノニ付テハ其ノ換算基準価格ハ(一)ノ(イ)ニ準スルコト

(ロ) 分益小作料ヲ金納小作料ニ改ムルモノニ付テハ●●ノ定額金納小作料ニ均衡セシムル為ニ準ズル小作料ノ減免条件ヲ附スコト

(三) 小作料ノ納入期

小作料ノ納入期ハ其ノ地方ニ於テ米麦等ノ供出代金支払ノ時期ガ従来ノ小作料ノ納入期ニ遅レルモノニ付テハ其ノ納入期ヲ供出代金支払後ノ適当ナル時期ニ改ムルコト

(四) 将来ノ小作料

農地ヲ新ニ小作ニ賦スル場合ニ於ケル小作料ハ定額金納小作料トシ地方長官ノ認可ヲ受ケシムルコト

小作料ノ金納化ニ付問題トナルヘキ事項

(一) ~ (十) 略『農地制度資料集成』第10巻(1972): pp.980-981に同じ

(十一) 〔問〕小作料ヲ金納スレバ飯米小作農家ノ自家保有米ヲ増加セシムルコトニ因リ国全体トシテノ供出数量ヲ減少セシムルノ結果トナラズヤ。

〔答〕(1) 物納小作料ヲ金納トスレバ飯米農家ノ自家保有米ヲ増加シ一応ソレ丈ケ供出数量ヲ減少セシムルコトトナルモ、一方ニ於テ其ノ数量ニ相当スル当該農家ニ対シテ従来配給セシ配給数量ヲ減少シ得ルコトトナルガ故ニ、国全体トシテノ食糧米ノ需給関係ニ対シテハ何等影響ヲ及ボスコトナカルベシ。

(2) 物納小作料ヲ金納トスレバ飯米小作農家ノ保有米ハ一応増加スベキモ其ノ自家保有米ニ付テハ従来小作料トシテ納入シタル部分ニ限り一般消費者トシテノ数量ヲ認ムル方針ナルヲ以テ其ノ増加部分ハ従来配給米ニ相当スベキモノナリ、ソレ丈ケ配給米ヲ減少シ得ベキヲ以テ食糧ノ需給ニ対シテハ何等影響ヲ及ボスコト無し。尚斯クスルコトニ依リテ配給ニ要スル労力手数ヲソレ丈ケ省略シ得ル結果トナルベシ。

(十二) 〔問〕本案ニ基ク小作料金納化ガ従来ノ小作料ヲ其ノ儘金納化スル意ナリトセバ現在ノ供出制度下ニ於テ事実上広く行ハレ居ル代金納の小作料ニテ十分ナラズヤ。

〔答〕代金納小作料ハ供出、小作料ノ納入方法等ニ於テ物納小作料ニ勝ルト雖モ之ガ価格トノ関係ニ於テハ遺憾トルス点少ナカラザルナリ。即チ現在米麦価ガ食糧管理法ニ基イテ定メラルルコトトナリ居ル限り将来耕作者負担ノ生産費ノ増加アリタル場合ソレ丈

ケ米麦価ハ引上ゲラレルコトトナルベク而シテ其ノ価格ノ引上ゲハ生産費ノ補償ヲ目的トシテ行ハレル以上、生産者価格ノ引上即チ生産奨励金ノ増加トナルベキモノニシテ政府買上価格ノ引上トハナラザルナリ。若シ然リトスレバ代金納換算ノ基準価格ト金納化セントスル標準価格トハ同様ニシテ両小作料金額ニ於テ何等異ナル所ナク物納小作料ヲ金納化スルコトニ依リ小作人ノ生産意識ノ強化、食糧管理事務ノ簡易化等ヲ期シ得ルモノトスレバ此ノ際尚一步ヲ進メ代金納小作料ヲ改メ金納小作料ト為スベキナリ。

然シ乍ラ實際問題トシテ将来ニ於ケル農産物ノ価格引上ノ部分ヲ全部耕作者ニ帰属セシムルコトノ困難ナルコトハ今日ニ至ル迄ノ米麦価ノ引上ニ徴シテ明ナリ。若シ従来通りノ方針ニ基キ政府ノ買上価格ヲモ引上或ハ生産奨励金ノ形ヲ採ラズシテ単ナル価格ノ引上ヲ為スガ如キコトアラシカ物納小作料乃至ハ代金納小作料ノ下ニ於テハ其ノ引上価格ノ一部ハ小作料ノ騰貴トナリテ地主ノ利益ニ帰属シ小作経営ハソレ丈ケ実質的ニ不引合トナルベシ。而モ騰貴シタル小作料ノ引上トナルヲ以テ物納小作料乃至ハ代金納小作料ト米麦価トノ関係ニ於テ止ル所ナキ悪循環ヲ惹起シ戦時下最モ忌ムベキ悪性インフレーションヲ惹起スルノ結果トナルベシ。サレバ此ノ弊害ヲ防止セントスレバ小作料ノ金納化ヲ行フノ必要アリト認ム。

以下、三～九までは、『農地制度資料集成』第10巻(1972):「四 小作料金納化に関する資料」pp.983-990と同じ。

<附記>

この資料の一は、農商省の罫紙にタイプ印刷されたもので、冒頭の目次に「秘」の朱印がおされている。二は、罫紙を裏返した上にガリ版印刷されている。三、以降は西洋紙にタイプ印刷されたもので劣化して赤茶けている。全体は2箇所ホチキス止されている。●は判読不能。

[資料2]

米価対策ト小作料金納化ニ関スル意見

一、食糧増産ト米価対策トノ関係

1. 米価ハ他ノ諸物価ニ比シ著シク低位ニアリ即チ昭和十二年ヲ一〇〇トスレバ昭和十八年ノ米価指数ハ一四二ナルニ農業生産用資材タル肥料ハ一八五、飼料一九八、薬剤一六六、農機具二三五デアツテ何レモ著シク高位ニアルノミナラズ家計用品ニ於テモ食料品二〇九、被服身廻品二八九、家具什器三一九、光熱二一六ニシテ之亦著シク高位ニアリ従テ此ノ缺状路差ハ米生産費昂騰ヲ招来シ米作農家ノ経済ヲ圧迫シ増産上ノ一大支障トナツテ居ル現状デアル
2. 米ノ生産費昂騰ハ耕作農家特ニ小作農ノ稲作所得ヲ著シク低下シ現在ノ小作経営ニアリテハ相当ノ規模ヲ以テスルモ尚稲作経営ノミヲ以テハ経済ヲ維持スルコト困難デアツテ他ニ収入ノ途ヲ求メザルヲ得ナイ現状デアル即チ稲作反当所得ハ昭和十二年ヨリ昭和十七年ノ六ヶ年平均デ自作ハ六七、二六円デアルガ小作ハ三八、〇五円デ其ノ五三、二%ニ相当スルニ過ギナイ、斯ル小作経営ニ於ケル稲作所得ノ貧弱ハ勢ヒ稲作経営ニ対スル投下費用ヲ尠カラシメ原料費肥料費設備費畜力費共ニ自作ニ比シ小作ハ少ク反当労働日数ニ於テモ六ヶ年平均デ自作ハ二〇、七日小作ハ

二〇、〇日デアルカラ〇、七日尠イ、從テ稲作反当収量ニモ影響シ自作ハ二、四三〇デアルガ小作ハ、二、四一七石デ一升三合尠イ。

3. スル諸事情ヨリ考察スルトキハ他物価ニ比シ著シク低位ニアル米価ガ米ノ生産費ノ昂騰ヲ将来シ、耕作農業者特ニ小作農ノ經濟ヲ圧迫シ延テハ稲作以外ノ方面ニ収入ノ途ヲ求ムルノ止ムナキ結果生産条件ノ低下ヲ将来シ増産計画ノ達成ヲ阻害シツツアリト謂ハネバナラス

二、米価ノ引上ト小作料トノ関係

1. 低物価政策ノ堅持セラレネバナラナイ我国ノ現状ニ於テ尚米価ノ引上ヲ必要トスル理由ハ増産ノ目的達成上カラ見テ息ムヲ得ナイ措置トスル点ニアリ。從テ一、二述ベタル理由ニ依リ米価ノ引上ハ米ノ生産費ト耕作者トノ關係ヲ確認シタル上ニ於テ実施セラレナクテハナラス換言スレバスル低物価政策ト矛盾スルガ如キ米価ノ引上ハ耕作者ノ生産費ヲ補償スル意味ニ於テノミ其ノ実施ノ意義ガアルノデアツテ単ナル米価ノ一般ノ引上ニ依リ値上リノ利益ノ大部分ガ地主ノ所得ニ期スルガ如キコトガアツテハ米価引上ノ意義ハ全然没却セラルルモノト謂ハネバナラス
2. 地主ノ所得ハ最近ニ於テ土地負担ノ輕減ト米価ノ騰貴ニ依テ著シク増加シ稲作反当地主所得ハ昭和六年ニハ八、二六円、昭和十年ニハ二一、六七円、昭和十二年ニハ二五、六七円、昭和十五年ニハ三八、五四円、昭和十八年ニハ四四、三四円トナツテ居ル從テ九、一八價格ノ趣旨ヨリ見ルモ地主所得ハ一応コノ線ニ抑ヘルコトガ必要デ之ガ為ニハ小作料ヲ金納トスルコトガ最モ適切ナル措置デアル
3. 小作料金納化ハ永イ懸案ノ問題デ之ニ對スル賛否ノ論モ種々ノ角度カラ行ハレテ來タガ經濟情勢急転シ米穀国家管理制度ト米価ノ公定制度ノ強化セラレタル今日ノ事情ニ於テハ反對論ノ根拠ハ全部解消シ、賛成論ノ根拠ハ益々増加シテ居ルカラ之ヲ断行スルコトハ最モ時期ヲ得タモノト謂フコトガ出來ル

三、小作料金納化ノ影響

1. 地主ニ對スル影響

小作料ヲ金納化スルコトハ小作料ノ引下ゲデハナイカラ地主ニ對シテ不利益ヲ与ヘルコトニハナラナイ將來ノ値上リヲ止ムルコトニハナルガ之ハ九、一八ノ趣旨ニ合致スルモノデアル既ニ住宅ニ於ケル家賃、地代等ニモ実施セラレテ居ル通りデアル

2. 小作人ニ對スル影響

小作料ガ金額ヲ以テ定額化セラルルヲ以テ小作人ハ量ノ増産ニ努力スルコトニ依リテ自己ノ収益ヲ増加シ得ベキヲ以テ増産ニ好影響ヲ齎スコト

尚物納ノ場合ニハ常ニ小作料ノ負担額ガ米価ニ左右セラレテ變動スルニ不拘金納ノ場合ニ於テハカ、ル不安定ナル状態ヲ一掃セラル、ヲ以テ精神的好影響ヲ与ヘ増産ニ専念スルニ至ルコト

四、小作料金納化反對意見ノ根拠ナキ理由

1. 小作料ヲ金納化セバ地主小作間ノ● 摩擦ヲ助長スル憂ナキヤ

イ、小作料ヲ金納化セバ地主ハ食糧米ヲ購入セザルベカラザルニ至ル為之ヲ確保スル目的ヲ以テ小作地ノ返還事件が増加スルニアラズヤトノ問題ニ関シテハ地主ノ食糧米ニ付テハ現行米穀管理制度ノ下ニ於テ適當ノ措置ヲ講ズルコトニ依リテ特ニ地主ガ食糧米確保ノ為ニ小作地返還ヲ要求スル様ナルコトハイナデアロウ若シアリトスレモ農地調整法第九条ノ規定ニ依リ自作ヲ相当トスル場合ヲ除キ食糧米確保ノ目的ノミヲ以テシテハ小作地ノ返還要求ヲ（得シ）得ザルコト、ナツテ居ルカラ支障ハ生マレナイデアロウ

ロ、小作料ノ滞納ガ増加セスカト言フ点ニ関シテハ小作料現物ノ売却代金ニ付テハ一応産業組合等ニ貯金セシムル等可及的浪費ヲ助長セシメザル手段ヲ講ジ得ベキニ依リ単ニ小作料金納ニ変更シタルノ故ヲ以テ滞納ヲ増加スルコトハナイ

ハ、小作料ヲ金納化セバ不作減免ヲ軽視セラルル憂ハナイカトノ点ニ付テハ小作料統制令ニ依リ小作人ニ不和ナル様変更シ得ザルコト、ナツテ居ルヲ以テ不作減免ガ軽視セラルルガ如キコトハナイデアロウ

2. 小作料ヲ金納化セバ農村インフレヲ起スナキヤ

米穀ノ管理制度ニ依リ管理セラレタル米穀ニ付テハ未了産業組合ニ於テ金融ニ当リ産業組合ハ米穀代金ヲ貯金ニ振替可成現金ノ受渡ヲ制限シ貯蓄ノ奨励ニ努ムル方法ヲ講ジ得ベキヲ以テ農村インフレヲ惹起スルガ如キ心配ハナイ

3. 以上ハ主ナル反対意見ニ対スル事項デアルガ反対ヲ予想セラル、意見ニ対スル反駁資料ハ別項ノ通りデアル

<附記>

この資料は、薄い和紙に青字でタイプ印刷され、クリップでとめられている。●は判読不能。()内は行間に記されている。

[資料3]

米の国家管理制度と物納小作料

(一)

米の国家管理制度が強化されて行くにつれて、小作料の物納制は色々の問題を生じてきた。見方によっては、今日、本当の意味で現物小作料は存在しないとも云える。一番重大な変化は、米の供出制度によって之までは小作人が地主の宅へ米を運んで行ったのが、今日では地主の供出米は小作人の手で直接政府の指定倉庫に運ばれ、小作人が地主のところへもっていくのは、現物ではなく入庫証券であると云ふ点である。尤も地主の自家保有分はやはり現物で小作人から地主に納められるが、それは自家保有米をとる小作人として予め指定された小作人からに限られ、その小作人の数もなるべく少くすることになっている。また、不在地主には全然自家保有米は認められない。地主の供出米を一旦地主のところまで運び地主がまた指定倉庫まで運搬するといふことは無用の手数であり、また、生産された場所から直接集荷することが、供出の正確と迅速を期する上にも最もよい方法である以上、斯様な措置のとられることは当然であり、当局の勸奨によって大部分斯様な方法がとられているのである。

(二)

米麦の国営検査が断行され米の検査が従来の容量建から重量建になると同時に、受検義務が小作米に付ては地主ではなく小作人に課せられることになると、現物小作料の存在は一つの障碍につき当たった。何故ならば、小作米は皆従来の検査規格による容量建で契約されて居たのであるから、国営検査の施行によって小作米に付ても重量建の検査を受けなければならなくなると契約通りの小作米は事実上支払へないことになる。之は現物小作料のもとでも小作米の受検義務を小作人に課せられなければならなかった矛盾である。供出制度に於て地主の供出米は直接小作人から供出させると云ふ集荷ルートをとって居る以上、小作米の検査に付ても直接小作人を受検義務者としなければならなかったのであるが、この矛盾をきり抜ける為に政府は小作米の授受は原則として十六貫一俵を以

て四斗入一俵と看做すべきこと、但し一升重量四百匁未満の地域や不作時の如く米の重量が低下した場合にはそれに依りて一定の換算比率を定めてそれに依りて授受する様にとの指導方針を示したが、勿論之は小作契約自体を変化せしめる力がある命令ではなく、地主が之を肯じないときは強制検査の原則を放棄して小作人の受検義務を解除して之を地主に移した。かくすれば、従来米穀検査制によって保障されていた小作米の品質、包装、量目は全然不安定な状態におかれるのみならず、更に、受取った小作米を再包装して地主自ら検査を受ける費用と手数料を負担しなければならぬこととなり、事実上、政府の指示する方針は励行されざるを得ないとの考えからであろうが兎に角窮余の策であることは事実である。

(三)

米穀の国家管理制度が小作米の集荷も検査も事実上生産者たる小作農の義務とせざるを得ないのは、生産者の自家保有米を除いた一切の生産米を、それが生産された場所から空間的にも最短距離で、時間的にも間髪を容れず一本の単純な経路で直接政府の手に集中管理する為、生産者→政府→消費者といふ流通経路以外に米の現物が流通の路を残して置くことが出来ないからである。兵器、弾薬と同列にある食糧であるが故に、私の決済手段としての使用は制限されざるを得なくなったのである。地主に自家保有米が認められているのは、やはり現物小作料制であるが為の現象であるが、それも在住地主に限られ、不在地主には既に自家保有米は認められて居ない。

(四)

国家管理制度下での現物小作料の矛盾は、地主に対する供出割当の際にもあらはれる。現物小作料の授受は国家管理制度の下では非常な制限を受けて、事実上小作米の供出は小作人の手からなされては居るが、それにも拘わらず形式上の供出責任者はあくまで地主であり、小作米の供出割当が地主のところにかかってくる。茲に問題が生じて来る。何故ならば、一度供出割当を受けた場合、生産者でない地主がその義務を果たす為には、ただ小作米徴収の確保以外に方法がない。不作時の小作料減免は当然の慣習であって、小作料減免が円満に行われるところに現物小作料制の一つの美点があるとさえ云はれたのである。ところが現物小作料制の下での地主に対する供出割当は、地主としても容易に小作料の減免に応じ難くなり、徒に小作料減免問題を深刻にするのみである。

供出割当の時期は慣習による小作料の納期よりは早いのが普通であって、実納小作料の確定をまって供出割当を行ったのでは徒に時期を失することとなり、一度減免問題が起こればその為供出の進行が非常に阻害されることは避け得ない。その為当局は「若も管理米決定の時期迄に小作料減免額を決定する見込無き場合に於ては其の争となれる部分は之を切離し其の部分を一応小作人の名義を以て供出せしむる様管理米の数量を取扱ふ」との方針を示し、又、斯様な事態の発生を出来るだけ防止する為「農地委員会を督励し小作料の減免額を可及的公平迅速に決定せしむるの措置を講ずること」と懲憚している。

(五)

それでもまだ従前の如く大体出来秋の模様を見て供出割当量が決められたときには、供出時期迄に小作料減免問題が解決し実収小作料が確定しておれば、管理制度そのものに対する本質的な障碍にはならなかったとも云へる。昭和十九年、供出割当の方法が「稲の植付前に供出割当を為し之を責任数量として予め生産、供出を一貫して農家の覚悟を促す」と云ふ所謂「事前割当制」に迄、管理制度が進展するに至って、現物小作料制と管理制度とは本質的に到底両立し得ないことになり、物納小作料制は根本的な動揺にさらされるに至ったのである。若し地主に対しても事前割当を行ふこ

とになれば、不作に遭っても小作料減免は行われぬ。(供出割当が減額改訂されたとしてもその限度でしか減免されない。)従って現行小作料を相当程度減額して不作時にも減免しないことを条件とする定免制に改めぬ限り、地主に対する事前割当は実行し得ないことなのである。

結局採用された方法を見ると、地主への事前割当は行はず、小作人の供出分と一括して小作人に事前に割当て、実納小作料の確定をまずに小作人から一括供出せしめ、実納小作料に相当する数量だけを地主の供出分とするといふ方法がとられた。最後に至って地主の供出分担量が定まる点では小作米の供出名義人は依然として地主であり、従って之は現物小作料を存続しつつ、事前割当制との矛盾を回避したものと云へるが、其の為に斯かる複雑な方法を探らざるを得なかつたことは考えさせられる問題である。

尚、この仕組では、地主には供出責任量以上の供出はあり得ないと同時に、当初予定された自家保有米は常に確保されるといふことになる。生産者は平年作以上であれば当初の予定より自家保有米が増し、不作であればそれが減少することになる。豊作時に超過供出すれば不作時の飯米不足は補填されないし、また天候など自然の条件以外に労力資材の不足によって平年作の維持が益々困難となることも考へなければならぬから、在住地主の自家保有米が生産者の自家保有米と対照して問題とされる虞がないとは云へない。

(六)

斯の様に、国家管理制度の強化に伴って、先づ地主の小作米を政府の指定倉庫に運ぶ義務が小作人に移り、次いで国営検査を受ける義務も小作人に移り、最後に供出割当も亦一括して小作人に対して為されるに至った。結局、物納小作料と国家管理制度とは相容れぬものがあるのであって、現在、現物小作料の機能として残っているのは、政府の買上価格の引上が若し行われればそれ丈収入が増加するといふことの外には、在住地主に自家保有米が認められて居るといふことだけであって、管理制度下の現物小作料は斯く著しく変貌せざるを得なくなっている。併し乍ら一方では現物小作料の存続が斯様に米の管理制度のやり方を複雑にしているとも云へるのである。殊に、今後益々加わる資材・労力の不足その他幾多の悪条件を乗り切つて戦争遂行のため国が必要とする数量を確保する為には、生産農家の必死の努力を要求しなければならないのであるが、「生産と供出との間に有機的な連携をつけ、割当量は是が非でも供出する為責任を以て生産せしむる様に予め生産供出を一貫しての農家の覚悟を促す」といふ事前割当への一貫性が途中で断切られて居る為に充分生かされていないとすれば、小作料の全面的金納化を断行し、名実ともに生産の責任と供出の責任とを一致せしめ、問題の根本的解決を図らねばならぬ。

<附記>

この資料は、西洋紙にガリ版印刷されたもので、劣化が酷く赤茶けており、一個所ホチキス止されている。